三井住友トラスト・ホールディングス

SuMi TRUST
SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

CSR REPORT 2014

経営理念（ミッション）

(1) 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。

(2) 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。

(3) 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。

(4) 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

目指す姿（ビジョン）
―「The Trust Bank」の実現を目指して―

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

行動規範（バリュー）

私たち、三井住友トラスト・グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

お客さま本位の徹底 ―信義誠実―
私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

社会への貢献 ―奉仕開拓―
私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

組織能力の発揮 ―信頼創造―
私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

個の確立 ―自助自律―
私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

法令等の厳格な遵守
私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

反社会的勢力への毅然とした対応
私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

シンボルマーク

シンボルマークは、“未来の開花（Future Bloom）”をテーマに、「高い専門性と総合力によって、新たな価値を創造し、お客さまや社会の未来を花開かせる」という三井住友トラスト・グループのビジョンを象徴しています。

透明感のある4つの花弁は、お客さま・社会・株主・社員の各ステークホルダーに対する私たちのミッションを表すとともに、それぞれの色彩は、私たちのバリュー（行動規範）である「信義誠実」（ナチュラルグリーン）、「奉仕開拓」（ゴールデンオレンジ）、「信頼創造」（ブルーグリーン）、「自助自律」（スカイブルー）を表しています。

コーポレートカラー

コーポレートカラーは、シンボルマークが表現する価値観を統合し、親しみやすさとともに未来を感じさせる「フューチャーブルー」としました。

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針
（サステナビリティ方針）

私たち三井住友トラスト・グループは、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）に基づき、お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等のすべてのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的な役割を果たします。

1. 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献

- 私たちは、グローバルな視点に立ち、本業を通じて社会・環境問題の解決に取り組みます。
- 私たちは、社会・環境問題の解決に向けて、信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルや革新的な商品・サービスの開発に取り組みます。

2. お客さまへの誠実な対応

- 私たちは、お客さまに商品・サービスの内容を十分にご理解いただけるよう、丁寧なご説明やご提案に努めるとともに、いただいたお客さまの声を迅速に業務改善や商品・サービス向上につなげます。
- 私たちは、お客さまの情報について、万全の管理に努めます。
- 私たちは、お客さまが主体的かつ合理的に金融商品を選択し健全な資産形成ができるよう、教育機関や行政、NPO等とも連携しながら教育・啓発活動に取り組みます。

3. 社会からの信頼の確立

- 私たちは、あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
- 私たちは、ステークホルダーとの健全かつ正常な関係を構築するとともに、公正な競争、企業情報の適切な開示等、社会の構成員としての責任を全うします。
- 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢を貫き、また、組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止に取り組みます。

4. 環境問題への取り組み

- 私たちは、低炭素社会や生物多様性を育む自然共生社会、循環型社会の構築を目指し、さまざまなステークホルダーとの連携を図り、本業を通じてこれらを阻害する問題の解決に取り組みます。
- 私たちは、省エネルギー・省資源等、自らの企業活動によって生じる直接的な環境負荷の低減に取り組みます。

5. 個人の尊重

- 私たちは、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し、不当な差別行為を排除します。
- 私たちは、安全で快適な職場環境を実現するとともに、社員それぞれの多様な働き方を尊重し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- 私たちは、社員の能力開発に取り組むとともに、心とからだの健康づくりに努めます。

6. 地域社会への参画・貢献

- 私たちは、企業活動を行うあらゆる地域において、さまざまなパートナーと協力し合い、事業活動や教育・文化事業等の社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化や豊かな生活環境づくりを目指します。

編集方針

CSR（企業の社会的責任）レポート編集方針

本CSRレポートは、ハーバード大学のマイケル・E・ポーター教授が唱えた「共通価値の創造」（CSV: Creating Shared Value）のコンセプトの視点に立つとともに、2013年5月に公表されたグローバル・レポーティング・イニシアティブG4版ガイドラインを参考にして編集しています。

具体的には、共通価値の創造に至る3通りのプロセスごとにG4版のマテリアリティ（重要性）を意識した情報開示に努めました。

また、さまざまな読者ニーズに対応するため、2013年版に引き続き、2014年版もフルレポート（当レポート）、ダイジェスト版、テーマ別レポート（「気候変動」「自然資本」「責任投資」「環境不動産」）の3形態とさせていただきました。また、当グループのその他のCSR活動への取り組みについては、ウェブサイトに掲載していますので是非ご覧ください。

※ 本レポートおよび当グループのCSR活動に関する皆さまからの率直なご意見をいただくため、巻末にアンケート用紙をご用意致しました。皆さまの忌憚のないご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

報告対象範囲：

三井住友トラスト・グループ（三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行、その他のグループ会社）

対象読者：

お客さま、株主・投資家、社員、事業パートナー、地域社会、NPO、行政、国際機関等の全てのステークホルダー（利害関係者）

報告対象期間：

2013年10月1日～2014年9月30日

※ ただし、一部には2013年度以前の活動や2014年10月以降の最新情報を含んでいます。

参照ガイドライン：

GRI（Global Reporting Initiative）
「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版」

※ 本ガイドラインとの対照表は124頁をご参照ください。

読者ニーズに合わせCSRレポートを3形態に。

フルレポート

ダイジェスト版

テーマ別レポート

ウェブサイトの「CSR活動」において、当レポートへの掲載情報以外にも当グループが取り組んでいる幅広いCSR活動の内容を掲載しています。

ウェブサイトではサクセスフルエイジング、環境・生きもの応援活動などについて、より詳細な情報を掲載しています。

「CSRの取り組み」
http://smth.jp/csr/

社会貢献活動（With You活動）についての定期報告書を発行しています。

『SuMi TRUST With You社会貢献活動レポート』は、三井住友信託銀行の全国の支店で取り組むWith You活動についての定期報告書です（年4回発行）。

三井住友トラスト・グループは希少種の保護など、生物多様性保全のための取り組みを推進していきます。

表紙写真：オオワシ
[Haliaeetus pelagicus]

オオワシは絶滅危惧種に指定されている生物です。当グループは、社会貢献寄付信託などの寄付先として、絶滅危惧種の生息地を購入するナショナル・トラスト活動を推進する公益団体を指定しています。

CONTENTS

トップコミットメント	4
共通価値を創造するCSR活動	6
国連GC、サステナビリティ方針、ISO26000 関連内容掲載ページ	7
三井住友トラスト・グループのCSR経営におけるマテリアリティ	8
当グループのビジネスモデル	10
当グループ事業のステイタス	11

Process 1

新しい金融事業を創造するCSR活動 12

銀行事業	金融機能を生かした気候変動問題への対応	14
	金融機能を生かした自然資本問題への対応	24
	金融機能を生かした超高齢社会問題への対応	32
	信託機能等を活用したさまざまなソリューション	40
資産運用・管理事業	資産運用業務におけるESG課題への取り組み	46
不動産事業	不動産業務におけるESG課題への取り組み	58

Process 2

社会適合性を向上させるCSR活動 66

コーポレート・ガバナンス、内部統制	68
コンプライアンス（法令等遵守）体制	76
公正な事業遂行の取り組み	78
リスク管理	81
人権と三井住友トラスト・グループ	87
社員と三井住友トラスト・グループ	90
環境負荷低減に向けた取り組み	97
お客さまから信頼をいただくための取り組み	103

Process 3

信頼を高め事業基盤を堅固にするCSR活動 110

全国での活動	112
With You活動推進の取り組み	114

三井住友トラスト・グループのCSR さまざまな企業行動指針などへの参加と活動	123
GRIガイドライン対照表	124
財務ハイライト	131
三井住友トラスト・グループの基本情報	132

トップコミットメント

持続可能な社会の形成に資する金融の役割、特に信託専業銀行としての当グループの役割を果たします。

取締役社長
北村（きたむら）　邦太郎（くにたろう）

取締役会長
常陰（つねかげ）　均（ひとし）

はじめに

現在、企業を取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ欧米の資本市場においては社会・環境への配慮を重視した企業行動に機関投資家の注目が集まり、投資先の決定要因として大きな位置付けを占めるようになってきています。我が国においても、2014年2月に、投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すための「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）が導入され、投資先企業の有する社会・環境問題に関するリスクへの対応状況を的確に把握することが求められることとなりました。また、これに呼応する形で、6月には政府公表の「日本再興戦略」改訂版において、上場企業の統治方針である「コーポレートガバナンス・コード」を制定していくことが盛り込まれました。現在検討されているコード案の中には、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について企業が適切な対応を行うことが求められています。まさしく各企業においては、自社の収益性や成長性の追求といった経済的価値を創造しながら、社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造する「共通価値の創造」が、持続的な成長を遂げ、中長期的な企業価値を向上させる為には不可欠との認識です。

お客さま、また、当グループのESG課題の解決に注力しています

私ども三井住友トラスト・グループにおいては、これまでも「共通価値の創造」をCSR活動の基盤として掲げ、積極的に推進してまいりました。

社会的な課題の解決に貢献する新たな金融事業の創造を目指し、個人のお客さま向けソーラー（太陽光発電設備）ローンや、機関投資家向け責任投資ファンド、環境配慮型建築コンサルティングなどに注力するとともに、2014年12月には、外貨定期預金にガン・介護の保障を無料で付帯する業界初のサービスとして「外貨革命・安心パッケージ」を開発しました。また、社会適合性を図る活動として、グループ各社の業務全般に内在するESGリスクの把握および統合的管理を行うためのマネジメント体制の構築や、日本版スチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードに適合したガバナンス強化策に取り組んでいます。

持続可能な社会の形成に貢献します

我が国においてもCSRの概念や取り組みは徐々に浸透しつつある一方、グローバル化の進展に伴い、我々が解決すべき社会的課題の範囲や深刻さは拡大の一途をたどっています。私ども三井住友トラスト・グループは、これからも信託銀行グループならではの多彩な機能を生かし、持続可能な社会の形成に貢献する「No.1サステナビリティバンク」を目指してまいりますので、引き続き、皆さまの温かいご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2015年1月

取締役会長

常陰　均

取締役社長

北村 邦太郎

共通価値を創造するCSR活動

「共通価値の創造」の基盤

「共通価値の創造（CSV: Creating Shared Value）」とは、企業が社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に自らの経済的価値を創造していくという考え方です。

当グループが目指す「共通価値の創造」は、「経営理念（ミッション）」「目指す姿（ビジョン）」「行動規範（バリュー）」、および当グループの社会的責任に関する基本方針である「サステナビリティ方針」に基づいたものです。これらのポリシーには、経済的価値や社会的価値の創造に取り組む姿勢が明示されています。

また、当グループは、国際的な企業行動原則である「国連グローバル・コンパクト」や、国内金融機関の自主原則「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」等に署名しており、これらの原則・行動指針を尊重しながら、共通価値の創造を目指しています。

共通価値の創造プロセス

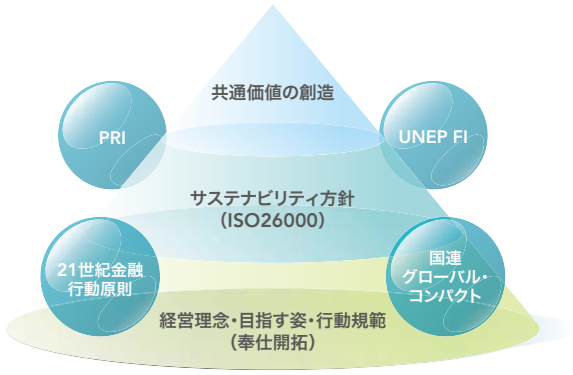

「共通価値の創造」を実現するための三つのプロセス

当グループは、「共通価値の創造」を実現するためのプロセスを三つのカテゴリー、すなわち①社会的な課題の解決に貢献するために新しい金融事業を創造すること、②日常業務において社会適合性の向上を図ることで企業体質を強化すること、③社会活動への積極的な参画を通じステークホルダーの信頼を高め事業基盤を堅固にすること、に整理し、戦略的な取り組みを推進しています。

Process 1	Process 2	Process 3
社会的な課題の解決に貢献するために新しい金融事業を創造する	日常業務において社会適合性の向上を図ることで企業体質を強化する	社会活動への積極的な参画を通じステークホルダーの信頼を高め事業基盤を堅固にする
（主要な社会的課題） エネルギー問題、気候変動問題、生物多様性問題、高齢化問題	（具体的な業務） ガバナンス・コンプライアンス、人権に関わる問題、環境負荷の低減	（三つの活動） 環境・生きもの応援、サクセスフル・エイジング支援、地域・社会貢献

国連GC、サステナビリティ方針、ISO26000 関連内容掲載ページ

国連GC（グローバル・コンパクト）の10原則

	原則	掲載ページ
人権	原則1　企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。	87～89
	原則2　人権侵害に加担しない。	
労働	原則3　組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。	90～96
	原則4　あらゆる形態の強制労働を排除する。	
	原則5　児童労働を実効的に廃止する。	
	原則6　雇用と職業に関する差別を撤廃する。	
環境	原則7　環境問題の予防的なアプローチを支持する。	14～31、97～102
	原則8　環境に関して一層の責任を担うためのイニシアティブをとる。	
	原則9　環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。	
腐敗防止	原則10　強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。	78、79

三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）

方針	掲載ページ
1 事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献	12～65
2 お客さまへの誠実な対応	103～109
3 社会からの信頼の確立	68～80
4 環境問題への取り組み	14～31、97～102
5 個人の尊重	90～96
6 地域社会への参画・貢献	110～122

ISO26000 7つの中核主題

中核主題	課題	掲載ページ
組織統治	組織統治	68～77、81～86
人権	デューディリジェンス／人権に関する危機的状況／加担の回避／苦情解決／差別及び社会的弱者／市民的及び政治的権利／経済的、社会的及び文化的権利／労働における基本的原則及び権利	87～89
労働慣行	雇用及び雇用関係／労働条件及び社会的保護／社会対話／労働における安全衛生／職場における人材育成及び訓練	90～96
環境	汚染の予防／持続可能な資源の利用／気候変動の緩和及び気候変動への適応／環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	14～31、97～102
公正な事業慣行	汚職防止／責任ある政治的関与／公正な競争／バリューチェーンにおける社会的責任の推進／財産権の尊重	78、79
消費者課題	公正なマーケティング、事実に即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行／消費者の安全衛生の保護／持続可能な消費／消費者に対するサービス、支援、並びに苦情及び紛争の解決／消費者データ保護及びプライバシー／必要不可欠なサービスへのアクセス／教育及び意識向上	103～109
コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	コミュニティへの参画／教育及び文化／雇用創出及び技能開発／技術の開発及び技術へのアクセス／富及び所得の創出／健康／社会的投資	110～122

※ GRIガイドライン G4に則った当グループのマテリアリティは8-9頁に、対照表は124-130頁に掲載していますので、ご参照ください。

三井住友トラスト・グループのCSR経営におけるマテリアリティ

当グループは、「共通価値の創造」の観点から、当グループの企業価値向上とステークホルダーの価値向上の実現に結び付くマテリアリティ（重要な課題）を特定し、CSR活動の取り組みを実施しています。

マテリアリティ（重要な課題）の特定

当グループは、企業価値と社会的価値の共通価値を創造するCSR活動（CSV）の取り組みレベルを向上させるために、ステークホルダーにとっての重要性と当グループにとっての重要性を二つの軸に据え、個々の事業活動をプロットすることで、CSR経営を推進していく上で何がマテリアリティ（重要な課題）であるかを特定しました。

マテリアリティの三つの領域

当グループの事業活動が自社の企業価値のみならずステークホルダーに広範な影響を与えるテーマ

金融システムの健全性、お客さまの満足に関するテーマなどが含まれます。

当グループの事業活動が主に自社の企業価値に影響を与えるテーマ

コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、社員への配慮などが含まれます。

当グループに直接的な影響は少ないが社会のサステナビリティ（持続可能性）を脅かすテーマ

気候変動や生物多様性といった環境問題、人権問題や人口減少、超高齢化問題などがテーマとして挙げられます。

マテリアリティの特定のプロセス

当グループのマテリアリティは、CSR推進室において三井住友トラスト・グループが取り組むべき課題を抽出した後、中期経営計画や社内施策との整合性調査、ステークホルダーへのヒアリングによる精査を行った上で特定しています。

バウンダリー（当グループの事業活動の影響の範囲）の把握

当グループは、バウンダリーについて以下のように整理しています。

① 当グループの所属する企業

② 当グループへ各種サービスや設備・文具などを納入するサプライヤー

③ 当グループの事業を通じ影響を与えるステークホルダー

（ア）直接的な影響を与える事業
（例：プロジェクトファイナンス、不動産取引）

（イ）間接的な影響を与える事業
（例：企業への投融資）

当グループのバウンダリー

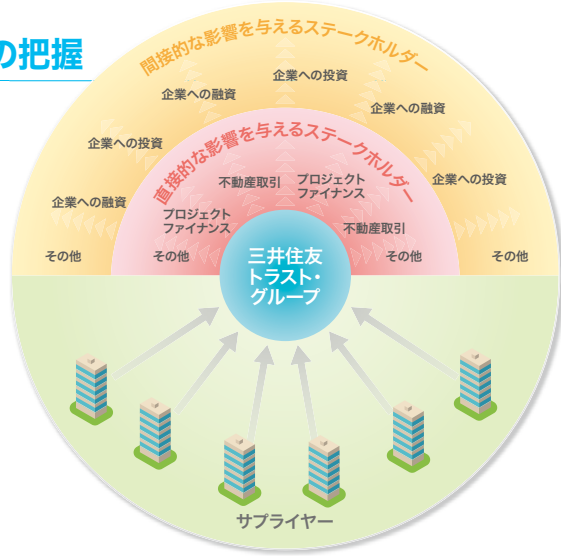

ステークホルダーとの対話

マテリアリティを特定するプロセスにおいて、ステークホルダーとの直接対話は不可欠です。2013年は、気候変動問題と高齢化問題をテーマにステークホルダーダイアログを実施し、意見交換を行いました。

気候変動問題

2013年10月、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）の方を招き、意見を伺いました。三井住友信託銀行（以下、SMTB）の金融商品・サービス面での取り組みに関して評価をいただいた一方で、今後SMTBは、日本の企業全体に対してプラスの働きかけを行っていくことが大切ではないか、といった気候変動対策の普及推進に関する意見もいただきました。

高齢社会問題

京都府立医科大学が主導する「革新的イノベーション創出プログラム拠点」トライアル事業（37頁参照）の金融サテライトメンバーを招き、高齢社会問題に関する今後の取り組みについて意見を伺いました。金融商品の契約や預金引き出しの際、認知症を患う高齢者の方をトラブルから守るためには、福祉施設や警察だけでなく、高齢者の方が普段利用する銀行窓口とも連携し、高齢者を見守ることが必要である、という意見が上がりました。また、SMTBには、他の銀行のモデルとなるような好事例を示してほしい、という要望もいただきました。

当グループのビジネスモデル

三井住友トラスト・グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合したビジネスモデルで独自の価値を創出しています。

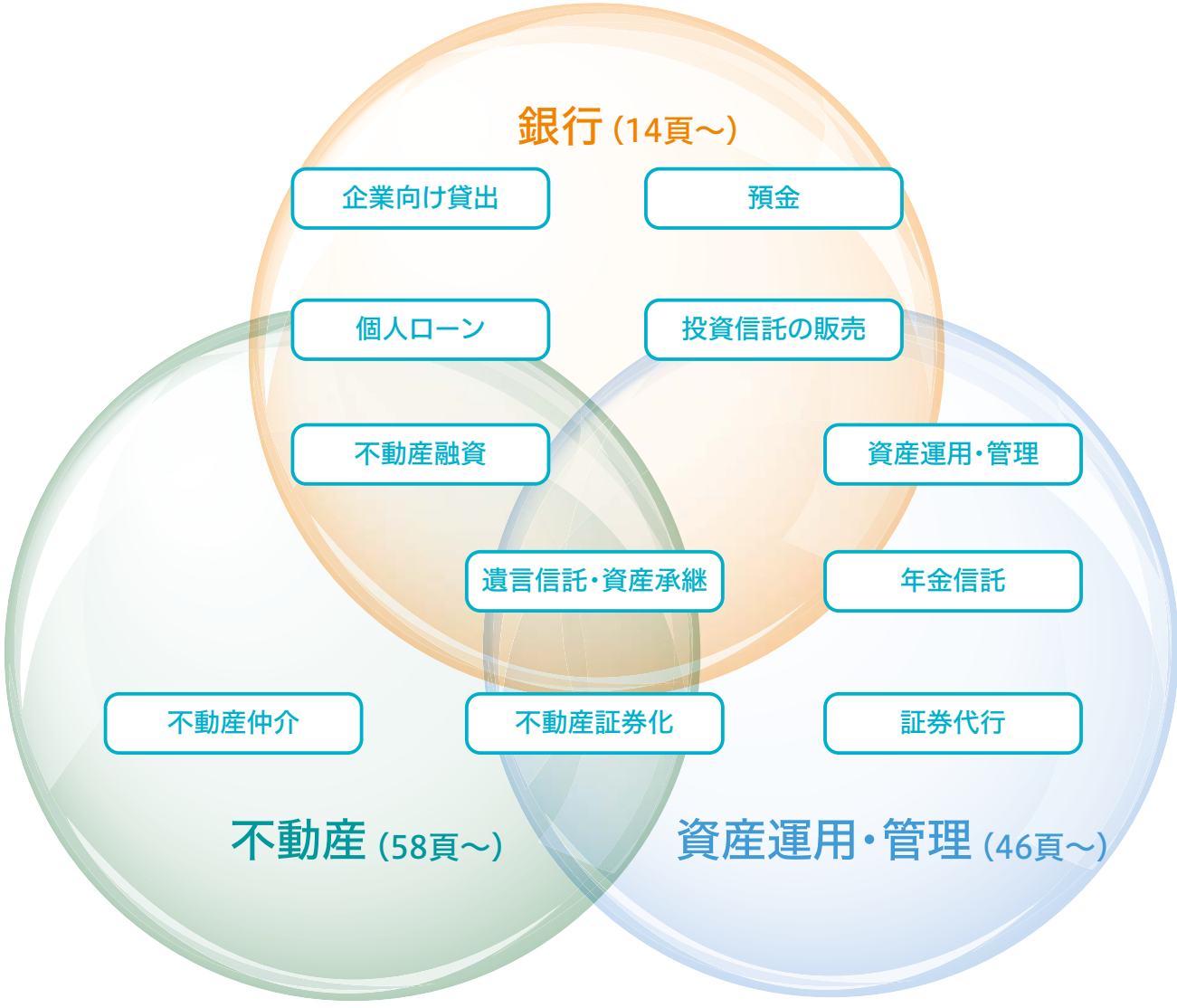

当グループ事業のステイタス

三井住友トラスト・グループは、①我が国最大の資産運用・資産管理グループ、②我が国有数の資産運用コンサルティンググループ、③信託銀行関連各事業で業界トップクラスであり、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループです。

（2014年3月末時点）

投信・投資一任販売額	約1.5兆円	本邦銀行グループ	第1位
遺言書保管件数	23,459件	信託	第2位
個人ローン残高	約7兆円	本邦銀行グループ	第5位
金銭債権流動化受託残高	約12兆円	信託	第1位
法人向け貸出残高	約16兆円	本邦銀行グループ	第4位
総貸出残高	約24兆円	本邦銀行グループ	第5位
証券代行管理株主数（グループ会社合算）	22,849千人	信託	第1位
不動産関連収益（グループ会社合算）	約469億円	信託	第1位
不動産証券化受託残高	約10兆円	信託	第1位
資産運用残高	約70兆円	本邦銀行・証券グループ	第1位
資産管理残高※	約197兆円	本邦銀行グループ	第1位
企業年金受託残高	約15兆円	信託	第1位
年金総幹事件数	1,468件	信託	第1位
投資信託受託残高	約40兆円	信託	第1位

※ 三井住友トラスト・グループの合算信託財産残高

Process 1

新しい金融事業を創造するCSR活動

共通価値の創造

企業が「顧客ニーズ」に応えるのは当然のことです。しかし、顕在化した「顧客ニーズ」に応えているだけでは、事業革新（イノベーション）を実現することはできません。さまざまな社会問題の解決が「社会ニーズ」であると捉え、その解決に貢献することは、潜在的な「顧客ニーズ」を先取りしたイノベーションを生み出すことにつながります。

金融機能を生かした気候変動問題への対応

2013年9月に公表された国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告によると、ここ数年、地球の平均気温は観測史上最高を更新し続けており、地球温暖化は疑う余地のない状況となっています。これは、私たち人間の活動による温室効果ガスの排出が最大の原因として考えられます。温暖化を抑制するには、温室効果ガス排出量の大幅な削減を持続することが必要です。

当グループは、信託銀行の機能と経験を生かした付加価値の高い金融ソリューションにより、このテーマに貢献していきます。

世界平均地上気温変化

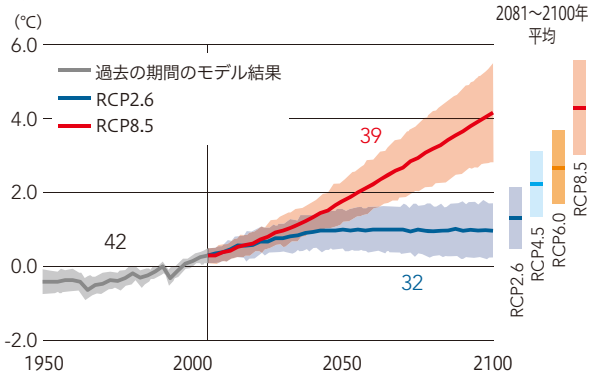

出典：気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書

三井住友トラスト・ホールディングスの気候変動対応行動指針

1. 気候変動の緩和等に向けた取り組み・支援の実施
   私たちは、自らの事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、気候変動の緩和やその適応に向けた活動の支援に努めます。

2. 商品・サービスの提供
   私たちは、金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。

3. ステークホルダーとの協働
   私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、気候変動への対応に努めます。

4. 教育・研修
   私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と気候変動への対応に向けた教育・研修に努めます。

5. 情報公開
   私たちは、気候変動への対応状況を積極的に開示します。

再生可能エネルギーの普及・拡大

再生可能エネルギーファイナンス

プロジェクトファイナンスなどを通じて、風力、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を促進しています。

2012年7月に再生可能エネルギーにより発電された電力を電力会社で買い取る固定価格買取制度（FIT）が導入されて以降、国内各地でメガソーラー（大規模太陽光発電所）の建設ラッシュが巻き起こり、風力発電、地熱発電、小水力発電の計画が相当数具体化してきました。洋上風力発電やバイオマス発電などの新分野の取り組みも始まっています。当グループでは、国内外でのさまざまな再生可能エネルギープロジェクトを支援するために、ファイナンス面でのサポートを行っています。

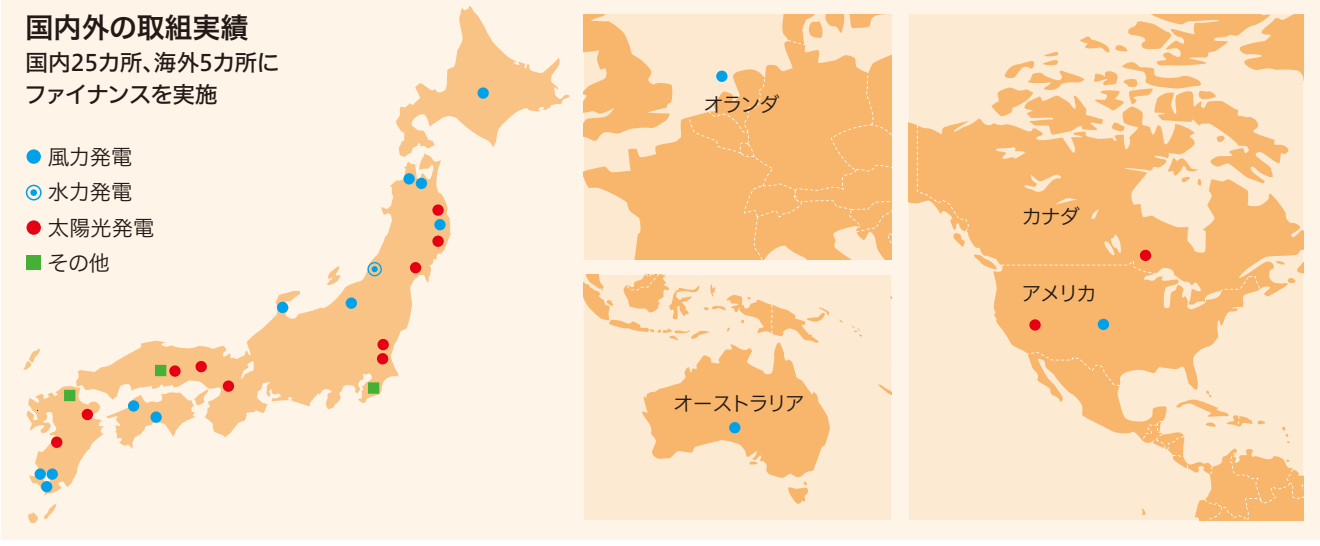

ソーラーリース

小規模から大規模までの太陽光発電設備の導入を、計画・施工・運営の各期間にわたってリース方式でサポートします。

太陽光発電の導入にあたって、発電量予測、設計、資金計画、系統連系協議、施工、運営・保守管理までの一連の工程を三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが選定した専門のパートナーとともに総合的にサポートするワンストップサービスの体制を構築しています。

特に、中堅・中小企業向けに、①太陽光発電事業のキャッシュフローに着目する「事業性着眼スキーム」、②一定の要件を満たす場合にスピード審査を行う「スピード販促スキーム」など対応する商品を用意し、設備の設置場所、規模などに応じた多様な資金ニーズにお応え致します。

2014年9月現在、41件の大規模太陽光発電所（高圧）、合計発電容量48,300kW（計画中を含む）をリース方式でサポートしています。

太陽光マーケットと取り組みスキーム

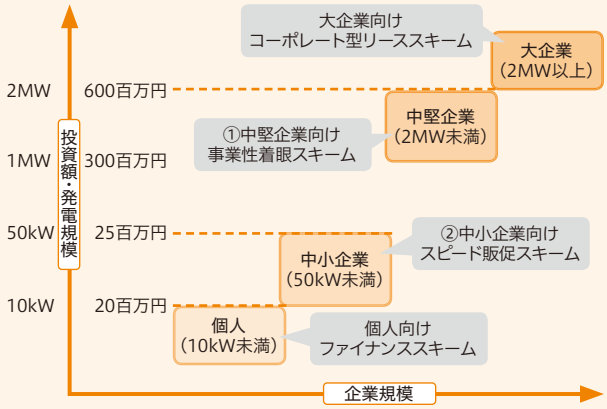

ワンストップサービスの流れ

①事業性着眼スキーム（メガソーラー向け）

太陽光発電のキャッシュフローなどの事業性に着目して、ファイナンスを行うスキームです。従来では長期、高額のファイナンスが困難であったお客さまに対して、より迅速に対応させていただくことを目的としています。

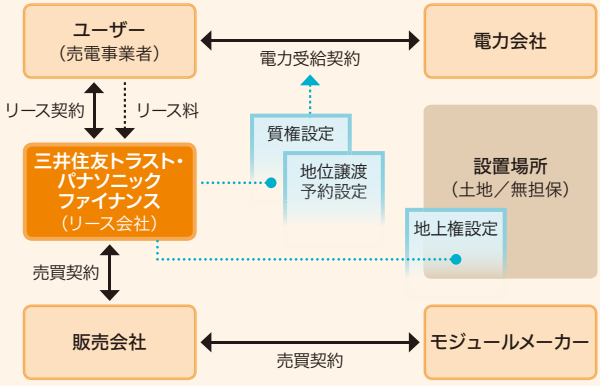

太陽光発電事業に係る各種権利に対して、三井住友トラスト・パナソニックファイナンスが所定の保全措置（①設置場所への地上権設定、②売電債権への質権設定、③事業者たる地位の譲渡予約設定）を発電事業者にご承諾いただくことにより、より発電事業の経済性に着目した事業性判断が可能になります。

②スピード販促スキーム（低圧帯向け）

50kW未満の低圧帯の太陽光案件専用のスキームです。売電債権への質権設定を行うことによって、スピーディーな与信審査を行います。

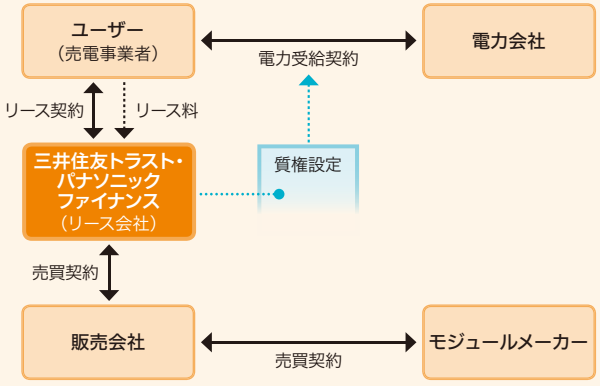

あらかじめ提携を結んでいる設備等の販売会社から購入した機器をリース方式で設置していただくこと、発電事業の売電債権に対する質権設定をご承諾いただくことにより、太陽光発電事業の経済性に依拠した事業性判断が可能になります。

多様な再生可能エネルギーの活用の取り組み

系統連系の問題などから、地熱、バイオマス、中小水力などの発電量の安定した再生可能エネルギーの普及拡大、系統安定のための蓄電池の活用を推進していきます。

水力発電

河川流量の大きい日本では水力は有望な自然資源であり、開発のポテンシャルが期待されます。固定価格買取制度制定前の導入量は再生可能エネルギーの中でも最も大きかったエネルギーです。設備に関しては国産機器の割合が多いと言われており、建設工事、保守管理などでも雇用促進などで地元経済に貢献しています。河川法改正で水利権手続きの簡素化が図られ、導入促進が見込まれます。

地熱発電、温泉バイナリー発電

大規模な地熱発電は、開発リスクが大きいことや環境影響評価に数年かかることから、導入が遅れたものの、国による開発補助金制度、固定価格買取制度の導入を受け、今後一気に導入が進むと考えられます。また、火山国である日本は温泉資源が豊富であるにもかかわらず、高温の温泉水のエネルギーは従来、放熱や加水で捨てられていました。今後は、その未利用の温泉熱を回収して発電する温泉バイナリー発電が有望となるでしょう。

バイオマス発電

バイオマス発電には、木材チップなどを燃料とする木質バイオマス発電、一般廃棄物などを燃料とする廃棄物発電、メタン発酵ガスを燃料とするバイオガス発電などの発電方式があります。地域の資源を活用することから、原料を供給する地域産業の発展との相乗効果が見込まれます。また、発電とともに熱利用も可能であり、総合的なエネルギー効率性が高い点も特長です。太陽光、風力以外では設備認定件数が最も増加している再生可能エネルギーです。

産業用蓄電池

太陽光発電や風力発電は日照や風況によって短時間で発電量が変動し、系統の周波数、需給バランスが乱れる接続問題の原因となります。その解決方法の一つが大型蓄電池の活用です。また、発電電力の自家消費が増加することが想定されますが、その場合も余剰電力や低価格帯時間の購入電力の蓄電などにおいて蓄電池の需要が見込まれます。蓄電池は技術的には日本企業が優れている産業分野です。

スマートハウス向けリフォーム・ソーラーローン（販売金融）

住宅リフォームでのスマートハウス化を目指し、太陽光発電、Home Energy Management System（HEMS）、家庭用燃料電池、蓄電池などの導入を支援します。

太陽光発電設備は全国の新築、既築の120万戸を超える住宅に設置されました※。今後は2016年の電力小売りの完全自由化を控えて、一般住宅のスマートハウス化が一気に進展します。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、販売店や施工業者などと協力して太陽光発電専用のソーラーローンを提供してきました。今後は太陽光発電だけでなく、スマートハウス関連機器の導入・普及を支援する「リフォーム・ソーラーローン」を提供し、省エネでしかも快適な生活環境づくりと、安心安全な防災対策など、より良い家づくり、街づくりに金融の側面から貢献していきます。

※ 一般社団法人 太陽光発電協会公表資料より。

スマートハウス化を実現する機器

家庭用太陽光発電の普及拡大と三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのソーラーローン実行額の推移

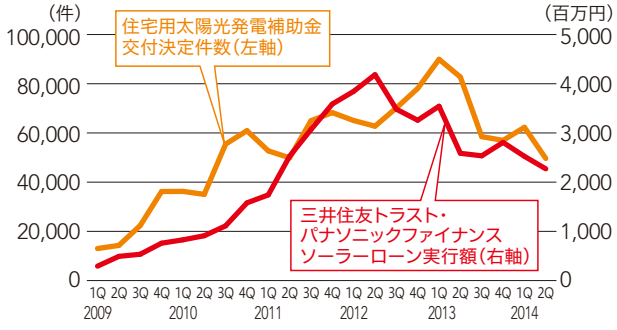

住宅・建築物省CO_2先導事業に関する取り組み

省CO_2対策に優れた建築物の普及を建物評価という視点で促進しています。

住宅・建築物省CO_2先導事業とは

- 省CO_2の先導性に優れたリーディングプロジェクト（建築・改修事業）を公募し、採択された事業に補助を行います。
- 先導的な取り組みに関する工事費等の2分の1以内の金額で補助が行われ、採択事業1件当たりの平均補助金額（予算）は2億円程度で推移しています。
- 採択事業については国土交通省から報道発表されるとともに独立行政法人 建築研究所ホームページに公開され、採択時および完了時にプロジェクト発表の機会があります。

住宅・建築物省CO_2先導事業に関する三井住友信託銀行の取り組み

- 環境配慮型建築コンサルティングの一環として、補助金の採択に向けた支援を行っています。
- 住宅・建築物省CO_2先導事業の採択支援に特化したコンサルティングについてもお引き受けしており、ハード面だけでなく、ソフト面（ビル経営等）における豊富な経験・ノウハウに基づくコンサルティングを行っています。

※ このコンサルティングは、住宅・建築物省CO_2先導事業の採択をお約束するものではありません。

広島マツダ
大手町ビル改修工事

ダイキン工業テクノロジー・イノベーションセンター

環境配慮型住宅ローン

省エネ、創エネなど、環境に配慮した住宅の普及促進を支援する住宅ローンを提供しています。

戸建住宅やマンションの購入にあたって、省エネ性能や緑の豊かさなどの環境に配慮した住宅を好まれるお客さまが増加しています。

このようなニーズを踏まえ、三井住友信託銀行（以下、SMTB）では住宅ローンの金利体系にCSR基準を導入し、自治体独自の環境性能表示制度を採用しているマンションなどに対して金利を優遇する環境配慮型住宅ローンを提供しています。

具体的には断熱性能の向上、太陽光パネルやガスヒートポンプなどの導入、敷地内の緑化など多様な環境配慮をした住宅を評価する制度を設けている東京都、川崎市、大阪府、神戸市、広島市の五つの自治体と連携し、環境配慮型住宅ローンを提供しています。

また、暮らしの中での省エネ・節電の意識がより高まるなか、SMTBは、再生可能エネルギー活用の普及・拡大についても、ローン商品の提供でサポートしています。

具体的にはパナホーム株式会社の販売する太陽光発電設備を搭載した戸建住宅に対して、太陽光発電設備一体型新築住宅向け提携ローンの取り扱いを2012年12月より開始しています。

東京都マンション環境性能表示2013年度基準の例

写真提供：パナホーム株式会社

金融が支援するスマートシティのエネルギー・トータルマネジメント

SMTBは、電力・ガス・熱システム改革を踏まえたエネルギー供給の多様化や太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進といったエネルギー供給者側の対策、省エネ・省コスト・省CO_2を目的とする個々の建築物や都市・地域全体でのエネルギーマネジメントといったエネルギー需要者側の対策をファイナンス、リースなどの金融機能や環境性能評価制度の活用によって支援し、社会全体の気候変動対策による低炭素社会の実現に貢献していきます。

スマートシティは居住環境、経済活動などさまざまな人間活動におけるエネルギー利用の効率化の取り組みを通じて気候変動を緩和するものです。また、情報通信の高度化により、高齢社会への対応、安全社会の構築に貢献し、環境面のみならず、社会面でも持続可能社会の実現に資するものです。

エネルギー供給者、エネルギー需要者、金融の一体的取り組み

エネルギー供給者	電力・ガス・熱システム自由化、エネルギー供給の多様化対応
	再生可能エネルギーの導入促進
エネルギー需要者	省エネ・省CO_2・省コストのトータルマネジメント
	エネルギー・タウンマネジメント
金融	多様な資金供給による財政的支援
	建築環境総合性能評価制度の活用

スマートシティのエネルギー構造

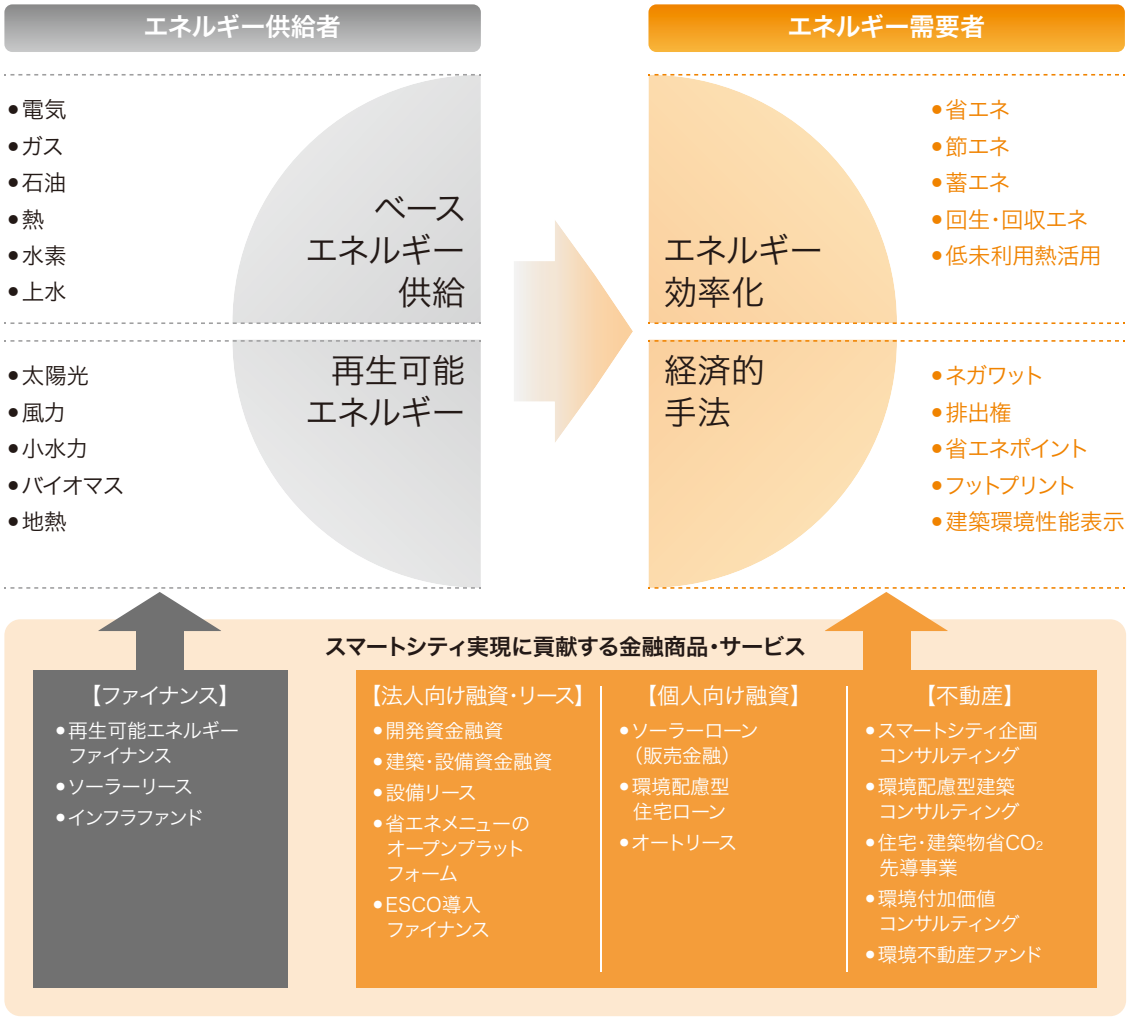

省エネメニューのオープンプラットフォーム

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスではお客さまの多様なご要望に対して、最適な対策の組み合わせを提案する「オープンプラットフォーム方式」を採用しています。

- ①設備改善、②需要側の負荷削減、③未利用エネルギーの活用の三つの対策の組み合わせを提案します。
- 省エネコンサルティング、エネルギーマネジメント、金融を組み合わせたサービスを提供します。
- 省エネ対策の検討、機器選定、補助金申請、資金調達、運用まで全てをワンストップで提供します。機器の保守サービスと一体のメンテナンス付きリースでの対応も可能です。

お客さま

最適メニューの提案

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスのオープンプラットフォーム

さまざまな省エネメニュー

遠隔監視、運用改善、省エネ改修、熱源効率化、照明・空調　等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス × メーカー、エンジニアリング会社、施工会社

第1の省エネ：設備改善

老朽化した空調・熱源設備などの更新、改善により、省エネ化を図ります。

空調・照明
- 空調の高効率化
- 照明のLED化

ボイラー
- 高効率温水ボイラー

コジェネレーションシステム
- ガスタービンエンジン
- ジェネリンク（排熱投入型冷温水機）

第2の省エネ：負荷削減

断熱性向上やピークカットにより、需要側でエネルギー消費効率を改善します。

エネルギーマネジメントサービス（EMS）

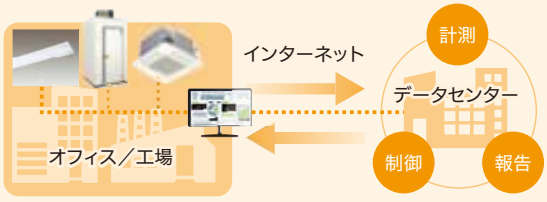

屋根・外壁・内壁の遮熱
- 断熱塗装

フィルム

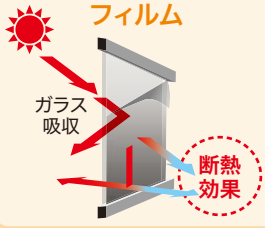

第3の省エネ：未利用エネルギーの活用

排熱や地下水などの未利用エネルギーを回収・利用しエネルギー効率の向上を図ります。

未利用エネルギー熱交換器

排熱回収温水器

リジェネバーナー

地下水利用

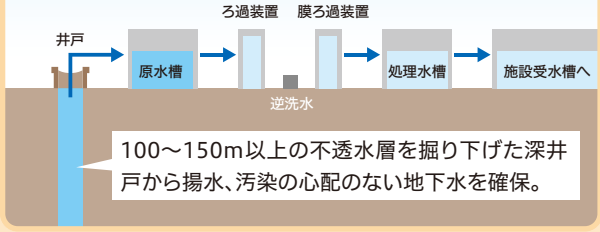

工場におけるエネルギーコスト削減（提案事例）

導入効果

1. 電力負荷（ピーク電力）の削減は全体の16%程度可能
2. 電力使用量も全体の10%程度削減することが可能
3. 光熱費（ランニングコスト）は全体の21%程度の削減

光熱費、エネルギー使用量、環境負荷の削減効果

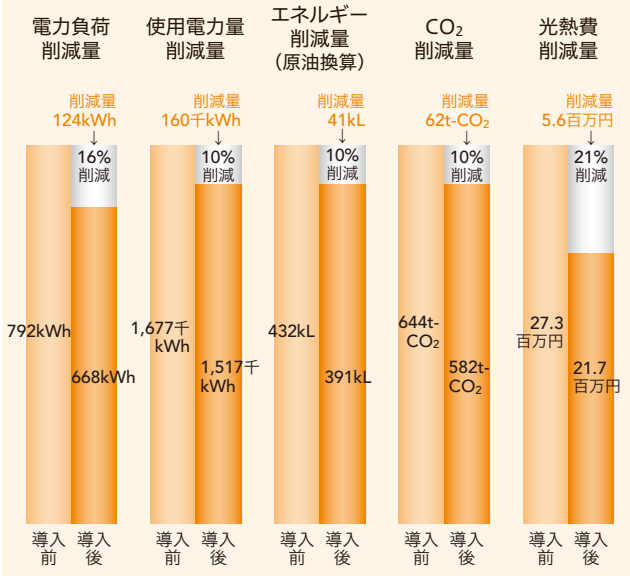

リース活用のメリット

リースの活用により、初期投資額なしで資金負担を平準化できます

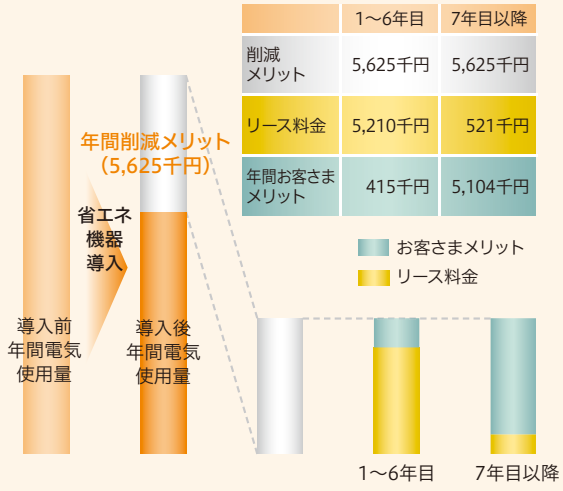

アミューズメント施設におけるエネルギーコスト削減

導入効果

クラウド型EMS導入により、空調・照明などを最適にコントロールすることでエネルギー使用量を削減できます。
エネルギーデータの見える化によりデマンド抑制が可能となり、改正省エネ法におけるピーク対策にも効果的です。

- 電力使用量が26%削減 ⇒デマンド抑制により、電力料金が大幅に軽減されます。
- ガス使用量が30%削減 ⇒電力のみならず、ガス使用量の制御による削減も可能です。
- CO_2排出量が34%削減 ⇒地球温暖化対策に貢献するCSRのアピールにもつながります。

エネルギー使用量、CO_2排出量の削減効果

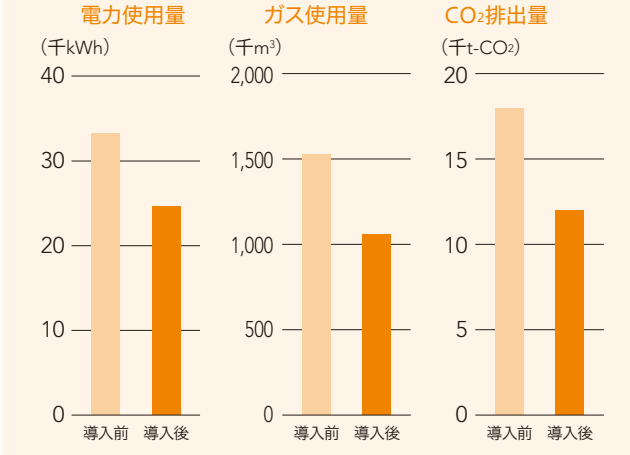

BEMS※導入による電力使用量削減効果

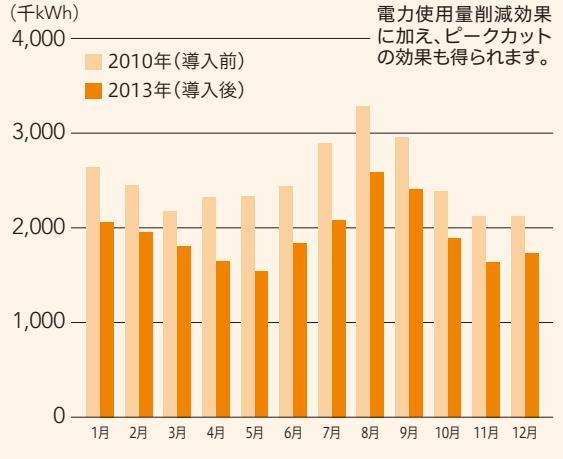

※ Building and Energy Management System：ビル・エネルギーマネジメント・システム

ESCO※導入ファイナンス

ESCO事業者と連携した省エネ設備の導入から保守・管理までの包括的な省エネサービスを提供致します。

※ ESCO：Energy Service Companyの略。
ESCO事業は省エネに関する包括的サービスを提供し、省エネ量の保証により省エネ効果の一部を報酬として受け取るサービス。

オフィスビル、商業施設や工場などで補助金の活用と合わせてESCOサービスの導入を総合的に提案致します。

ESCOの概念図

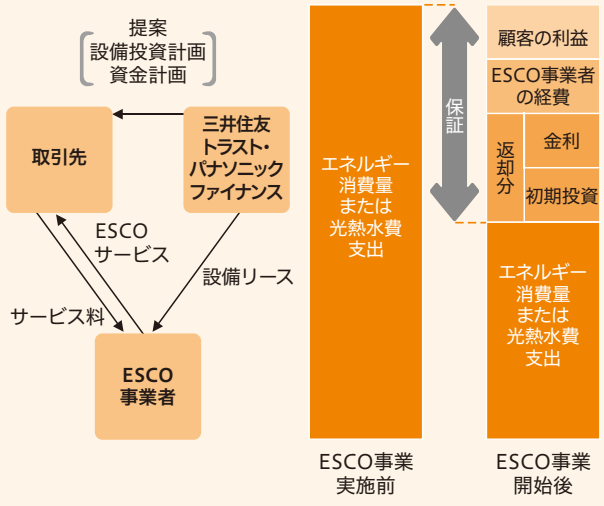

※ ESCOの一形態である「シェアード型」導入のケース

公共施設（音楽ホール、スポーツ施設）向けESCO提案事例

高効率熱源システム、高効率照明の導入やBEMSを中心としたESCOにより、エネルギー削減率29%、CO_2削減率42%、年間省エネ額約25百万円とした提案事例。

- 契約形態：シェアード型ESCO事業
- ESCO期間：9年
- 削減保証額：22,000千円
- 補助金活用（補助率1/3）

計画内容

対策項目	エネルギー種目	エネルギー削減量 (GJ／年)	エネルギー削減率 (%)	CO_2削減量 (t-CO_2／年)	CO_2削減率 (%)	光熱費削減額 (千円／年)
高効率熱源システム	電気・灯油	5,750	20	522	35	19,980
2次ポンプ推定末端圧制御	電気	920	3	38	3	1,390
ろ過循環水量低減制御	電気	410	1	17	1	620
非常用発電機	軽油	-16	-1	-1	-1	-60
高効率照明	電気	933	3	39	3	1,960
BEMS	—	280	1	10	1	610
合計		8,277	27	625	42	24,500

補助金活用型リース

- 設備投資コストの経済的負担を軽減でき、さらなる省エネメリットの享受が可能です。
- リース活用により、イニシャルレスによる省エネ設備導入も可能です。
- 経済的負担が軽減されることで、省エネ先端機器導入も可能となり、CSR等環境に対する企業イメージが向上します。
- 補助金申請に関するサポートをさせていただくことで、スムーズな補助金申請手続きが可能となります。

補助金活用イメージ図

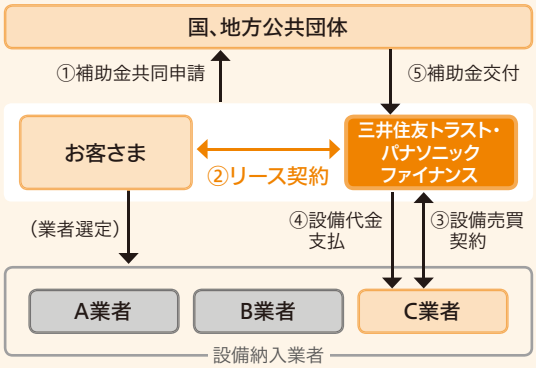

主な補助金制度

- エネルギー使用合理化等事業者支援補助金
- 温室効果ガス排出削減による中小事業者等経営強化促進事業
- 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（ZEB事業）
- 先進対策の効率的実施によるCO_2排出量大幅削減設備補助事業（ASSET事業）
- 定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金

※ 補助金申請にあたっては一定の要件を満たす必要があります。

補助金申請までのスケジュール目安

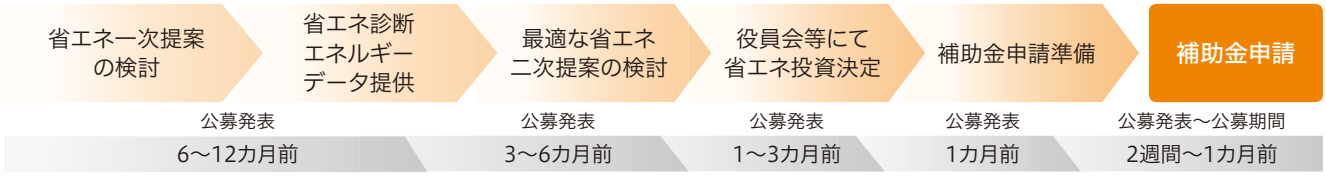

RI（責任投資）における企業の気候変動対策の評価

SMTBが提供するさまざまな責任投資ファンドにおいて気候変動対策は重要な評価項目です。投資銘柄の選定に際しては、取り組みの網羅性を踏まえ、ビジネス機会の追求やリスク管理の視点を重視しています。

責任投資における企業評価の考え方

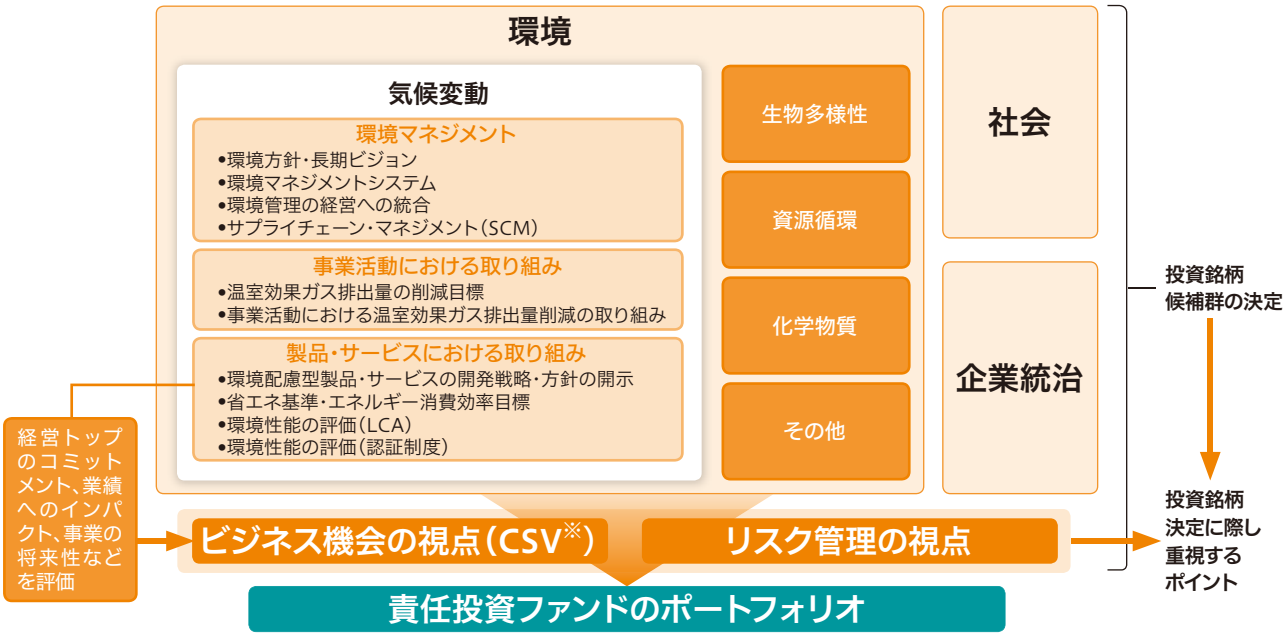

※ CSV：Creating Shared Valueの略。共通価値の創造。社会的な価値と企業の価値をともに追求するという考え方（6頁参照）。

融資における企業の気候変動対策の評価

環境格付を通じた気候変動対策の評価とサプライチェーンにおけるCO_2排出量の計測を行います。

環境格付融資

SMTBは、環境格付融資の格付基準に気候変動／温暖化対策に関する項目を組み込んでいます。この融資においては、自社の事業活動からの温室効果ガスの排出量や削減対策にとどまらず、サプライチェーンにおける排出量を把握しているか、サプライチェーンを通じた取り組みを推進しているかといった、気候変動のサプライチェーンマネジメントを重要視した評価体系を取り入れています。

SMTBの環境格付融資をご利用いただくお客さまには、オプション（有料）としてサプライチェーンの上流における温室効果ガスのscope3を算定するサービスをご利用いただくことができます。この算定結果はCDP（Carbon Disclosure Project）やCSRレポートでの情報開示に使用することができます。また、このオプションサービスを利用することによってサプライチェーンの上流における水使用量、土地利用面積についても計測することができます。

金融機能を生かした自然資本問題への対応

生物多様性国家戦略では、自然資本の重要性を認識し自主的な行動に反映するため、「生物多様性や生態系サービスの価値の可視化に向けた取り組みの推進」を掲げています。それを受け、2013年度、湿地が有する生態系サービスの価値について経済評価を実施した結果、日本全国の湿原が有する価値は約8,391億円～9,711億円、干潟が有する価値は約6,103億円と試算されました。ただし、これは湿地が本来有する価値のごく一部の試算結果に過ぎず、実際はより大きな価値を持つことが考えられます。

当グループは、こうした自然資本の経済的な価値を評価に組み入れた金融商品・サービスの開発に取り組んでいます。

湿原の生態系サービスの経済価値試算結果

生態系サービス		経済価値(/年)	原単位(/ha/年)
調整サービス	気候調整（二酸化炭素の吸収）	約31億円	（高層湿原）約1.4万円 （中間湿原）約2.2万円 （低層湿原）約3.1万円
	気候調整（炭素蓄積）	約986億円－約1,418億円	（高層湿原）約250万円 （中間湿原）約154万円－約177万円 （低層湿原）約58万円－約105万円
	水量調整	約645億円	約59万円
	水質浄化（窒素の吸収）	約3,779億円	約343万円
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供	約1,800億円	約163万円
文化的サービス	自然景観の保全	約1,044億円	約95万円
	レクリエーションや環境教育	約106億円－約994億円	約9.6万円－約90万円

干潟の生態系サービスの経済価値試算結果

生態系サービス		経済価値(/年)	原単位(/ha/年)
供給サービス	食料	約907億円	約185万円
調整サービス	水質浄化	約2,963億円	約603万円
生息・生育地サービス	生息・生育環境の提供	約2,188億円	約445万円
文化的サービス	レクリエーションや環境教育	約45億円	約9.1万円

資料：環境省

自然資本とは

自然資本から受ける恩恵

自然資本は、多様な生物（植物相、動物相）と、それらを育む水、土壌、大気など、地球の自然財産を要素として構成されています。私たち人間の生活は、自然資本に起因する生態系サービスの4類型（調整サービス、文化的サービス、基盤サービス、供給サービス）によって成り立ち、そこから計り知れないほどのさまざまな恩恵を受けています。

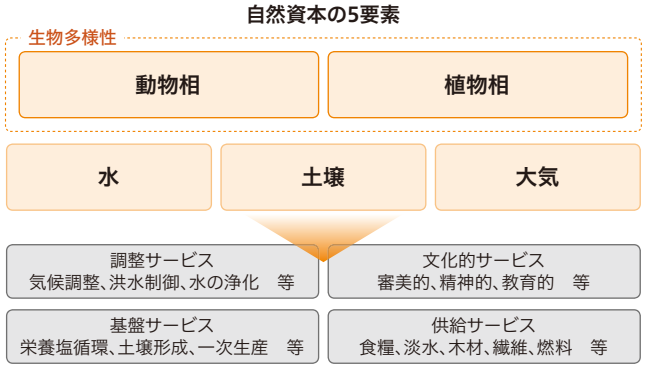

生態系サービスの4類型

統合報告における自然資本の位置付け

自然資本は非財務情報開示の新しい潮流である統合報告においても、組織が価値創造の際に依拠する六つの資本の一つと位置付けられており、「組織の過去、現在、将来の成功の基礎となる物・サービスを提供する全ての再生可能および再生不可能な環境資源およびプロセス」と定義され、空気、水、土地、鉱物および森林、生物多様性、生態系の健全性が含まれると整理されています。

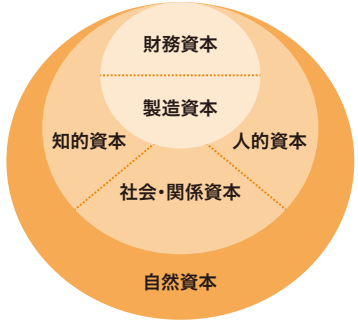

日本における自然資本の意義

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）などが進めているE-RISC（Environmental Risk in Sovereign Credit Analysis）プロジェクトは、環境リスクと国の信用リスク（信用格付）を統合し、国債の評価につなげていくことを目指す研究ですが、そこで環境リスクの長期・中期・短期の影響を以下のように整理しています。

短期リスク	中期リスク	長期リスク
5年まで	5-10年	10-25年
国際商品取引市場における想定外の変化	自然資源の過度な使用による累積的な環境悪化	二酸化炭素の排出（ゆっくりで、より長期的）
商品価格の変動や供給遮断に対するエクスポージャー	自然資源（土壌、穀物、魚等）の生産力の低下がもたらす商品の生産量の低下	カーボン価格・課税や気候変動の影響に対するエクスポージャー

出所：A New Angle on Sovereign Credit Risk

南北に長く海に囲まれ多様な生物が生息する日本が、貴重な自然資本を守らなければならないことは言うまでもありません。他方、この表から、特に短期・中期のリスクは自然資源の輸入に関わるものであり、自然資本のリスクと捉えることができます。

E-RISCでは日本やブラジル、フランスなどを事例として取り上げ、このリスクの簡便な定量化を試みています。資源を海外に頼る日本は自然資源を自らの生産力を大きく上回って消費しており、短期・中期リスクが他国に比較して高く、その結果、国としての信用力にマイナスの影響を与えていることが指摘されています。

このことは、日本が海外の自然資本であっても、その持続可能な活用に取り組まなければ、自国のリスクとして跳ね返ってくることを意味します。

日本企業にとっての自然資本の意義

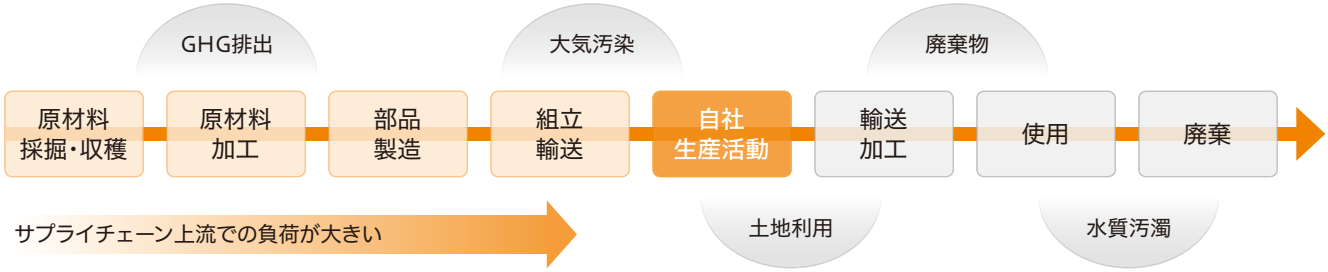

現代社会のサプライチェーンは地球規模でかつ複雑な流れで構成されており、自社事業に起因する自然資本に対する負荷が生産地、消費地のみならず、サプライチェーンを通じてグローバルに波及しています。

自然資本に関するリスクは多数ありますが、資源採取から調達までのサプライチェーンの上流での自然資本に対する影響が大きく、直接管理できない二次、三次のサプライヤーが隠れたリスクを抱えているケースもあります。

原材料の調達を海外に依存している日本企業にとって、特に調達リスクはビジネスモデルや日常業務の継続性に影響する重要なリスクです。この自然資本に関連するリスクを回避、低減するためにはサプライチェーン全体でのリスクマネジメントが必要となります。

自然資本に関連するリスク

調達リスク	枯渇リスク	資源の枯渇、収穫の減少で必要な原材料が確保できなくなるリスク（品質劣化、代替品がない場合を含む）
	規制リスク	購入、入手、排出していたモノに規制が加えられるリスク
	価格リスク	低廉、無償で入手していた資源（水など）や排出していたモノ（CO_2など）に価格がついたり、コストアップするリスク
	汚染リスク	事故などに起因する環境汚染やその影響により広範囲な対応を迫られたり、巨額な賠償を求められるリスク
	評判リスク	管理・監督が及ばないサプライヤーが現地で社会問題や人権問題を引き起こし自社の評判を低下させるリスク

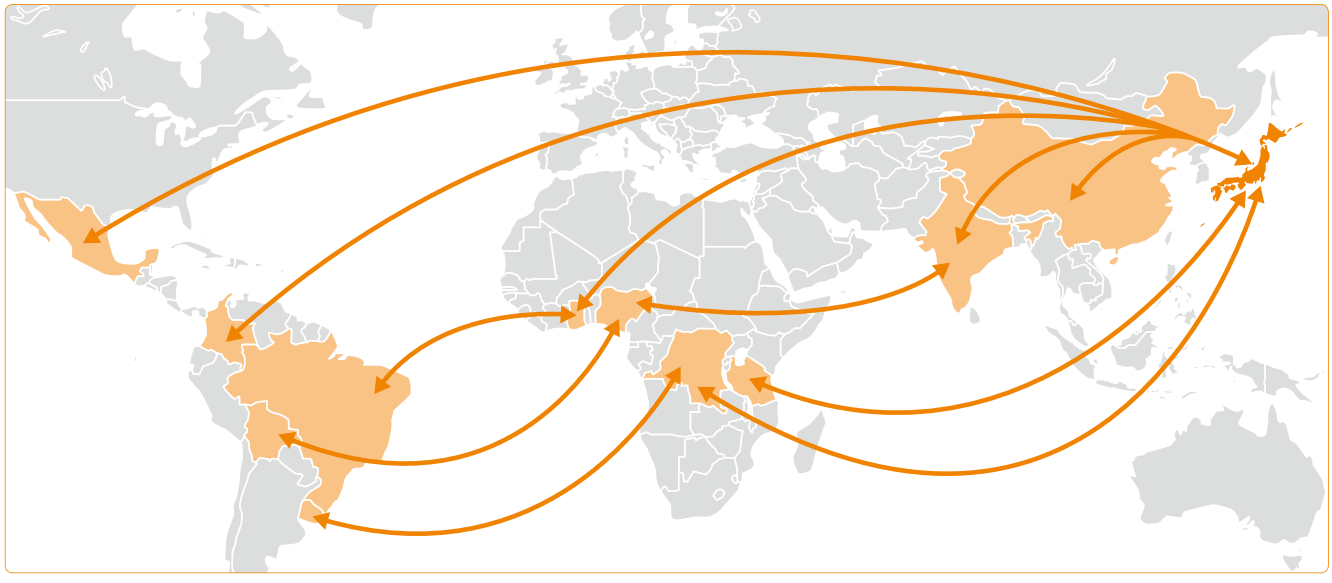

三井住友トラスト・グループの自然資本の取り組み方針

自然資本宣言

三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）は、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」において国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「自然資本宣言（The Natural Capital Declaration）」に署名しました。SMTHは国内で唯一の署名金融機関です。

Natural Capital Declaration
Financial sector leadership on natural capital

自然資本宣言における金融機関のコミットメント（抜粋）

ローン、投資、保険ポリシーなどあらゆる金融商品・サービスの意志決定プロセスに自然資本という考え方を統合する場合の方法論開発を支援する。

（a）投資先企業の短期、中期、長期的成長の予測におけるESG（環境、社会、ガバナンス）リスク分析に、自然資本の考え方を取り入れることで、債券や株式の評価に全体的アプローチを適用する。

（b）コモディティを含む、自然資本に直接的あるいはサプライチェーンを通じて間接的に多大な影響を与える特定セクターのクレジットポリシーに、自然資本を評価する考え方を体系的に取り入れる。

三井住友トラスト・ホールディングスの生物多様性保全行動指針

1. **生物多様性の保全に向けた取り組み・支援の実施：**私たちは、希少種や在来種の保護などに積極的に取り組むとともに、企業市民の一員として、生物多様性の保全に向けた活動の支援に努めます。
2. **商品・サービスの提供：**私たちは、生態系に対する適切な経済的、社会的評価を行い金融機能を通じた生物資源の持続可能な利用の促進など、生物多様性の保全に資する商品・サービスの開発・提供に努めます。
3. **ステークホルダーとの協働：**私たちは、ステークホルダーと対話・協働し、生物多様性の保全に努めます。
4. **教育・研修：**私たちは、グループ各社への本行動指針の徹底と生物多様性の保全に向けた教育・研修に努めます。
5. **情報公開：**私たちは、生物多様性の保全への取り組み状況を積極的に開示します。

ビジネスと生物多様性イニシアティブ・リーダーシップ宣言に基づく活動

SMTHは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議（COP9）において、ドイツ政府が主導したビジネスと生物多様性イニシアティブに賛同し、リーダーシップ宣言に署名しました。その後も本宣言を活動の指針として取り組みを継続しています。

BIODIVERSITY IN GOOD COMPANY
BUSINESS AND BIODIVERSITY INITIATIVE

宣言内容	2013-2014年の取り組み状況
1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う	生物多様性に与える影響を評価する投資信託、自然資本へのインパクトを評価基準に組み込んだ融資商品を引き続き提供した。
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する	CSR推進体制の中で自然資本に関する取り組みについて年度計画を策定し、半期ごとに実績をレビューしている。
3. 生物多様性部門の全ての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する	経営企画部CSR推進室長（チーフ・サステナビリティ・オフィサー）が全ての活動の指揮を執り、経営会議への報告を行っている。
4. 2～3年ごとにモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する	CSRに関する中期計画において自然資本を含む取り組みの目標を設定して、経営会議でレビューしている。
5. 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門における全ての活動と成果を公表する	日本で初めて自然資本に特化した年次報告書の作成を開始した。
6. 生物多様性に関する目標を納入業者（supplier）に通知し、納入業者の活動を企業の目標に合うように統合していく	WWFジャパンが提唱した「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」に参画し、生物多様性に対する影響の大きい紙資源の調達において他のユーザーと協働で環境面、社会面に配慮した取り組みを推進している。
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善していくために、科学機関やNGOとの協調を検討する	企業、政府、自治体、学者、研究機関、NGOなどが一堂に会する「自然資本研究会」を主催し、日本における当該テーマについての議論をリードするとともに、自社の活動のレベルアップにも生かしている。

融資における取り組み

自然資本評価型環境格付融資

企業が事業を継続するためには、資源としての自然資本の持続可能な利用が重要です。サプライチェーンにおいても、自然資本に関する問題に取り組むことが経営戦略上不可欠だという認識が高まってきました。

三井住友信託銀行（以下、SMTB）は、2013年4月、企業の環境に対する取り組みを評価する環境格付の評価プロセスに、自然資本に対する影響や、取り組みを評価する考え方を組み込んだ「自然資本評価型環境格付融資」を開始しました。自然資本の評価を融資基準に組み入れるという取り組みは、世界初の試みです。

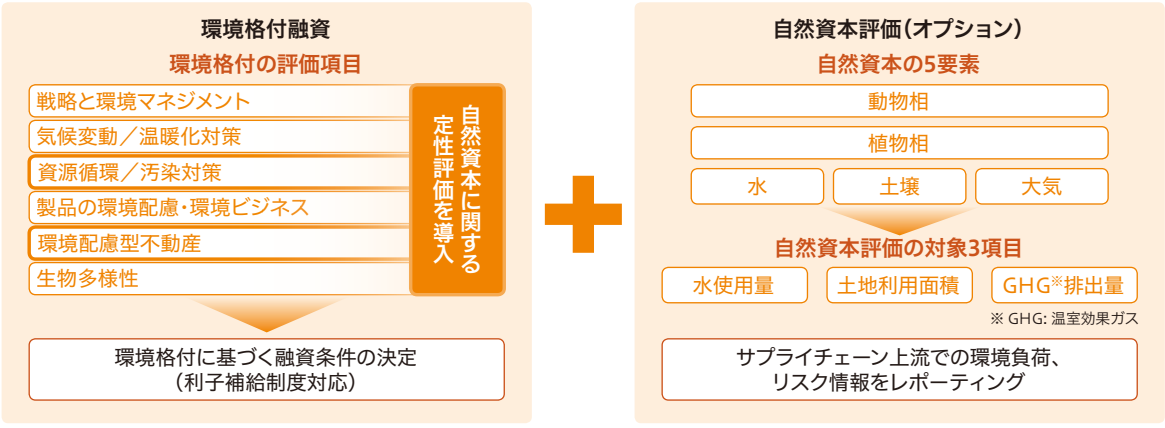

（注）一定の要件を満たす企業が本融資を活用し、地球温暖化対策に資する設備投資を行う場合は公益財団法人 日本環境協会の利子補給事業による利子補給を受けることができます。

（注）本オプションはプライスウォーターハウスクーパース サステナビリティ株式会社が提供しますが、オプションのみのご利用はできません。

自然資本評価のメリット

①経営判断に活用可能なサプライチェーンに関する定量的リスク情報の獲得

- 事業戦略に不可欠な資源利用や環境負荷に関する今まで隠れていたリスク情報が得られます。
- 調達状況に基づき算定されるお客さま固有のリスク情報と国別・地域別の定性的・定量的リスク情報からお客さまのサプライチェーンリスクが把握できます。
- リスクの大きい国・地域や調達品目について、さらに詳細に分析すべきポイントが明確になります。

②情報開示に利用可能な環境負荷の定量的情報の獲得

- CDP（Carbon Disclosure Project）やCSRレポートの「Scope3の情報開示」に活用可能な算定結果が得られます。

自然資本評価ツールによるアウトプットのイメージ

各地域におけるセクター別の水使用量内訳

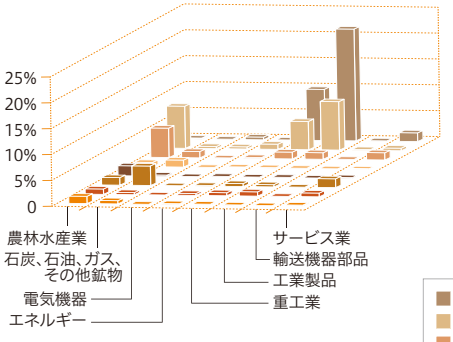

土地利用面積の地域別割合

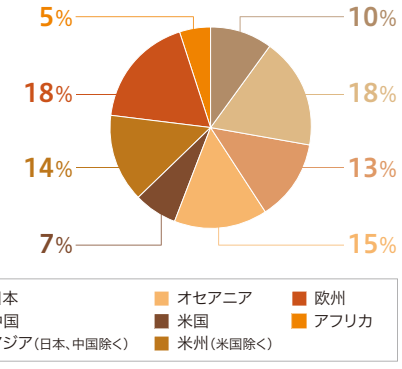

GHG排出量も同様にセクター別、地域別に算出される。

自然資本評価ツール（ESCHER）

自然資本への影響評価を算定するツールはプライスウォーターハウスクーパース株式会社 ドイツ法人が開発したESCHER（Efficient Supply Chain Emissions Reporting）です。調達データを起点に産業連関表および貿易統計データを組み込んだ計算ツールでサプライチェーンをさかのぼって、自然資本への依存度、影響度を、調達品目ごと、国（地域）ごとに算定します。

資産運用における取り組み（責任投資）

生物多様性企業応援ファンド

2010年、三井住友トラスト・グループは生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む日本企業に投資する株式ファンドを、世界で初めて開発しました（SMTB調べ）。

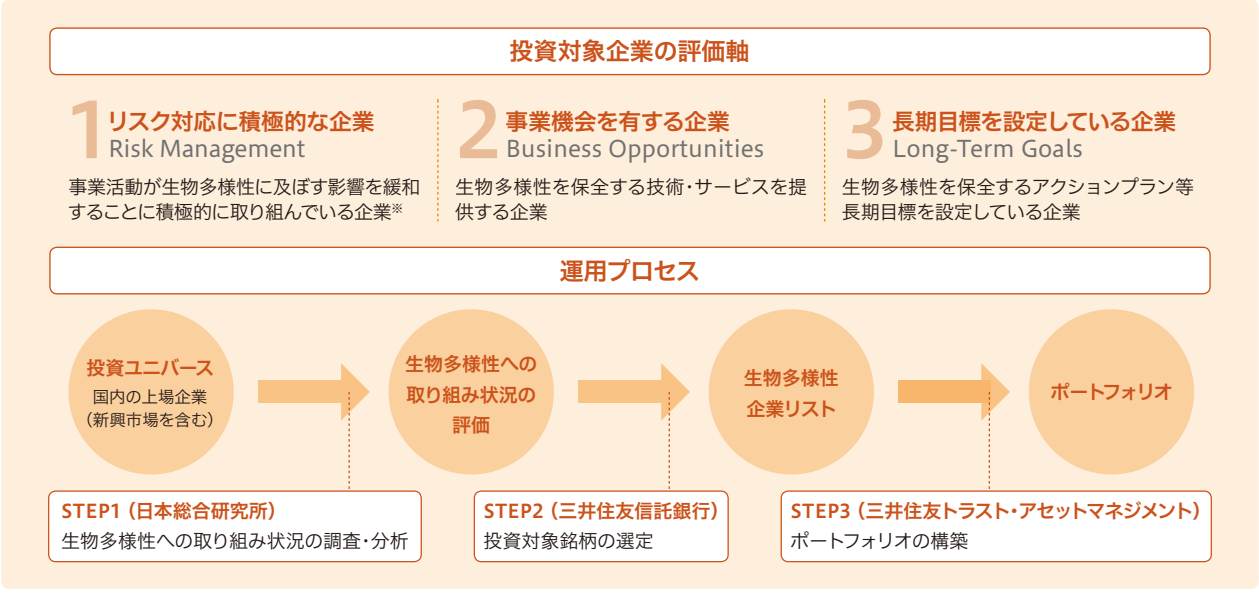

※ リスク対応度を測る基準として、企業のマテリアルバランス報告に着目し、エネルギー、水、廃棄物と売上高との関係をもとに自然資本効率性（Natural Capital Efficiency Index/自然資本1単位が生み出すサービス量）を低下させてしまう可能性の多寡を指標化し、活用している。

グリーンバランスファンドにも組み込まれている生物多様性企業応援ファンド

生物多様性企業応援ファンドは、2010年、傘下の日興アセットマネジメントとSMTBが共同で開発したグリーンバランスファンドにも組み込まれています。当ファンドは、自然資本の要素である動物相・植物相（生物の多様性や生態系サービスの保全）、水（枯渇リスクの高まっている水資源の保全）、大気（温室効果ガスの排出削減）に関連する企業へそれぞれ投資する株式ファンドと、世界銀行などが新興国の環境保全のため、資金調達を目的に発行する環境関連債券などに投資するファンドで構成されています。

企業活動と自然資本

大気、水、土、それらが育む動物、植物といった「自然資本」なしには、人々の暮らしはもちろん、企業活動も本来は立ちいきません。「自然資本」を減耗させることなく、そこから生み出される財やサービスのみを利用していくことが、持続可能性実現の道筋ですが、現実には人々の暮らしや企業活動は、「自然資本」を毀損させながら、規模の拡大を続けています。化石エネルギーの消費は大気を劣化させ、過度な水使用は水環境を劣化させ、不適切な廃棄物の排出は土壌を劣化させることが分かっています。だとすれば「自然資本」を効率的に活用して経済的成果を実現している企業は、生物多様性劣化への悪影響の小さい企業と考えられるのです。

株式会社日本総合研究所　理事
足達　英一郎 さん

不動産と自然資本

生物多様性に配慮する環境配慮型建築コンサルティング

一般に建物の価値は竣工と同時に劣化が始まりますが、生物多様性価値は生態系の充実とともに年を追うごとに高まり、建物価値の劣化を補います。都心のオフィスビルでは生物多様性に配慮することが、知的生産性の向上に寄与したり、賃料収入に影響するという調査結果もあり、建築物の環境性能は、省エネ性能や耐久性などに加え、生物多様性への配慮が重要な指標となります。SMTBでは環境建築コンサルティングのメニューに生物多様性への配慮を取り入れています。

東洋製罐
グループホールディングス
大崎フォレストビルディング

建築面積：約3,400m²
延べ面積：約72,000m²
鉄骨造、
鉄骨鉄筋コンクリート造
地上21階、地下2階、塔屋1階
2011年12月竣工

CASBEEと自然資本、JHEPとの統合

建物敷地の生物多様性配慮に焦点を当て、CASBEE不動産（2014年11月CASBEE不動産マーケット普及版より名称変更）とJHEP評価認証制度の双方を活用することにより、建物や地域の総合的な価値向上を図ることができます。

CASBEE不動産

SMTBが開発に参画した、簡易な建物環境性能評価システム。自然資本に関する評価項目が多数含まれています。

JHEP（ハビタット評価認証制度）

公益財団法人 日本生態系協会が開発した、生物多様性の保全や回復に資する取り組みを定量的に評価、認証する制度。

自然資本に対する負荷軽減の取り組み

持続可能な紙利用のためのコンソーシアム

紙の原料調達のための熱帯雨林の伐採や単一種の植林による生態系の破壊が深刻な問題となっています。SMTBは同様の問題意識を持つ企業やWWFジャパンと「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設立しました。SMTBではCSR調達方針に即した紙製品への切り替えを推進するとともに、サプライヤーに対してはより環境や社会に配慮した紙製品の供給を要請して、持続可能な紙利用の社会全体への浸透を目指します。

CSPU
Consortium for Sutainable Paper Use

**持続可能な紙利用のための
コンソーシアムが掲げる紙調達に関する方針**

- 信頼できる認証制度と再生紙を優先的に利用すること
- 保護価値の高い森林を破壊していないこと
- 伐採にあたって原木生産地の法律を守り、適切な手続きで生産されたものであること
- 重大な環境・社会的問題に関わる事業者の製品を調達しないこと

リサイクルの推進による森林保護への貢献

地球上の陸地の約3分の1が森林ですが、世界の自然林は毎年1,300万ヘクタールも減少し続けていると言われています。SMTBでは、紙原料調達のための森林伐採を減少させることが重要であると考え、拠点ビルにおける紙の調達（インプット）と廃棄（アウトプット）の双方においてリサイクルの徹底を推進しています。コピー用紙の調達にあたっては、原則として古紙配合率100%の用紙を調達することとしています。また、廃棄する際には分別を徹底してリサイクルに回し、紙ごみのリサイクル率は95%を維持しています。

国内外におけるリーダーシップ

環境省シンポジウムへの参加

2014年2月、環境省は国際シンポジウム「自然資本と企業・自治体経営」を開催しました。シンポジウムでは、国内外で自然資本に関する取り組みをリードする専門家が出席し、自然資本経営を巡る国内外の最新の動向や、その導入を進めるための方策について議論しました。

SMTBからも講演者を派遣し、「金融リスクという観点から捉えた自然資本」というテーマで、海外に自然資本の調達を依存する日本国債の信用リスクに対する影響や、企業のサプライチェーン上のリスクを踏まえた投融資判断への影響などを説明しました。

COP12への参加

生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）が2014年10月6日から韓国のピョンチャンで開催され、途上国への資金援助の問題、持続可能な開発と生物多様性の問題が話し合われました。

SMTBは、COP12の主要イベントの一つ「ビジネスと生物多様性フォーラム」に参画し、2日目のパネルディスカッション「資源動員」にパネラーとして登壇しました。同パネルでは、サプライチェーンにおける自然資本へのインパクトを評価に組み入れた融資の事例として、SMTBが提供する「自然資本環境融資（Natural Capital Loan）」について紹介し、会議参加者から強い関心が寄せられました。

自然資本研究会

SMTBは、自然資本の維持、保全、持続可能な利用の取り組みを推進するためには自然資本の定量的評価、とりわけ経済的評価の知見を積み重ねることが急務であると考え、公益財団法人 トラスト未来フォーラムの助成を受け、2013年4月に企業、政府、自治体、学者、研究機関、NGOなどが参画する自然資本研究会（委員長 鎗目 雅 東京大学公共政策大学院特任准教授）を立ち上げました。

研究会は隔月ペースで開催し、毎回テーマを決めた上で各担当が報告し、それをもとにさまざまな角度から議論しています。さらに、研究会で取り上げてきた討議内容を取りまとめ、毎年シンポジウムを開催し、一般の方に情報発信を行っています。

2014年10月の研究会では、韓国のピョンチャンで開催された、生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）について、参加した数名の委員による報告が行われ、世界の最新動向についての情報が共有されました。

自然資本である水、土壌、大気、動植物は、人間の生活に欠かせない根源的な要素です。しかし、その価値や便益は十分認識されておらず、自然破壊や資源枯渇は危機的なレベルにまで進展しています。欧米では、自然資本を経済的に把握する、さまざまな取り組みがスタートしていますが、日本では体系的な研究が必ずしも進展しているとはいえません。

自然資本研究会は、日本が特に経済活動の実務レベルで自然資本に配慮した取り組みをどのように行うべきかについて議論し、報告書を取りまとめ、具体的に提言していきます。

東京大学公共政策大学院
科学技術イノベーション・ガバナンス（STIG）
特任准教授
鎗目　雅 さん

金融機能を生かした超高齢社会問題への対応

日本では少子化が進展し、急速に人口が減少しています。さらに65歳以上の高齢者が25%と世界に例を見ない超高齢国となり、さまざまな社会の歪みが現れ始めています。三井住友信託銀行(以下、SMTB)は、金融機能を生かしたシニア世代のお金の問題への解決策の提案やさまざまな情報の提供など、お客さまが健康で心豊かに年齢を重ねる「サクセスフル・エイジング」を積極的にサポートしています。

高齢化の推移と将来推計

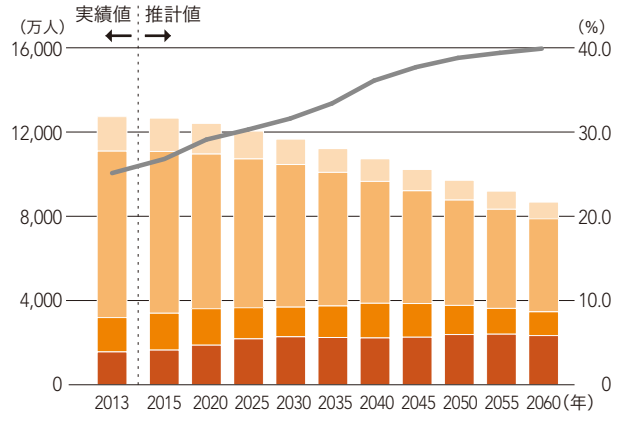

資料:2013年は総務省「人口推計」(2013年10月1日現在)、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2012年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

サクセスフル・エイジング

1. 自分らしいライフスタイルを維持するために

ラップ口座・人生安心パッケージ

SMTBの投資一任運用商品（ラップ口座）は、お客さまにふさわしい運用プランを提案し、投資一任契約を結ぶことで、運用に係る投資判断や売買、管理などを、SMTBがお客さまに代わって一括して行う商品です。ラップ口座に申し込まれたお客さまで、満40歳～満65歳の方は、ガン保険・介護保険を付帯するサービス「人生安心パッケージ」に無料で申し込むことができます（保険料はSMTBが負担します）。

人生安心パッケージの仕組み

ラップ口座の契約金額500万円ごとに、ガンまたは介護のいずれかの保険金100万円（1口）をご用意します。契約金額を追加投資で増やすことにより、ガンと介護とを組み合わせた保障水準を積み上げていくことが可能です。

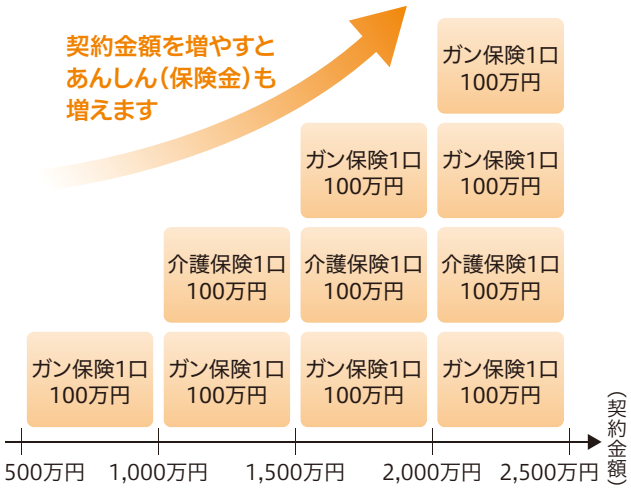

※ イメージ図

外貨革命・安心パッケージ

2014年12月、SMTBはカーディフ損害保険会社との共同により、外貨定期預金（愛称：外貨革命）にガン・介護の保障を無料で付帯する業界初のサービスとして「外貨革命・安心パッケージ」を開発しました。

この商品は外貨革命（預入期間：1年、自動継続）に申し込まれた満40歳～満65歳の方を対象とするもので、預入金額300万円を1口として、お客さまがガンにより通算31日以上入院した場合、または「要介護2」以上に認定された場合、1口につき50万円の保険金をご用意するものです。外貨革命の契約が継続する限り保障も続き、お客さまの保険料負担もありません（保険料はSMTBが負担します）。

リバースモーゲージ

リバースモーゲージは、豊かなセカンドライフをサポートするためのローンです。SMTBは2005年3月、自宅を担保に老後のゆとり資金を融資する「リバースモーゲージ」の取り扱いを始めました。ご自宅を担保に、年金のように毎年一定額を受け取れる方法と、設定した一定の枠内で随時受け取れる方法があります。

なお、本商品は事業性資金を除き、資金使途は自由のため、余暇を楽しむための資金だけでなく、ご自宅のリフォームや老人ホームへ入居する際の入居一時金など、さまざまな用途に活用することができます。

住み替え・リフォーム

リフォームローン

住み慣れたご自宅に住み続けるには、バリアフリーや介護に対するリフォームの備えが必要な場合も出てきます。三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、リフォームローンにより、お客さまが快適な老後の生活を送れるよう住まいづくりをサポートしています。

不動産売却つなぎローン

家族構成やご自身の健康状態に合わせて、ご自宅を売却し老人ホームや交通の便の良いマンションへの住み替えを希望される方も少なくありません。三井住友トラスト・ローン&ファイナンスは、お客さまが大切な不動産を売り急ぐことがないよう、不動産売却つなぎローンを通じて、老後の生活に合う住まい探しをサポートしています。

また、ご自宅の売却・新たな住まい探しは、不動産仲介会社の三井住友トラスト不動産がお手伝いしています。

2. 老後の資産を安全に管理するために

安心サポート信託（金銭信託型）

SMTBは、お客さま自身とご家族などの方々のために、大切な財産をオーダーメードかつ中・長期間のサポートによって保全・管理を行う「信託銀行」ならではの機能を生かした商品「安心サポート信託」を取り扱っています。安心サポート信託には、「金銭信託型」「生命保険信託型」の二つの商品タイプがあります。

「金銭信託型」は、信託の受益者をご本人とする（自益信託）、もしくはご本人以外の方とする（他益信託）ことにより、ご本人やご家族、寄付先など、お客さまのご意向に沿った形で信託財産を交付していくことができます。例えば、老人ホームに入居を検討しているが、大切な財産の管理・保全を任せられる人がおらず、将来認知症になったときを心配されている場合、SMTBがお客さまに代わり月々の老人ホーム使用料を確実に支払っていくことができます。

「金銭信託型」の仕組み

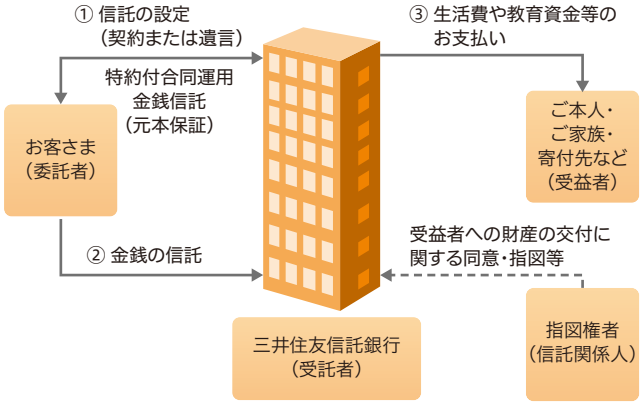

後見制度支援信託

後見制度支援信託は、被後見人さまの財産を保護し、将来にわたる生活の安定に資するための信託です。信託金は、家庭裁判所の指示書に基づいて設定された特約によって、定期的に一定額が被後見人さまに交付されます。

後見制度支援信託

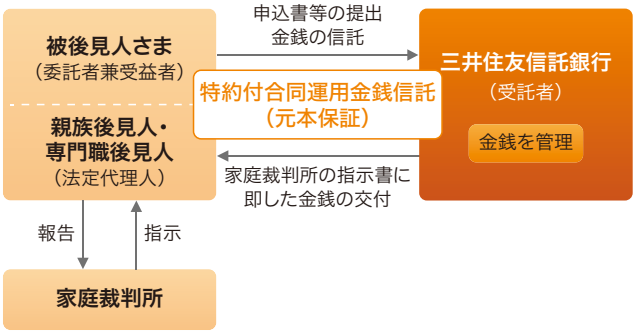

成年後見制度とは

認知症や知的障がいなどによって、物事を判断する能力がない方の権利を守るため、後見人を指定し、本人を法的に守るのが成年後見制度です。

すでに判断能力が十分でない人を家庭裁判所が決定した後見人等が支援する「法定後見制度」と将来の能力低下に備える「任意後見制度」があります。

法定後見制度は本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の三つの制度を利用できます。

成年後見人は

家庭裁判所が、最も適任だと思われる方を選任します。本人が必要とする支援の内容などによっては、申し立ての際に挙げられた候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等の専門職や、法律または福祉に関わる法人など）を選任することもあります。

成年後見人の役割は

本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。成年後見人の仕事は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の仕事ではありません。成年後見人はその事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示等を受けることになります（これを「後見監督」といいます）。

（出所：家庭裁判所）

成年後見制度に関するご相談・取り次ぎ

SMTBは、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートおよび一部の各地弁護士会と協定を結んでおり、成年後見制度に関する相談や、利用を希望されるお客さまのリーガルサポート、各地弁護士会へのお取り次ぎを行っています。また、お客さまには、リーガルサポートが推薦する司法書士、あるいは、各地弁護士会が推薦する弁護士にご相談いただくことができます。

安心サポート信託の指図権者や同意者として親族に適当な方がいない場合は、信頼できる弁護士または司法書士と「任意後見契約」を結び、その弁護士または司法書士を安心サポート信託の指図権者・同意者とすることもできます。このような「任意後見」と「信託」の連携により、お客さまの「身上監護」と「財産管理」がより万全なものとなります。

3. ご家族・ご親族の生活のために

特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障がい者の方の将来にわたる生活の安定に資する目的で贈与されたご資金を、SMTBが合同運用金銭信託等で安定的な運用を行い、お客さまに代わって特定障がい者の方にお渡しする商品です。

受益者となる「特定障がい者」は、障がいの程度によって「特別障がい者」と「特別障がい者以外の特定障がい者」に分けられており、「特別障がい者」の方は6,000万円、「特別障がい者以外の特定障がい者」の方は3,000万円まで非課税で、生活費や医療費等に充てる資金として定期的にお支払いします。

特定贈与信託の仕組み

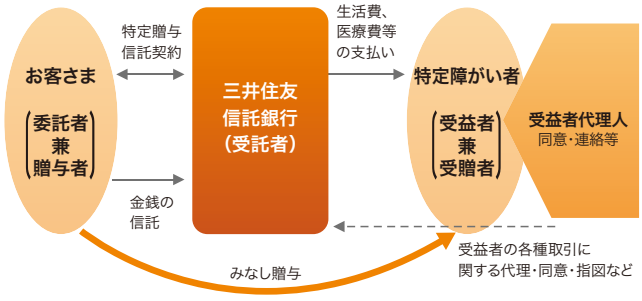

安心サポート信託(生命保険信託型)

安心サポート信託(生命保険信託型)は、プルデンシャル生命保険株式会社と共同開発した商品で、生命保険金の交付方法・用途などをあらかじめ柔軟に設計することができます。例えば、ご自分が亡くなられても生命保険金を保全しながら子どもの学資として必要な時期に必要な支払いが可能になります。

家族おもいやり信託(一時金型)

相続が発生した場合、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」など、のこされたご家族の方には、さまざまな手続きが待っています。「家族おもいやり信託(一時金型)」は、お客さまに相続が発生した際、あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に対し、お預かりしている信託財産を当面の必要資金や葬儀費用としてお支払いする商品です。

家族おもいやり信託(一時金型)

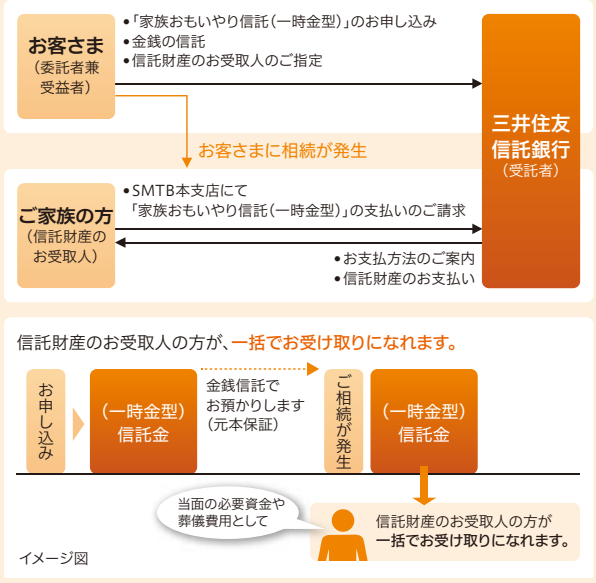

家族おもいやり信託(年金型)

お客さまに相続が発生した後、のこされたご家族の方が安心して生活できるよう、お預かりしている信託財産を定期的にお支払いする商品です。

あらかじめ法定相続人の中からご指定いただいたお受取人に、月々の生活資金を定期的にお支払いすることで、お預かりした信託財産を管理し、ご家族を支えます。

家族おもいやり信託(年金型)

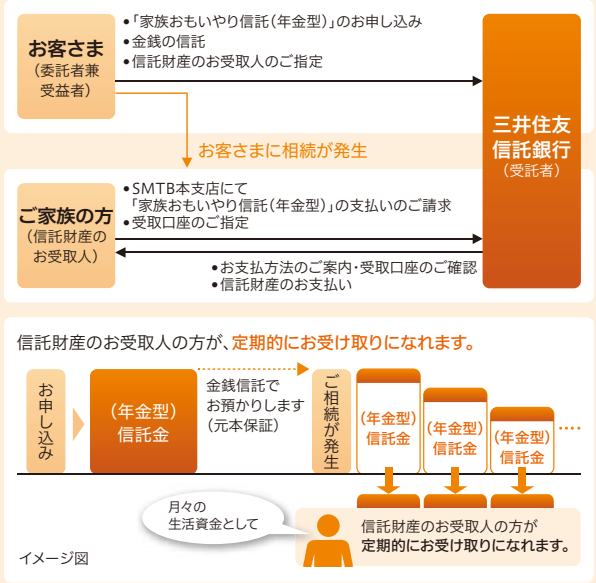

4. さまざまな資産を次の世代へ円滑に承継するために

教育資金贈与信託〈愛称：孫への想い〉

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設され、30歳未満のお孫さま等に対して、授業料等の教育資金を非課税で一括贈与することが可能となりました。

本商品を通じて、お孫さま等への教育資金としてSMTBにお預け入れいただいた場合、SMTBはお孫さま等からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いします。お預け入れいただいたご資金のうち、学校等の教育機関へのお支払いであれば、お孫さま等1人当たり1,500万円まで贈与税が非課税となります。

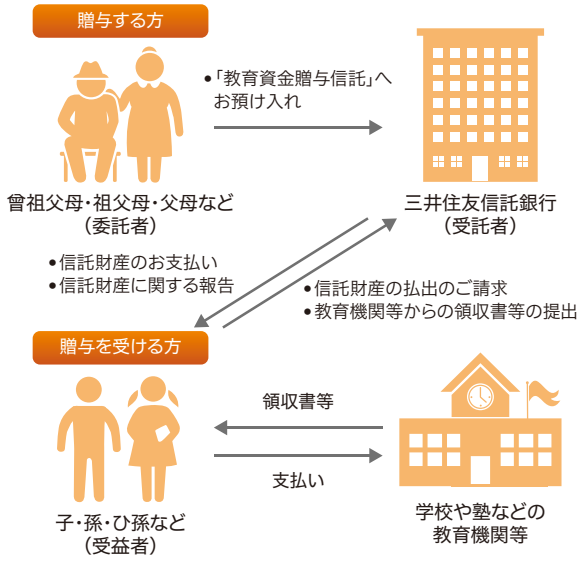

暦年贈与サポート信託

暦年贈与サポート信託は、ご親族の方に生前贈与をする際の「贈与契約書」の作成などのお手続きをサポートするサービスです。贈与に必要な書類などは毎年ＳＭＴＢからご案内しますので、贈与の機会を逸することなく贈与していただけます。このサービスにより、生前贈与を簡単に行うことができます。また、年に一度、贈与をした方、贈与を受けた方の双方に、贈与報告書をお送りします。

エステートプランニング

エステートプランニングとは、お客さまの資産承継に対する考え方を整理し、具体的な資産承継計画の作成に向けたサポート（コンサルティング）を行うサービスです。SMTBは、資産管理・相続・遺言関係業務などに関して、長年にわたり培ってきたノウハウにより、さまざまなコンサルティングを行います。

遺言信託

SMTBでは、お客さまのご意思に従って、預金、有価証券、不動産などのさまざまな資産を次の世代に承継することを支援するサービスとして「遺言信託」を取り扱っています。遺言信託には次の二つのコースがあります。

執行コース：遺言書を保管し、相続開始時には遺言の執行をお引き受け致します。

保管コース：遺言書を保管し、相続開始時には遺言書を相続人の方々にお渡し致します。

また、ご自身の遺産を「社会・公益のために役立てたい」とお考えの方には、「遺贈による寄付制度」を案内しています。これはSMTBが提携した公益財団・社団法人、学校法人、認定NPO法人などに遺贈（遺言による寄付）を希望する方を、SMTBの「遺言信託業務」の機能を通じてサポートする制度です。

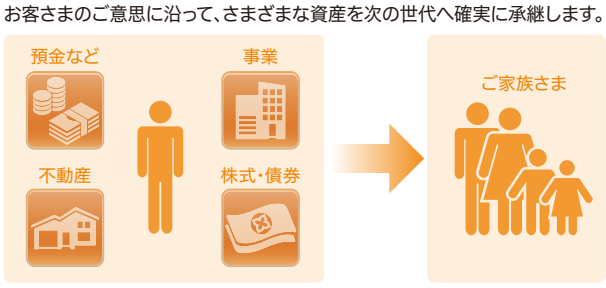

相続手続トータルサービス

SMTBは、複雑な相続手続きを円滑に進めるための「相続手続トータルサービス」を取り扱っています。具体的には、相続人の方のお申し込みに基づき、次のような手続き代行・サポートを行います。

- 法定相続人の確定
- 相続財産の調査、把握
- 遺産分割協議のアドバイス
- 預貯金、有価証券などの換金、名義変更（各金融機関の所定の手続きを代行します）
- 不動産の名義変更
- 所得税・相続税など納税資金の手当てのアドバイス

5. 認知症問題への対応

「認知症」とは老いに伴う病気の一つです。代表的なアルツハイマー型をはじめとして認知症は、脳の機能が低下することによって、記憶・判断力の障がいなどが起こり、社会生活や対人関係に支障が出ます。高齢化の進展とともに、日本における認知症の人数は急増しており、65歳以上の高齢者では7人に1人程度、認知症の前段階と考えられているMCI（Mild Cognitive Impairment）の人も加えると4人に1人の割合となります。このことは、当グループのお客さまにおいても一定割合で認知症に罹患される方がおられることを意味します。

65歳以上の高齢者における認知症の現状（2010年時点の推計値）

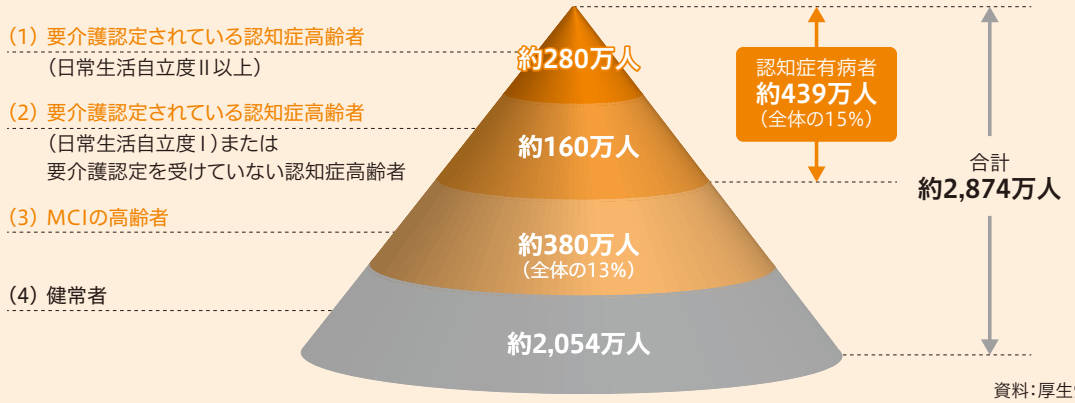

資料：厚生労働省

認知症に関する産学連携への参画

SMTBは、京都府立医科大学が主導する文部科学省「革新的イノベーション創出プログラム拠点」トライアルに採択された「高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点」事業に参画しています。SMTBは、このプログラムにおける金融サテライトチームに所属し、認知症患者との対面営業や商品開発などに関わる貴重な意見を、精神医学、心理学、介護現場などの見地からいただいています。

2014年10月には、金融サテライトチームメンバーを招き、ステークホルダーダイアログを行いました。認知症を患う高齢者の方がさまざまなトラブルに巻き込まれている現状を踏まえ、窓口対応や商品開発面でSMTBに期待する点は何か多くの意見を頂戴しました。こうした現場の意見は大変有益であり、今後の取り組みに生かしていきたいと考えています（9頁参照）。

認知症サポーター養成講座

認知症サポーターの育成は、厚生労働省が「認知症になっても安心して暮らせるまち」の実現を目指した取り組みです。SMTBは、認知症サポーターとして社員を育成することを目的に、全国の営業店で、認知症サポーター養成講座を実施しています。参加した社員は、認知症の症状や金融機関で起こりうる問題、認知症の方への対応方法などについて約1時間の講座を受講した後、認知症サポーターとして認定されます。これにより、多くの社員が認知症に対する理解を深めています。

高齢者シンポジウムへの参加

SMTBは、千葉大学・慶應義塾大学が共催したシンポジウム「高齢化社会を支える社会システム創成に向けた課題と展望」の協力会社となりました。本シンポジウムではパネルディスカッション「高齢者の財産管理と地域社会の新しいあり方」にもパネラーとして参加しました。

6. 超高齢社会に関するリテラシーの向上

生・活知識検定試験の受験

高齢者の健康と福祉、社会参加、衣食住、お金のこと、メンタルケアなどを広くカバーする学際的な研究分野は老年学（ジェロントロジー）と呼ばれています。SMTBは、個人のお客さまと接触する機会が多いリテール業務の社員向けの集合研修「リテールカレッジ」において老年学講座を設置し、高齢社会問題に対する社員のリテラシー向上を図っています。本研修の受講後、受講者は特定非営利活動法人「生活・福祉環境づくり21」が主催する「生・活（いきいき）」知識検定試験を受験しました。

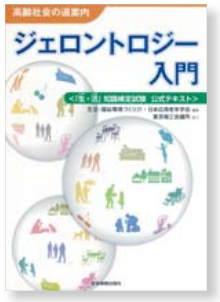

テキスト
「ジェロントロジー入門」

老年学講座の内容

- 幸せな高齢社会の基盤、ウェル・ビーイング
- 体の健康
- 心の健康
- コミュニケーション
- 老化予防
- 生活
- 社会交流
- 地域活性化と新しいビジネス
- 介護予防
- 介護保険と介護
- 医療と年金
- 暮らしの安全・安心

ILC-Japanとの連携

SMTBは、老年学の国際連携組織である国際長寿センター（International Longevity Center）の日本組織ILC-Japanの企画運営委員となっており、同団体主催の「長寿社会研究会」において、超高齢社会における企業のあり方の研究に参画しています。2014年2月にはILC-Japanの機関誌「長寿社会グローバル・インフォメーションジャーナル特集号」に「超高齢社会における金融機関の役割」を寄稿しました。

21世紀金融行動原則「持続可能な地域支援ワーキンググループ」

三井住友トラスト・ホールディングスは、21世紀金融行動原則（123頁参照）において「持続可能な地域支援ワーキンググループ」を組成し座長（西武信用金庫との共同）に就任しています。2014年度は地域包括ケアをテーマに研究を進めています。6月には東京財団の三原岳研究員兼政策プロデューサーをお招きし、「地域包括ケアの現状と地域金融機関への示唆」の講演をいただいたほか、9月には埼玉県幸手市において東埼玉総合病院を中心に展開されている地域包括ケアの現場を視察しました。

振り込め詐欺防止に向けた取り組み

SMTBは、社員が振り込め詐欺防止のポイントを再確認することを目的に、全国の営業店で社員を対象とした振り込め詐欺防止講座を実施しています。講座は警察署の方にご協力いただき、地域における振り込め詐欺発生状況、犯行手口、未然防止のポイントを解説していただくとともに、振り込め詐欺のロールプレイングも実施しています。

また、日頃から支店の店頭では、振込手続きをされるお客さまへのお声掛けや、内容確認の徹底を行っており、2014年度は32件の振り込め詐欺被害を未然に防ぎました。また、16の支店がその貢献に対し、地元警察署から表彰されています。

SMTBは、今後もお客さまへの積極的な声掛けを行い、犯罪の未然防止に努めていきます。

表彰店部一覧

一宮支店	横須賀支店	横浜支店	岡山中央支店
荻窪支店	所沢駅前支店	松戸支店	沼津支店
上野支店	石神井支店	大宮支店	町田支店
津田沼支店	東京中央支店	北九州支店	立川支店

※ 横浜・石神井・大宮・荻窪・松戸は2回表彰

7. 超高齢社会問題に関するお客さま向けセミナー

シルバーカレッジ

SMTBは、全国の支店で老年学をベースとした知識を最も必要とするシニア世代のお客さまを対象に、セミナー「シルバーカレッジ」を開催しています。多岐にわたったテーマは参加者から大変好評をいただいています。

市川支店で開催したシルバーカレッジ

シルバーカレッジのチラシ

2014年度開催シルバーカレッジ講座メニュー例

	第1回:老後の生活の安全と安心	第2回:老後の住まいの選択肢	第3回:もしものとき…備えは大丈夫?
講座名	高齢者の健康の常識と非常識 ～肉を食べる人は長生きする～	住み続けるという選択肢 ～建て替えとリフォーム～	認知症を正しく理解し安心の備えを ～介護の最前線からのアドバイス～
	振り込め詐欺への備えは万全? ～「私だけは大丈夫」が一番危険～	高齢者住宅という選択肢 ～老人ホームの選び方～	納得できる旅立ちのために ～人生の最期をどう迎えるか～
	あなたの資産どう守る? ～増やす運用から守る運用へ～	住み替えのバリエーション ～老いる前に考えておこう～	知っておきたい「成年後見制度と相続・遺言」 ～今から準備できること～

8. 超高齢社会を支える施設を組み込んだ不動産証券化ビジネス

ヘルスケア施設の証券化業務

SMTBは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、病院などのヘルスケアアセットを組み込んだ不動産投資信託(REIT)や私募ファンドに係る証券化業務に積極的に取り組んでいます。2014年11月現在、合計30物件、資産規模およそ600億円の資産を受託しています。

このREITや私募ファンドに係る証券化業務においては、不動産管理処分信託の仕組みを活用しています。不動産管理処分信託業務とは、委託者(不動産の所有者)が受託者(信託銀行)に不動産の所有権を移転した上で、受託者が受益者の指図に基づいて対象不動産の管理・運用・処分を行い、発生した収益(主に賃料収入から経費を控除したもの)を受益者に配当する業務です。

SMTBは不動産業界におけるパイオニアとして、これまで数々の先駆的な不動産管理処分信託案件に取り組んできました。不動産証券化ビジネスにおいても多数の受託実績を抱え、対象物件もオフィス・住宅・ホテル・物流施設・商業施設など、幅広いアセットに対応しています。SMTBの不動産信託受託資産額は約11兆円(2014年11月現在)と、国内信託銀行第1位の実績です。

さらに、SMTBは証券化ビジネスに加えREITの資産保管や一般事務も受託しており、2014年12月に設立されたヘルスケア&メディカル投資法人(SMTB受託)では、お客さまと連携して、さまざまなサポート業務を行っています。

不動産管理処分信託の概要

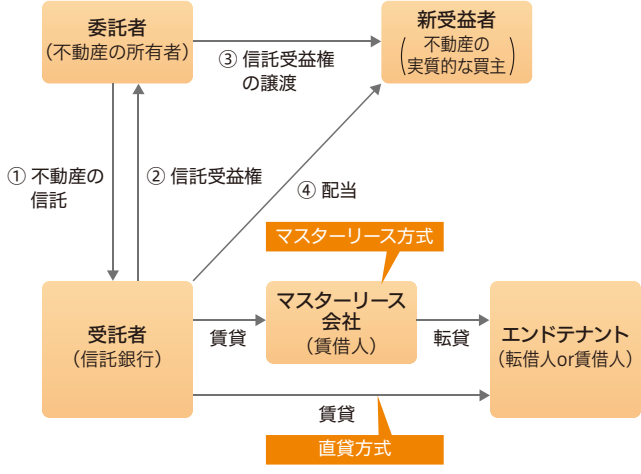

① 委託者(不動産の所有者)は、受託者(信託銀行)に対象不動産を信託します(対象不動産の所有権は委託者から受託者に移転します)。
② 委託者はその対価として信託受益権を取得し、当初受益者となります。
③ 委託者は当該信託受益権を買主(新受益者)に譲渡します。
④ 受託者は、対象不動産の運用にて得られた収益を新受益者に対して配当します。

信託機能等を活用したさまざまなソリューション

信託とは、委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して、金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする制度で、受託者には忠実義務など重い受託者責任が課せられています。三井住友トラスト・ホールディングスは「信託の受託者精神」に基づき、社会的課題の解決に取り組んでいます。

信託の仕組み

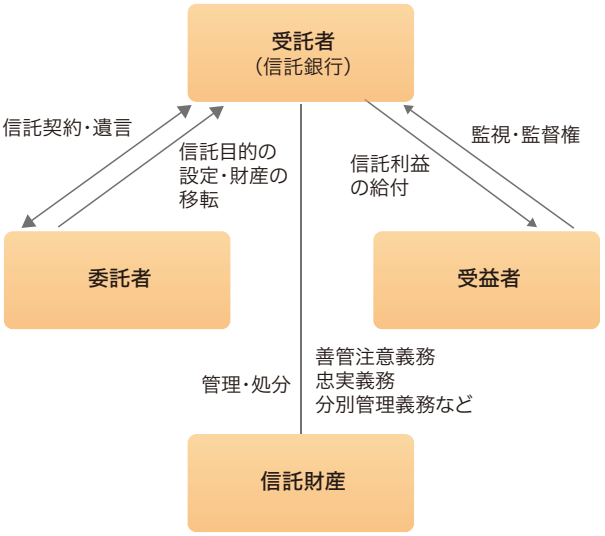

（出所：信託協会）

社会的問題を解決するための寄付金等の活用の仕組み

公益信託

公益信託は、個人が公益活動のために財産を提供する場合や、法人が利益の一部を社会に還元する場合に、信託銀行に財産を信託し、信託銀行があらかじめ定められた目的に従って財産を管理・運用して公益活動を行う制度で、奨学金の支給や自然環境保護活動への助成、国際協力・国際交流促進など、幅広い分野で活用されています。

三井住友信託銀行（以下、SMTB）は、1977年に公益信託第1号を受託して以来、受託件数を着実に増加させており、さまざまな公益分野で助成事業を行っています。2000年には、経団連自然保護協議会から公益信託「経団連自然保護基金」を受託し、その後、日本経団連加盟企業をはじめとする民間企業や個人の方の寄付を受け、NPO・NGOなどが行う国内および開発途上地域における自然保護活動に、助成を行っています。

2014年3月現在、公益信託の受託は209件341億円となり、2013年度は計12億円を計3,046団体（個人含む）に助成金として給付し、ご活用いただきました。

公益信託の仕組み

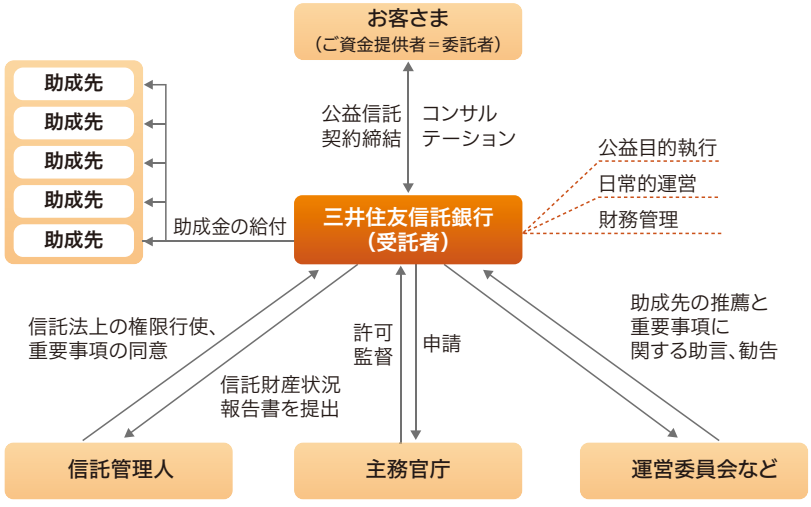

公益信託の信託目的別一覧（2014年３月現在）

分類	件数
奨学金支給	74
自然科学研究助成	40
人文科学研究助成	6
教育振興	23
社会福祉	10
芸術・文化振興	9
動植物の保護繁殖	1
自然環境の保全	8
都市環境の整備・保全	18
国際協力・国際交流促進	15
その他	5
総計	209

公益信託稲生雅治（いのお）・恵子能楽振興基金

公益信託稲生雅治・恵子能楽振興基金は、委託者稲生恵子さまが私財を当初拠出され、世界無形文化遺産にも指定された日本古典芸能の「能楽」振興を目的に、東京都教育委員会の許可を受け2014年9月29日に設立されました。

稲生恵子さまは、亡夫雅治さまの遺志を受け継がれ、能を継承するための次世代の育成および室町時代から伝わる面、衣装、書籍、能舞台など、かけがえのない文化財の保護、維持に携わる団体・個人の方々が経済的にも大変な努力をされている現実を憂慮され、能楽振興の一助にと公益信託の設立を決意されたものです。

この基金は、東京都内で活動する個人・団体に対し、能楽振興の活動・研究助成金を給付するものです。

社会貢献寄付信託

SMTBは、社会貢献活動に取り組む公益法人などへの寄付を目的とする「社会貢献寄付信託」（愛称:明日へのかけはし）を取り扱っています。本商品を通じ、お客さまは、SMTBが提示する寄付先一覧から団体を選び、毎年1回、当初信託元本の5分の1を寄付することができます（毎年、寄付先を変更することも可能です）。寄付先からは、寄付金の活用実績や活動内容の報告書が送られます。

SMTBは、社会貢献寄付信託を通じ環境だけでなく、教育、医療、学術、文化など多様なテーマにおける活動を支援します。

社会貢献寄付信託の仕組み

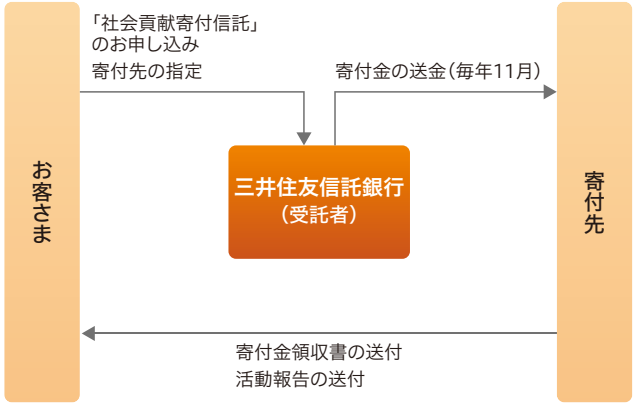

寄付先一覧（2014年4月1日現在）

環境	公益財団法人 世界自然保護基金ジャパン（WWFジャパン）
環境	公益財団法人 日本生態系協会
教育	公益社団法人 日本ユネスコ協会連盟
医療	公益財団法人 日本対がん協会
社会福祉	公益財団法人 日本盲導犬協会
国際医療支援	特定非営利活動法人 国境なき医師団日本
学術	公益財団法人 国際科学技術財団
文化	独立行政法人 日本芸術文化振興会
災害復興支援	社会福祉法人 中央共同募金会（東日本大震災復興支援）
子ども支援	公益財団法人 日本財団
障がい者スポーツ支援	公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本
医療	京都大学 IPS細胞研究所

特定寄附信託

SMTBは「特定寄附信託」を取り扱っています。これは2011年度税制改正によって新たに創設された制度に基づく信託で、運用収益が非課税となり、信託元本と合わせて寄附することができます。寄附先は、SMTBが提示する「寄附先一覧」以外の団体を指定することも可能で、ご指定いただいた寄附先に5年または10年にわたり定期的に寄附を行います。

遺贈による寄付

SMTBでは、ご自身の遺産を世の中のために役立てたいとお考えの方々のニーズにお応えするため、遺言信託において、公益団体や大学などと遺贈による寄付に関する提携を行い、遺産寄付の支援サービスをご提供しています。

寄付先の例

国境なき医師団

国境なき医師団（Medecins Sans Frontieres：MSF）は、中立・独立・公平な立場で医療・人道援助活動を行う民間・非営利の国際団体で、緊急性の高い医療ニーズに応えることを目的としており、紛争や自然災害の被害者や、貧困などさまざまな理由で保健医療サービスを受けられない人々などに対して直接医療を提供しています。

主な活動地はアフリカ・アジア・南米などの途上国で、世界各地に28事務局を設置しています。2013年は3万6,000人以上の海外派遣スタッフ・現地スタッフが、約70の国と地域で活動を行いました。

MSFの活動は、ほぼ全て民間からの寄付で成り立っています。また、活動地へ派遣するスタッフの募集も通年で行っています。さらに、活動地の現状報告や患者の方々の声を届ける証言・広報活動にも積極的に取り組んでいます。

寄付でできること

- 5万円で — 1,000人にマラリア感染の検査を行うことができます。
- 10万円で — 栄養失調の子どもたちに、3,000食分の栄養治療食を提供できます。
- 100万円で — 1万人の子どもたちのための予防接種キットが用意できます。
- 1,000万円で — 5台の外科用機械式手術台が用意提供できます。

証券代行業務におけるIR・SR・ESGコンサルティング

証券代行業務とは

発行会社の株式事務を会社に代わって行う業務であり、具体的には以下の業務を行っています。

- 株主名簿の管理・株主総会招集通知発送
- 増資、株式分割等の株式事務
- 株主総会等の株式実務に関する各種コンサルティング

IR・SR※コンサルティング業務

当グループでは、証券代行コンサルティング部内に「IR・SRサポートを専門に担当するIR・SRチーム」があり、お客さまにより効率的かつ効果的なIR・SR活動を実現していただくため、証券代行機関としての独自のノウハウや特長を最大限に生かしたIR・SR支援サービスを提供しています。

※ IR(Investor Relations)・SR(Shareholder Relations)。投資家(Investor)向け広報活動は、企業が株主や投資家に対し、投資判断に必要な情報を適時、公平に、継続して提供する活動全般のことです。また、「株主(Shareholder)」を対象とする活動という意味で、SRと称することもあります。

IR・SRコンサルティングにおける主なメニュー

国内実質株主判明調査

国内カストディアン銀行の背後に存在している国内機関投資家を調査します。決算説明会、One on OneのIRミーティング対象機関の選定や、株主総会に向けたコミュニケーション構築に利用いただけます。

外国人実質株主判明調査

海外カストディアン銀行の背後に存在している海外機関投資家を調査します。海外IRの訪問先の選定、さらに株主総会に向けては、議決権行使促進サービスも提供しています。

個人株主分析

株主名簿をIR活動の観点から分析します。IR戦略立案のための個人株主の現状把握や個人向けIR・SR活動の効果測定等に活用いただけます。

議決権行使分析

国内外機関投資家の議決権行使動向を分析します。株主総会に向けた議決権行使予測、株主総会後の振り返りなど、社内向け報告や検討の資料として活用いただけます。

Focus Club(会員制)

会員企業のIR総務、法務部門に海外機関投資家などの日本株投資動向およびコーポレート・ガバナンスの考え方について情報提供を行っています。

ESGコンサルティングサービスの展開

近年、欧米の機関投資家を中心に中長期投資におけるESG重視という動きが顕著になっています。SMTBでは、発行会社に対し、こうした動きに配慮したIR・SR・CSR活動の重要性を訴求し、海外を中心とした中長期投資家の開拓と信頼関係構築をサポートするESGコンサルティングサービスを展開しています。

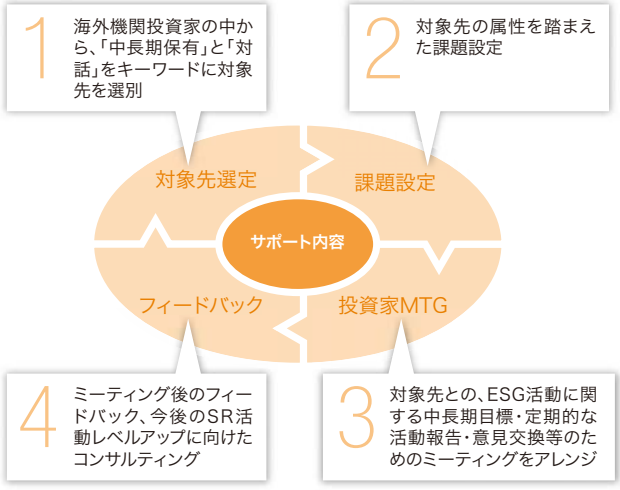

幅広い人脈とホットラインの構築

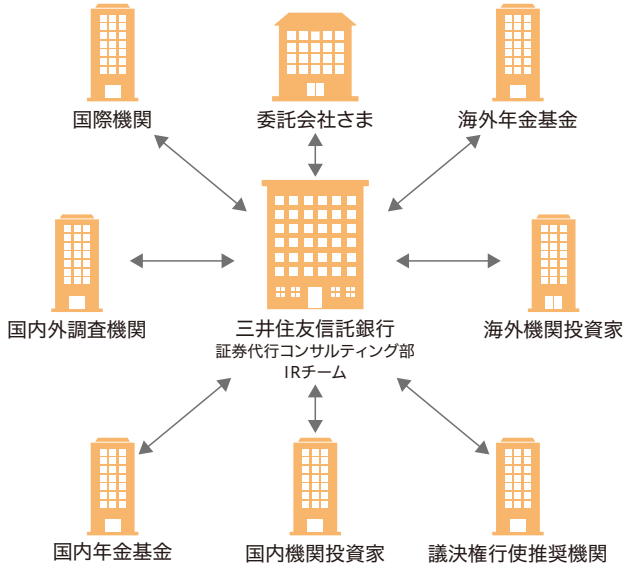

事業と一体となった社会貢献

三大疾病保障・ガン保障

ガン、急性心筋梗塞、脳卒中は「三大疾病」と呼ばれ、日本人の死亡原因の約55%を占めています。SMTBは、お客さまがガンと診断されたとき、または急性心筋梗塞、脳卒中で60日以上所定の状態が続いたと診断されたとき、住宅ローン残高を保障するサービスを取り扱っています。本サービスには、「三大疾病保障」と「ガン保障」の二通りがあり、それぞれにローン残高が0円になる「100%給付型」と、ローン残高が半分になる「50%給付型」があります。また「三大疾病保障」には、お客さまが三大疾病以外の病気や怪我によって入院された場合も、①たった1日の入院から10万円の入院一時金、②1回の入院につき最長2カ月のローン返済を保障、③入院が2カ月継続したらさらに30万円の入院一時金、といった「トリプル入院保障」も付いています。今後は、対象となる疾病を拡大して保障内容をさらに充実させる予定です。

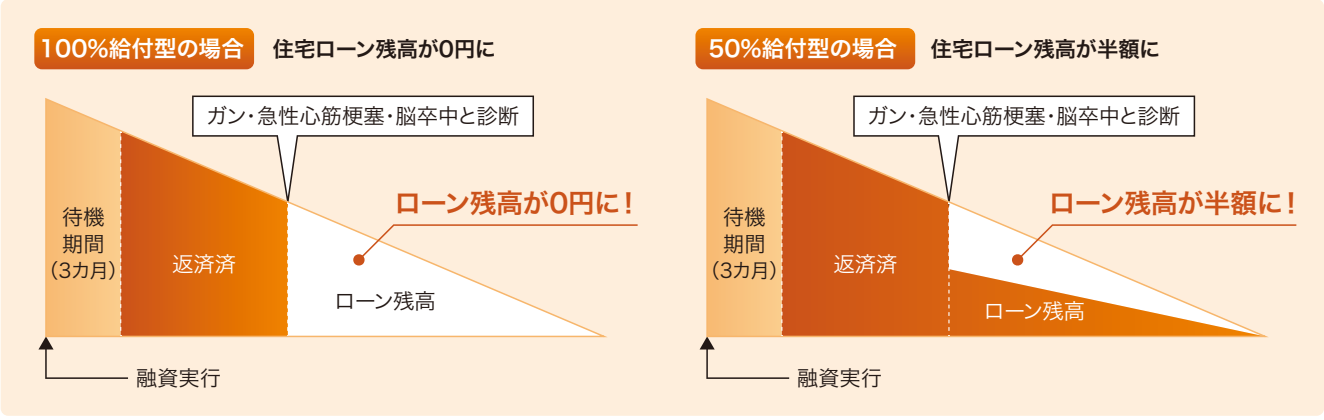

ベルマーク事業への支援

身近な商品に付いている“ベルマーク”を学校単位で集め、その点数に応じて学校に必要な備品を購入する「ベルマーク運動」は、1960年にスタートしました。当初は複数の銀行が関わっていましたが、1982年からは入出金に関わる一切の業務をSMTBが担当しています。

現在、全国27,873(2014年11月末現在)にのぼるPTAの口座管理事務を行っており、協賛会社からのPTAへの入金や協力会社からのベルマーク教育助成財団への援助金送金などの業務を取り扱っています。このほか、被災地などへの援助資金の送金事務(友愛援助)も行っています。

ベルマーク運動では、学校の備品を購入する際に購入金額の10%がベルマーク財団に寄付されて、それがへき地学校や災害被災学校、発展途上国などへの援助資金として使われています。SMTBは、事業と一体となった社会貢献として、ベルマーク事業への支援を継続しています。

ベルマーク運動での役割

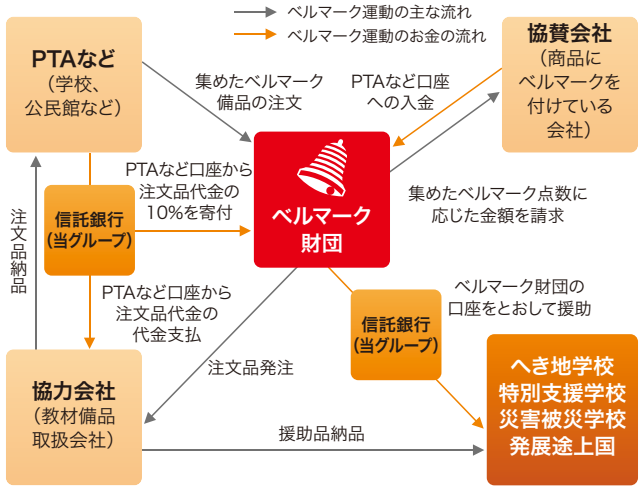

金融円滑化への取り組みについて

三井住友トラスト・グループでは、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的使命の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

SMTBは、中小企業のお客さまや住宅ローンをご利用のお客さまからの各種ご相談やご返済条件の変更などのお申し込みに迅速かつ適切にお応えするなど、さらなる円滑な金融仲介機能を発揮していくため、金融の円滑化に関する基本方針を定めています。

また、円滑な金融仲介機能を発揮するため、営業店におけるお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みに適切に対応する体制、本部における営業店の対応状況を適切に把握する体制を整備するとともに、金融円滑化に関する苦情やご相談については、各営業店のほか専用フリーダイヤル等で受け付けています。

2013年3月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の期限が到来致しましたが、今後も引き続き、中小企業のお客さまの事業活動の円滑な遂行と住宅ローンをご利用のお客さまの生活の安定のため、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に向けて取り組んでいくとともに、東日本大震災の影響を直接または間接に受けているお客さまからのご返済条件の変更などに関するご相談やお申し込みがあった際には、お客さまのご事情に応じて柔軟かつ適切に対応するよう努めていきます。

貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数
（お客さまが中小企業者である場合）

（単位：件）

	2013年6月末	2013年9月末	2013年12月末	2014年3月末	2014年6月末	2014年9月末
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	3,351	3,537	3,676	3,835	3,950	4,086
うち、実行に係る貸付債権の数	3,088	3,248	3,397	3,539	3,659	3,772
うち、謝絶に係る貸付債権の数	46	59	63	64	73	73
うち、審査中の貸付債権の数	68	58	34	43	23	41
うち、取り下げに係る貸付債権の数	149	172	182	189	195	200

※ 2014年9月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。
申し込み1件、実行1件、謝絶0件、審査中0件、取り下げ0件。
なお信託勘定に係る債権とは、他の金融機関等が流動化等を目的としてSMTBに信託した貸付債権のうちSMTBがお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者であるSMTBは、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数
（お客さまが住宅資金借入者である場合）

（単位：件）

	2013年6月末	2013年9月末	2013年12月末	2014年3月末	2014年6月末	2014年9月末
貸し付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	3,644	3,822	4,010	4,191	4,370	4,557
うち、実行に係る貸付債権の数	3,012	3,154	3,289	3,425	3,577	3,729
うち、謝絶に係る貸付債権の数	42	45	53	58	66	69
うち、審査中の貸付債権の数	88	80	76	91	82	84
うち、取り下げに係る貸付債権の数	502	543	592	617	645	675

※ 2014年9月末時点で、信託勘定に係る債権を以下の通り含みます。
申し込み475件、実行403件、謝絶12件、審査中3件、取り下げ57件。
なお信託勘定に係る債権とは、流動化等を目的としてSMTBに信託した貸付債権のうちSMTBがお客さまから貸付条件の変更等の申し込みを受け付けたものなどを指します。受託者であるSMTBは、信託契約の定めにより複数の信託関係者の判断に基づき対応しています。

資産運用業務における ESG課題への取り組み

アベノミクス成長戦略の一環としての資本市場改革

2012年12月の安倍政権発足後、日本政府は国を挙げてスピード感のある資本市場改革に取り組んでおり、各省庁が連携しながらそれぞれの分野で政策を施行しています。資本市場改革の最終ゴールは企業のROEおよびコーポレート・ガバナンス改善により経済の好循環を作り出すことであり、そのためにさまざまな政策が打たれています。

各省庁の資本市場改革に向けた施策

日本政府は国を挙げて資本市場改革に取り組んでおり、各省庁が連携しながら施策を実行

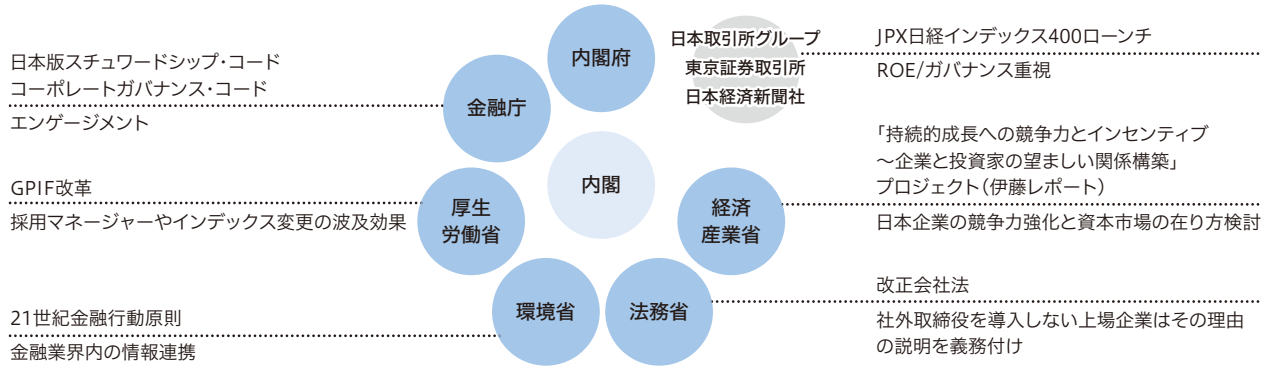

資産運用会社としての三井住友信託銀行とは？

日本最大の資産運用会社
――運用資産額 約50兆円（2014年6月30日時点）
アジアをリードする資産運用会社

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所第一部）の子会社
- グローバルに顧客基盤と受託能力を拡大しています。
- 日系信託銀行として幅広い業務を行っています。
――受託事業、リテールおよびホールセール事業、不動産事業

運用資産の内訳

アジア最大の運用残高を有しており、顧客の大多数が日本の公的年金・共済および企業年金です。運用資産総額50兆円のうち10兆円程度を日本株式で運用しています（2014年6月30日時点）。

海外投資家の残高も増加しており、主に資産運用と不動産投資を提供しています。ここでは主に受託事業の資産運用における責任投資への取り組みをご紹介させていただきます。

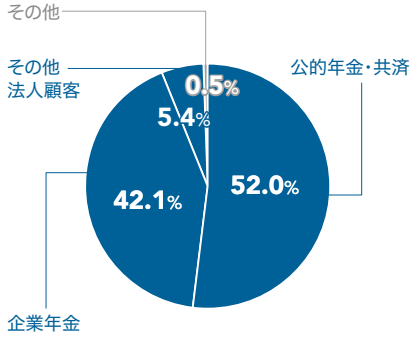

（単位10億円）

顧客タイプ	運用資産額	割合
公的年金・共済	26,185	52.0%
企業年金	21,214	42.1%
その他 法人顧客	2,721	5.4%
その他	269	0.5%
合計	50,389	100.0%

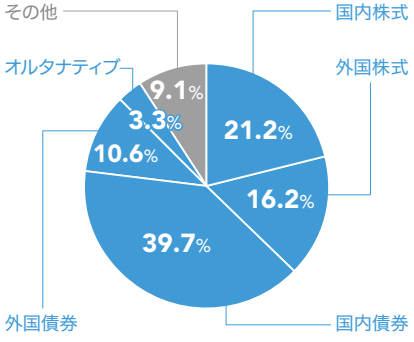

（単位10億円）

資産の種類	運用資産額	割合
国内株式	10,658	21.2%
外国株式	8,148	16.2%
国内債券	19,994	39.7%
外国債券	5,335	10.6%
オルタナティブ	1,663	3.3%
その他	4,592	9.1%
合計	50,389	100.0%

出典：三井住友信託銀行（2014年6月30日時点）

三井住友信託銀行の運用会社としてのESGへの取り組み

三井住友信託銀行の株式アナリスト

体制

三井住友信託銀行（以下、SMTB）のリサーチ運用部は、経験10年以上のアナリストを多数そろえて、全てのセクターをフルカバーしており、年間の取材活動は1万件を優に超えています。また2014年から、クレジットアナリスト等の機能も統合し、マクロ、ミクロ、エクイティー、デット等の多面的な視点からのシナジー効果を追求した調査体制としています。

株式アナリストによるESG活動

エンゲージメント活動の主体

日本版スチュワードシップ・コードへの署名により、これまでと比べより組織的にエンゲージメント活動を実施していきますが、その主体となるのがアナリストです。担当企業あるいはセクターに対する深い理解に基づき、事業とガバナンス両面から持続的成長のための質の高い対話を行います。その内容をファンドマネージャーにフィードバックすることにより、中長期的な投資リターンの拡大を図ります。

ESGインテグレーション

SMTBでは2014年から、10年にわたるRI（責任投資）ファンド運用の実績で得た知見を活用し、アクティブファンドに対してESG評価プロセスを織り込むESGインテグレーションをスタートさせました。具体的には、アナリストが外部データをベースにマネジメントとの対話やセクター内での比較を踏まえ定性判断を加えたESGレーティングを投資銘柄に付与し、ファンドマネージャーの運用判断に活用するというものです。

三井住友信託銀行の取り組み 四つの柱

SMTBの資産運用におけるESGに関する取り組みは、エンゲージメント・ESGレーティング・ESGリスク評価・議決権行使の四つの柱に分けられます。

日本最大規模の日本株専任アナリストによる企業リサーチと分析・定性判断に加え、10年以上のRI（責任投資）ファンド運用経験をとおして積み上げたESGに対するファンドマネージャーとアナリストの知見を生かしながら取り組みを行っています。企業に対する基礎的なESG関連の調査・評価に関しては日本有数のシンクタンクである日本総合研究所と業務委託契約を結んでおり、またエンゲージメントに関しては社内での体制に加え外部提携運用会社（みさき投資株式会社）の知見も活用し、体制強化を行っていきます。

三井住友信託銀行の取り組み

―日本企業への影響力を行使するための四つの柱

- 資産運用に関わる業務を通じて日本経済全体に貢献する仕組みを装備
- 日本最大規模のアナリストチームによる調査、外部機関のリソースも活用し、以下の四つの取り組みを実施

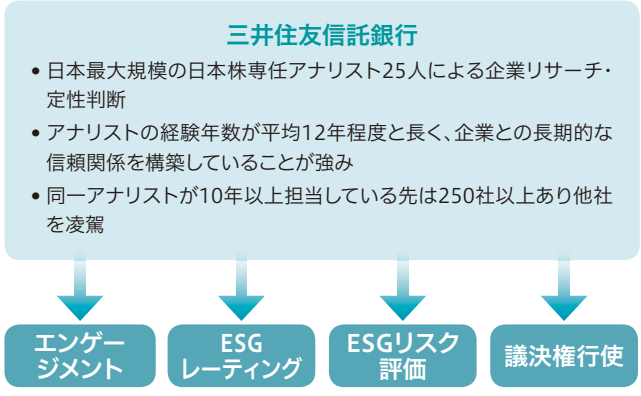

（2014年10月末時点）

三井住友信託銀行のESGエンゲージメントポリシーについて

SMTBでは、持続的社会の構築のため環境、社会、ガバナンス（ESG）課題を解決することが運用を委託する最終受益者の最大限の利益につながるものと考えており、積極的に投資先企業に対して働きかけ（エンゲージメント）を行うためのポリシーを定めています。当ポリシーは、エンゲージメントの基準となる課題や行動を運用会社の立場から示したものです。

環境や社会的な課題に関する三井住友信託銀行の行動

- 投資先企業に対して、グローバルな環境や社会的課題について取り組み、社会的利益に反しないよう求めます。
- 国連グローバル・コンパクトにうたわれている行動基準に反する行為や非人道的行為については、投資先企業に対して対話の場を持ち、その改善を求めます。

ガバナンス上の課題に関する三井住友信託銀行の行動

- 投資先企業において、株主の利益と一致した経営規律が働いていないと判断される場合は、内部統治上の施策をとるよう促します。
- 法令違反など経営上不祥事により株主価値が毀損している場合には、経営陣の責任を明確にして適法性維持が図られるよう議決権を行使します。さらに、中長期的な株式価値増大を経営陣が株主とともに享受する報酬制度を評価し、投資家の利益にかなう積極的な情報開示と説明責任を、投資先企業に求めます。

国内企業への取り組み方針

日本版スチュワードシップ・コードに基づくエンゲージメント活動

2014年2月、金融庁により日本版スチュワードシップ・コードが導入されました。本コードは機関投資家が企業との「目的を持った対話」（エンゲージメント）を通じて、企業価値向上や持続的成長を促し、中長期的な投資リターンの拡大を図ることが狙いです。SMTBは以前からこのような取り組みを行ってきましたが本コードの導入を機に、より組織的な運営へと移行すべく体制を整えました。SMTBのエンゲージメントは投資先企業に対し、より良い経営について考えるきっかけや気づきを提示（意見表明）して投資先企業に行動を促すことで企業価値向上を目指します。日本最大規模の日本株専任アナリストが担当し、その知見を生かしながら投資先の経営課題に注目して質の高い対話を行います。長期にわたって築いてきた企業との信頼関係もSMTBの強みとなっています。

エンゲージメント

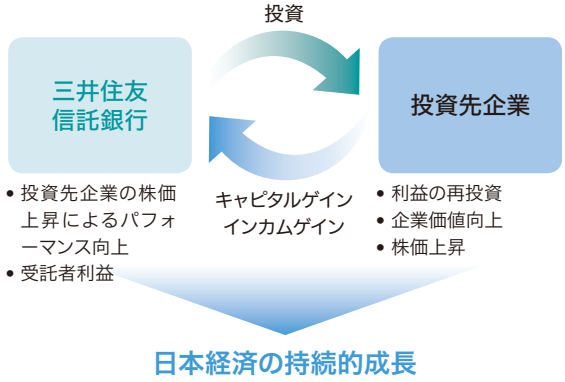

SSC※エンゲージメント会議

1. SMTBではエンゲージメントに係る会議体として、「SSCエンゲージメント会議」を設置しています。SSCエンゲージメント会議の事務局は、総合戦略運用部です。
   （1）SSCエンゲージメント会議は、リサーチ運用部長、総合戦略運用部長、パッシブ・クオンツ運用部長、株式運用部長で構成します。受託監理部長は会議に参加し、審議内容およびエンゲージメントに係る業務運営の適切性をモニタリングします。
   （2）議長はリサーチ運用部長とし、SSCエンゲージメント会議の審議を踏まえて重要事項の決定を行います。

2. SSCエンゲージメント会議は、次の事項について審議を行います。
   （1）「日本版スチュワードシップ・コードへの対応方針」のエンゲージメントに係る内容およびエンゲージメントガイドラインの改廃のほかエンゲージメントに係る重要事項
   （2）リサーチ運用部の月次報告に基づく、エンゲージメントに係る業務運営の適切性

※ SSC：Stewardship Code（スチュワードシップ・コード）

日本版スチュワードシップ・コードへの対応

SMTBは、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、これを受け入れます。これに伴い「三井住友信託銀行のスチュワードシップ責任への対応方針」と「日本版スチュワードシップ・コードの原則への対応方針」を定め、以下の通り対応していきます。

「三井住友信託銀行のスチュワードシップ責任への対応方針」

機関投資家は、建設的な目的を持った対話（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値向上や持続的な成長を促すことにより、受益者等の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任（スチュワードシップ責任）を負っています。SMTBは、《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨を踏まえ、企業の状況の把握、エンゲージメント、議決権行使等の活動を通じて、投資先企業の企業価値向上への寄与を図っていきます。

《日本版スチュワードシップ・コード》の原則への対応方針

1. 「三井住友信託銀行のスチュワードシップ責任への対応方針」に基づき、スチュワードシップ責任を果たしていきます。（《日本版スチュワードシップ・コード》原則（以下SSC原則）1）
2. スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、「利益相反管理方針」に基づいて管理していきます。（SSC原則2）
3. 投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、投資先企業の状況を的確に把握します。（SSC原則3）
4. 投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めます。（SSC原則4）
5. 投資先企業の持続的成長に資することを目的として、「三井住友信託銀行の議決権行使の考え方」に基づいて議決権の行使を行うとともに、年一回以上、議決権の行使結果を集計し公表します。（SSC原則5）
6. 議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任を果たすための行動について、お客さま・受益者に定期的に報告を行います。（SSC原則6）
7. 投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための能力向上・態勢の改善を図っていきます。（SSC原則7）

エンゲージメントガイドライン

SMTBは、左記SSC原則3およびSSC原則4に則り、下記のガイドラインに従ってエンゲージメントを行います。

1. SMTBは責任ある機関投資家として受け入れを表明している「日本版スチュワードシップ・コード」に従い、お客さま・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るため、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すことを目的に投資先企業とエンゲージメントを行います。
2. エンゲージメントの対象は、アクティブ運用・パッシブ運用を問わず、国内株式の投資先企業すべてとする。ただし効率性に鑑み、アクティブ運用の投資先企業のほか、リスクアプローチにより抽出した不祥事発生企業やガバナンスに問題のある企業あるいはROEの著しく低い企業を中心とします。
3. エンゲージメントにあたっては投資先企業の状況を的確に把握することが重要であるため、当該企業のガバナンス、企業戦略、資本構造、リスクへの対応姿勢などについて、しっかり調査を行った上でエンゲージメントに臨みます。
4. エンゲージメントにおいて、インサイダー情報を入手しません。インサイダー情報を入手したおそれのある場合は、社内の規則に従って対応します。
5. エンゲージメントは、主として投資先企業の経営層と行います。エンゲージメントを通じて当該企業と信頼関係を構築し、認識の共有が図られるよう努めます。
6. エンゲージメントの際にSMTBが表明する意見については、予めリサーチ運用部長の承認を必要とします。リサーチ運用部長は、表明する意見の内容が当該企業の企業価値向上や持続的成長に資する内容であること、重要提案行為と誤解されない内容であることを確認します。エンゲージメント実施後には、SMTBが表明した意見および当該企業の意見それぞれを簡潔かつ明瞭に記録し保存します。また、その後の当該企業における企業価値向上や持続的成長への取り組み状況等を、公開情報等をもって的確にフォローアップし、エンゲージメントの有効性を検証します。
7. エンゲージメントの状況は、「SSCエンゲージメント会議」に報告の上、適切にお客さま・受益者に報告を行います。

海外企業へのエンゲージメント活動

ESGモニタリングとエンゲージメント

SMTBでは、ESGエンゲージメントポリシーにうたわれている具体的な課題について、関係諸団体に対しエンゲージメントを実施しています。また総合戦略運用部長を議長とするESGモニタリング会議を設営し、社内的な周知徹底を図るとともに状況をモニタリングしています。

対人地雷とクラスター弾に関連する企業とのエンゲージメント

対人地雷ならびにクラスター弾問題は、人道的観点や平和と安定の維持や復興開発への障害となることから国際的取り組みがなされています。日本においても対人地雷禁止に関連したオタワ条約（1999年）、クラスター弾に関するオスロ条約（2010年）がそれぞれ発効されました。グローバル運用業界では、同関連企業に対する金融的な幇助を回避するため投融資を行わない動きが広まっており、また関連企業には製造を停止するよう働きかけています。

SMTBでも、対人地雷やクラスター弾を製造する関連企業※に対しては、アクティブ運用商品では原則除外しており、パッシブ運用商品で保有する企業に対しても、製造を停止するようエンゲージメント活動を行っています。

※ オランダのNGO、パックス・クリスティが報告書「クラスター爆弾への世界の投資：共通した責任」に掲載している企業リストを参考にしています。

責任投資原則の署名団体数とエンゲージメント数の増加

近年、資産運用業界において、環境や社会、ガバナンス（ESG）課題は、グローバルに関心が集まっており、ESG課題に関心のある運用機関が署名する責任投資原則（PRI）の署名団体数と運用資産総額は増え続けています。また、PRIは署名機関に対し、共同で投資先企業にESGをテーマとするエンゲージメント（対話）を行う「クリアリングハウス」サービスを提供しており、その件数も増加傾向にあります。

当グループは2006年にPRIの署名機関となって以来、クリアリングハウスに参画して海外の機関投資家と「水」リスクに関する共同エンゲージメントを実施するなど、日本の資産運用業界が積極的にESG課題に取り組むべく、リーダー的な役割を担っています。

PRI署名機関・運用資産残高の推移

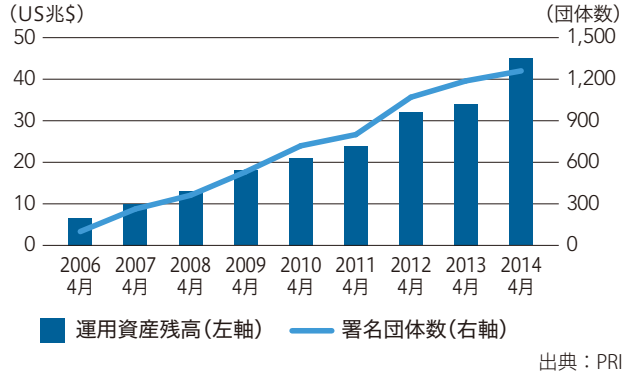

出典：PRI

PRIクリアリングハウスによる年間エンゲージメント数

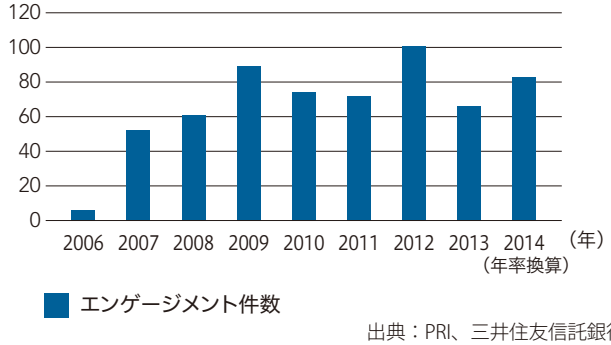

出典：PRI、三井住友信託銀行

ESGレーティング導入

運用へのESG評価

アクティブ運用でのESG評価

各企業のESGへの取り組み度合いをSMTBのアナリストが評価、セクター内相対比較で3段階のESGレーティングを付与しています。10年以上にわたりRI（責任投資）ファンドを運営してきたことからアナリストのESGへの感度は高く、日本企業の実態に即した評価が可能です。なお基礎調査に関しては、日本総合研究所を中心とする外部データを利用しています。

ESGレーティングの考え方や変更理由については、ファンドマネージャーとタイムリーに情報共有しています。

またESGレーティングが低い銘柄のうち問題が深刻であると思われる企業についてはエンゲージメント活動を通じて改善を求めていく方針です。

ESGレーティング

- 10年以上のRIファンド運用経験に基づく知見とノウハウを活用し、ESGを考慮した銘柄選択を目的に2014年運営開始
- アクティブ日本株式ファンドに適用

日本総合研究所による基礎調査—ESGスコア
SMTBの考えを理解し、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）各項目で業種ごとに企業にスコア付与
企業へのアンケート、CSRレポート、マスメディアのニュースチェック、取材等をとおして調査

↓

SMTBのアナリストによる定性評価
経営陣・IRへの綿密な取材、長年にわたる調査・分析からの知見を活用
RIファンド運営を通じ、SMTBのアナリストのESGへの感度は高く、日本企業の実態に即した評価が可能

↓

ESGレーティング

ESGリスク評価への取り組み

ESGに関連するリスク評価への取り組み

セクターごとに関連性の高いグローバルベースのESG課題を特定し、当該セクターに属する銘柄の潜在的ESGリスクを把握する取り組みをスタートさせました。ESGイベント発生時のダウンサイドリスクに備えることが目的です。

モニタリングを行い、イレギュラーなリスク発生時には随時見直しを実施しています。

RI運用での安定稼働を確認し、将来的に他のプロダクトへの適用を想定しています。

- トータルで40の課題について分析・把握
- 随時モニタリングを実施、イレギュラーなリスク発生時には反映
- 投資先企業へのエンゲージメントにも活用

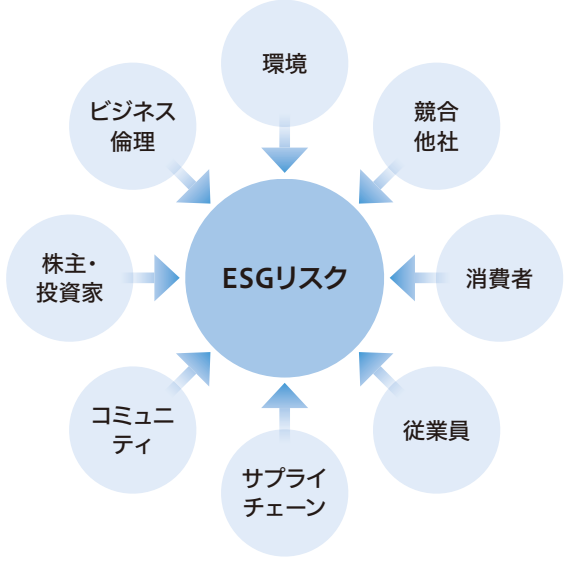

（2014年10月末時点）

日本株RI旗艦ファンドの運用戦略のご紹介

RIファンドの三つのプロセス

日本株RI旗艦ファンド

2003年から運用を開始しており、日本では最も歴史ある責任投資ファンドの一つです。ESGに注目し、それらの財務リターンの向上への貢献度などを考慮して投資銘柄を選定しており、SMTBのRIファンド運用チームによる知見と日本総合研究所による基礎調査が特徴となっています。

1.日本総合研究所による「ベスト・イン・クラス」でのユニバース選定

日本有数のシンクタンクである日本総合研究所が、2,000社を対象にアンケート調査を実施し、ベスト・イン・クラスをユニバース候補として選定します。

これまでのE（環境）・S（社会）・G（企業統治）の評価項目に加え、2013年度からはV評価（成長性評価）を加えました。V評価はESGへの取り組みの企業業績へのつながりを評価するものです。

2.三井住友信託銀行によるRIユニバースの決定

日本総合研究所が選定したRIユニバース候補群から、信用リスクの高い銘柄等を排除し、株式運用部長を議長とする月次の会議でRIユニバースを決定します。

3.三井住友信託銀行のファンドマネージャーによる銘柄選択

ファンドマネージャーはRIユニバースを対象に、①潜在的なESGに関わるリスク評価、ESGへの取り組みによる成長性評価と②国内株式アナリストによる独自業績予想をベースとしたバリュエーション、業績モメンタムといった株価評価を実施、対TOPIXでの超過リターンを追求します。

運用プロセス

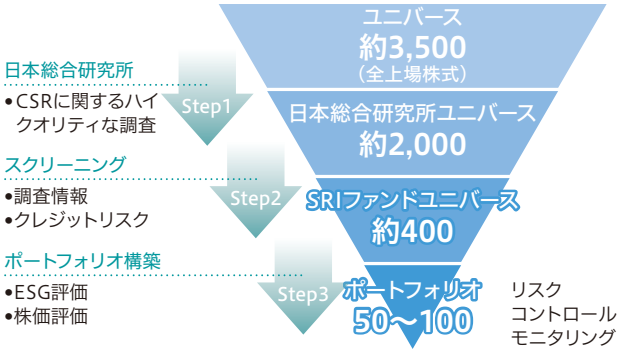

出典：三井住友信託銀行（2014年6月30日時点）

RIファンドの実績

下図のグラフはRI旗艦ファンド設定来の超過収益率とTOPIXリターンの推移です。2012年末の安倍政権発足以来、日本株式市場は堅調を維持しています。SMTBでは企業業績の改善、政府による資本市場改革等の後押しから今後も底堅い推移を予想しており、日本企業のESGへの意識も高まりつつあることから、当ファンドの運用には好ましい環境となっています。

RI商品ラインアップ（投資信託）

SRI・ジャパン・オープン（グッドカンパニー）

当グループは2003年、日本で初めて企業年金向け責任投資ファンドの提供を開始しました（RI旗艦ファンド）。「グッドカンパニー」は、この同じ運用を、公募投信として個人投資家など幅広い投資家層にも提供したもので、日本を代表する責任投資ファンドの一つとなっています。

当ファンドは、企業価値向上のためにESGの取り組みを積極的に推進する企業の株式を厳選し投資することにより、ベンチマークである東証株価指数に対する超過収益の獲得を目指します。
（運用会社：三井住友トラスト・アセットマネジメント）

チャイナ・グッドカンパニー

「チャイナ・グッドカンパニー」は、日本株責任投資ファンドの投資手法を中国株に適用したRIファンドです。中国の金融機関以外の運用機関が開発した世界で初めての中国株責任投資ファンドとして、欧米の関係者からも注目されています（2010年の設定）。

銘柄の選定にあたっては、ESGの調査を日本総合研究所に委託するとともに、米国のCSR推進団体であるBSRと提携し、投資対象企業に関するネガティブ情報を随時入手できる体制を構築しています。
（運用会社：三井住友トラスト・アセットマネジメント）

グリーン世銀債ファンド

当グループの日興アセットマネジメントが、2010年に世界銀行と共同で開発したファンドで、世界銀行が発行する「グリーンボンド」の組入比率30%以上を目指している点が特徴です。グリーンボンドとは、世界銀行が発行する債券の一種です。調達された資金は、原則として新興国における気候変動対策プロジェクトへの貸付に利用されます。そのため、社会貢献を実感できるファンドとして、世界的にも注目を集めています。
（運用会社：日興アセットマネジメント）

生物多様性企業応援ファンド

生物多様性とは、地球上に生息する「多種多様な生きもの」とそれらの「つながり」のことです。「生物多様性企業応援ファンド」は、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。マザーファンドの運用にあたっては、SMTBが投資助言を行います。

生物多様性に着目したファンドは、欧米でもあまり例がなく、先進的な取り組みとして海外から注目を集めています。
（運用会社：三井住友トラスト・アセットマネジメント）

議決権行使の考え方

SMTBでは、株主価値に基づくガバナンスの在り方を経営に浸透させる手段、方法の一つとして、株主議決権行使を位置付けています。

議決権行使の基本方針

SMTBは、コーポレート・ガバナンスの重要性に鑑み、議決権行使を通じ、企業経営者に株主利益を尊重させ、長期的な株主利益の最大化を図り、顧客の利益に資することを目的として、議決権行使の基本方針を定めます。

コーポレート・ガバナンス体制と投資規準

企業の経営方針・経営判断は、株主の意向のみを反映するものではなく、従業員・債権者・取引先等、さまざまなステークホルダーとの利害調整を踏まえて決定されるものであると考えます。一方、企業経営者は、効率的な株主資本の活用やステークホルダーへの積極的な情報開示等、株主利益を尊重した健全なコーポレート・ガバナンス体制を進んで構築すべきであると考えます。コーポレート・ガバナンス体制は、広い意味で投資規準の一種です。株主利益を軽視している企業に対しては、株主利益を尊重するよう、議決権行使による意思表示を行います。

不祥事および反社会的行為への対応

企業もしくは企業経営者による不祥事および反社会的行為が発生した場合には、コーポレート・ガバナンス上重大な問題が発生しているとみなし、コーポレート・ガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使します。

議決権行使の体制

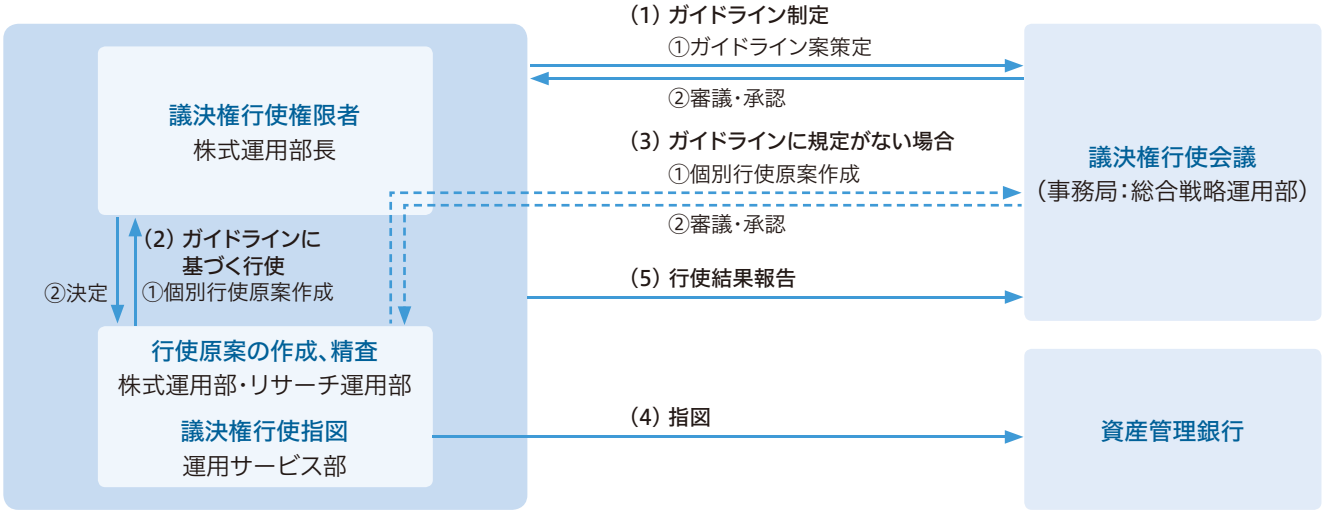

コーポレート・ガバナンス体制の強化に向けて

企業とのコミュニケーションを重視し、コーポレート・ガバナンス体制の整備、改善に関する対話に重点を置きます。企業の状況を熟知した担当アナリストがコーポレート・ガバナンス体制の強化に向けた働きかけとしてどのような方法が効果的か検討を行い、企業とのさまざまな接点を通じて株主利益の最大化を目指します。

議決権行使の考え方

2000年から社内に議決権行使体制を確立し、企業不祥事の有無など定性面、業績判断基準を採用した定量面でのチェックをスタートしました。また2004年からは日本の他の運用会社に先がけ、社外取締役の独立性について行使判断基準を設定しました。議決権行使を通じて、投資先のコーポレート・ガバナンス改善に努めています。

議案別議決権行使状況

国内株式の2013年7月から2014年6月までに開催された株主総会における議決権行使については、以下の通り行使を行っています。

1. 会社提出議案

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
剰余金処分案等	1,399	48	1	0	1,448
取締役選任	1,368	409	1	0	1,778
監査役選任	1,231	203	1	0	1,435
定款一部変更	574	12	0	0	586
退職慰労金支給	178	114	0	0	292
役員報酬額改定	356	13	0	0	369
新株予約権発行	100	48	1	0	149
会計監査人選任	33	0	0	0	33
組織再編関連*1	41	0	0	0	41
その他会社提案*2	189	32	0	0	221
うち買収防衛策等	141	32	0	0	173
合計	5,469	879	4	0	6,352

*1 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等 *2 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策等

2. 株主提出議案

	賛成	反対	棄権	白紙委任	合計
合計	0	154	0	0	154

ESG課題に関する国際的な連携・啓発活動

グローバルな責任投資市場の発展に寄与

当グループ各社は、責任投資原則（PRI）に署名し、2010年からはPRIの日本ネットワークの共同議長に就任しています。2014年9月にカナダのモントリオールで開催されたPRI年次総会では、日本の取り組みの現状について説明しました。

また、当グループは国連グローバル・コンパクトに署名した日本企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク（GC-JN）のメンバーでもあります。2011年度からは大和総研・大和証券とともに「SRI分科会」の共同幹事に就任し、分科会を主催しました。今後も、ESGに関する研究会への参画や証券代行業務の一環としての企業に向けた情報提供サービスやセミナーの開催などを通じて、グローバルな視点を踏まえた責任投資に関する情報を広く発信していきます。

ICGN東京大会に参加

2014年3月3～4日、日本取引所グループ主催によるICGN（International Corporate Governance Network）の東京大会が開催されました。ICGNは機関投資家を中心メンバーに結成された非営利団体で、1995年の設立以来、コーポレート・ガバナンスのリーダーからなる世界的組織として発展してきました。今日、その会員数は約600人で、グローバル投資家も多く参加しています。

SMTBはメインスポンサーとして本大会を支援するとともに、コンファレンス初日に行われたパネルディスカッションにも参加しました。

RI Asia 年次コンファレンスに参加

2014年3月5～6日にRI（Responsible Investor） Asiaの年次コンファレンスが東京で初めて開催されました。当コンファレンスは、米国、欧州およびアジアにおいて毎年開催されている社会的責任投資に関するイベントです。企業の持続的成長、責任投資、ESG投資に関するグローバルな今後の見通しについて、講演・パネルディスカッションが行われました。SMTBはスポンサーとして本大会を支援するとともにパネルディスカッションにも参加致しました。

不動産業務における ESG課題への取り組み

環境不動産は、省エネルギー設計や再生可能エネルギーの利用、水資源の保護、建物の長寿命化や再生資材の使用、生物環境の保全と創出、屋内環境の向上といった環境対策を不動産に取り入れることで、気候変動や生物多様性の損失などの問題に対応しています。そしてエネルギー消費量・CO_2排出量・水使用量の低減や再生可能エネルギー・再生資材の利用率アップ、生物多様性の回復などが、「環境性能」の向上として示されます。

当グループは、こうした取り組みが省エネや維持コストの低減といった直接的なメリットだけでなく、環境問題への意識が高く、また知的生産性の向上などを重視する企業（テナント）の入居を促進し、収益性の高い安定した不動産有効活用事業につながると考えています。

部門別CO_2排出量の推移と内訳

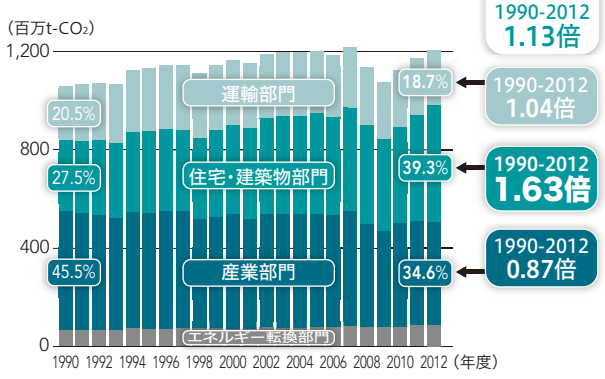

出典：経済産業省「エネルギー起源CO_2排出量の推移（2012年度速報）」をもとに作成
（注）排出量内訳はエネルギー転換部門を含む総量に対する割合です。

環境不動産の付加価値を可視化する

環境不動産の付加価値

不動産の環境配慮を考える場合、よく「コストが余分にかかるから投資がしづらい」といった声が聞かれますが、不動産投資における価格の理論を踏まえると、環境不動産は追加コストに見合った、あるいはそれ以上の付加価値を生み出す可能性があると考えられます。

不動産を収益性（どれだけの収益をどれくらい安定的に生み出すか）という観点で見た場合、その価格は、不動産が生み出す純収益（収入－費用）を不動産の利回りで割ることによって求められます。賃料収入などの総収入が多いほど、また水道光熱費や維持管理費などの費用が少ないほど、純収益が増加して不動産価格は高く評価されます。また収益の変動リスクが少なく安定性が高い資産ほど、投資家が要求する利回りは下がるため、不動産価格は高く評価されることとなります。

環境不動産は、省エネルギー効果による水道光熱費の減少や、使用部材の耐久性向上による維持管理費の減少などが純収益の増加につながる可能性があるほか、オフィス環境の向上による生産性の向上や、建物のイメージ向上効果などが賃料アップの要因となるため総収入の増加をもたらし、純収益の向上につながる可能性もあります。

さらに環境不動産は、将来の環境関連の課税強化や規制強化などの影響を受けにくいことから、不動産の利回りに含まれる環境リスクが低減するほか、長寿命化による償却率の低減や環境配慮によるイメージ向上効果が不動産の利回りの低減につながる可能性があります。

以上のような理由から環境不動産が付加価値を持つようになると三井住友信託銀行（以下、SMTB）は考えています。

環境付加価値概念図（1） 不動産の「収益性」に着目した価格

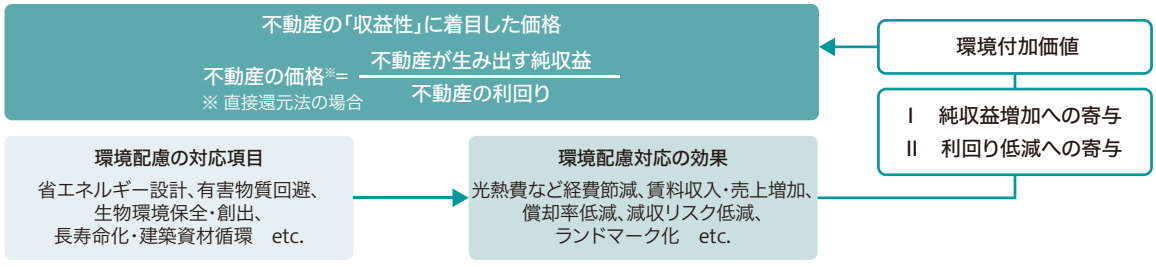

環境付加価値概念図(2) 純収益への反映

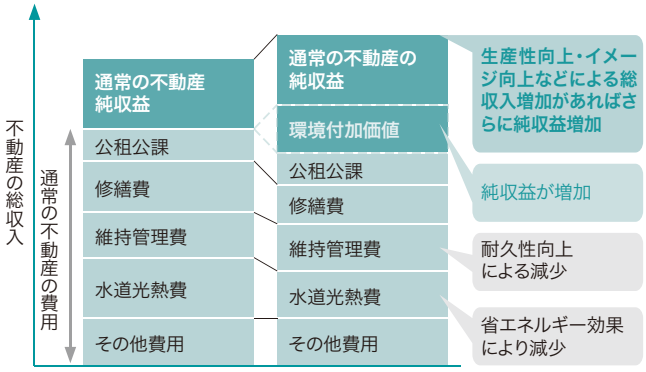

出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
（東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人）より一部改訂

環境付加価値概念図(3) 利回りへの反映

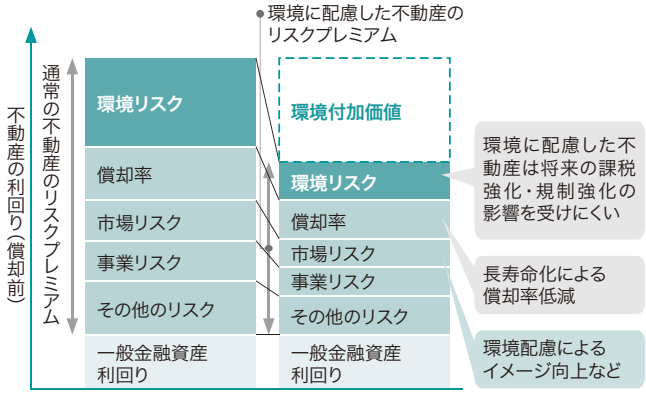

出典：不動産に関する「環境付加価値」の検討
（東京都不動産鑑定士協会10周年記念論文 2005 伊藤雅人）より一部改訂

環境不動産ビジネスラインアップ

1 環境配慮型建築コンサルティング

環境不動産の導入を促進するため、SMTBは、ビルなどへの省エネシステム導入、景観や生態系への配慮、建物長寿命化、リサイクルシステムの採用などをアドバイスする環境配慮型建築コンサルティングサービスを提供しています。

環境問題に対する関心の高まりから、最近では建築環境総合性能評価システム（CASBEE®※）の認証や自主評価を目指す案件も多くなってきました。2013年度には、SMTBはダイキン工業株式会社の事務所および研究開発施設（大阪府）と、株式会社広島マツダのテナントビル（広島県）の大規模改修事業のコンサルティングを行いました。いずれも国土交通省「住宅・建築物省CO_2先導事業」（62頁ご参照）に採択されています。

※ 国土交通省の主導のもと、日本で開発・普及が進められている建物の環境性能評価システム

環境配慮型建築コンサルティングの例

会社名	所在地	用途	階数	延床面積	目標ランク
クラリオン	埼玉県	本社事務所・研究所	地上10階、塔屋1階	約19,000㎡	A（認証済）
八千代銀行	東京都	本店※	地上9階	約7,700㎡	S（認証済）
中央労働金庫	東京都	本店	地下1階、地上9階、塔屋2階	約6,000㎡	A（自主評価）
	神奈川県	事務所	地下1階、地上7階、塔屋1階	約10,000㎡	B+（届出）
イオンモール	東京都	商業施設	地上5階	約150,000㎡	A（認証済）
フジ	愛媛県	商業施設	地上3階	約140,000㎡	B+（認証済）
イトーヨーカドー	横浜市	商業施設	地上4階	約29,000㎡	B+（届出）
東洋製罐グループホールディングス	東京都	事務所※	地下2階、地上21階、塔屋1階	約72,400㎡	S（認証済）
ダイキン工業（62頁ご参照）	大阪府	事務所・研究開発施設※	地下1階、地上6階	約48,000㎡	S（自主評価）
広島マツダ（下記ご参照）	広島県	事務所※	既存ビルの改修事業		

※ 国土交通省 住宅・建築物省CO_2先導事業に採択

事例紹介A 広島マツダ大手町ビル改修工事

原爆ドームに隣接したテナントビルの大規模改修計画です。既存躯体を再利用し、耐震補強を兼ねた増築を行うにあたり、増築部分に大庇やルーバー、スパイラルスロープ（エコの坂道）を設け、日射遮蔽や通風の活用などの省エネ性能の向上を図る機能を併せ持つことにより省CO_2を図っています。また、多くの観光客に、大庇を設けた屋上の展望所等を開放し、省CO_2への取り組みを広く発信する計画となっています。
（国土交通省 住宅・建築物省CO_2先導事業に採択）

©Sambuichi Architects

2 環境付加価値コンサルティング

建築・改修に伴う環境性能向上が不動産価格に及ぼす「環境付加価値」を想定し、環境配慮設計についてアドバイス致します。

将来の企業価値向上を念頭に、現在の不動産マーケットでは評価されない定性的項目（イメージ向上、リスク低減等）も評価し、アドバイスを行います。

投資判断方法の例

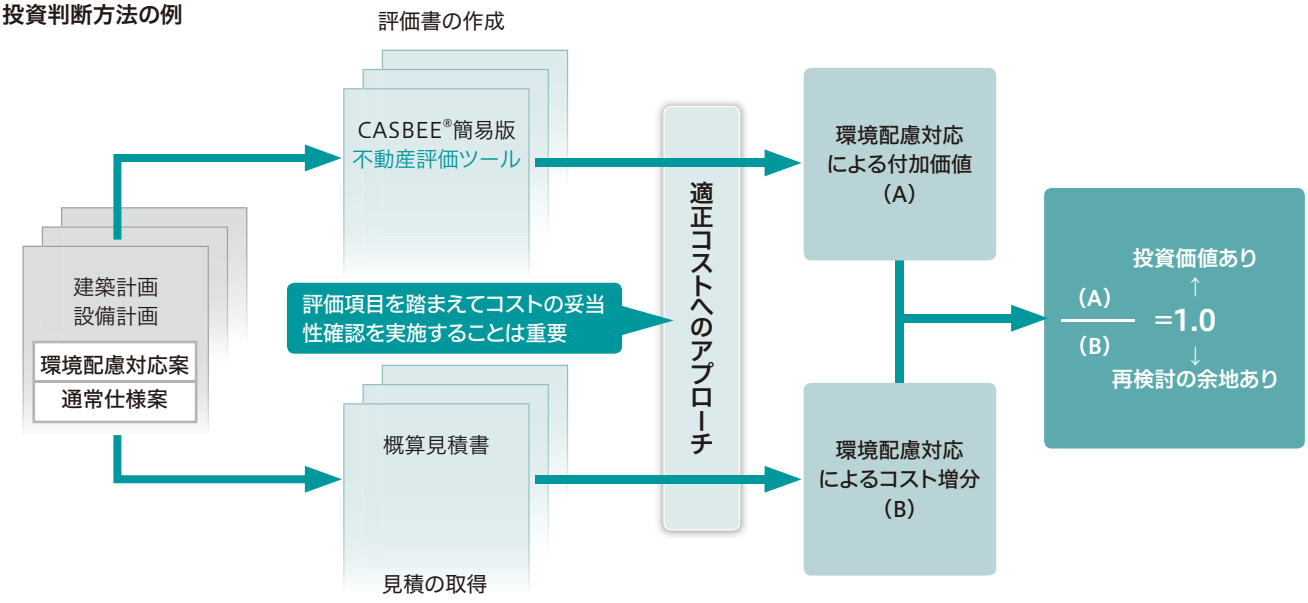

「CASBEE不動産」に関する取り組み

CASBEE不動産（2014年11月CASBEE不動産マーケット普及版より名称変更）は、建物の環境性能評価が不動産マーケットで広く普及されることを目的に開発されたシステムです。CASBEE®標準版との整合を保ちながら、評価項目を大幅に絞り、かつ海外で注目される環境性能項目との整合も考慮した内容となっています。

CASBEE不動産は、GRESB※の調査にも利用できる（2013、2014年度実績）ことから、サステナビリティ（持続可能性）に敏感な不動産投資法人、不動産会社などを中心に活用が広まっています。

SMTBは、CASBEE小委員会の幹事としてCASBEE不動産の開発に参画しています。またCASBEE不動産の認証申請を支援するコンサルティング業務も展開しています。今後も環境不動産普及ビジネスの中で、このシステムを活用したサービスを提供していきます。

※ GRESB（グローバル不動産サステナビリティ・ベンチマーク）：2009年に欧州の主要年金基金のグループを中心に創設された、不動産セクターのサステナビリティ（持続可能性）パフォーマンスを図るベンチマークです。2014年度には日本市場から28社（うち不動産投資法人17社）がGRESBの調査に参加しています。

3 補助金の採択に向けたお手伝い

住宅・建築物省CO_2先導事業とは

省CO_2の先導性に優れたリーディングプロジェクト（建築・改修事業）を公募し、採択された事業に補助を行います。

先導的な取り組みに関する工事費等の2分の1以内の金額で補助が行われ、採択事業1件当たりの平均補助金額（予算）は2億円程度で推移しています。

採択事業については国土交通省から報道発表されるとともに独立行政法人 建築研究所ホームページに公開され、採択時および完了時にプロジェクト発表の機会があります。

住宅・建築物省CO_2先導事業の応募・採択件数と予算額

年度	応募件数	採択件数	予算
2008	155件	20件	50億円
2009	84件	33件	70億円
2010	91件	27件	環境・ストック活用推進事業330億円の内数
2011*	74件	24件	環境・ストック活用推進事業160億円の内数
2012	92件	25件	環境・ストック活用推進事業170億円の内数
2013	42件	21件	環境・ストック活用推進事業170億円の内数

*2011年度の件数は第3回（特定被災区域部門）を除く（出典：国土交通省公表資料）

住宅・建築物省CO_2先導事業に関する三井住友信託銀行の取り組み

環境配慮型建築コンサルティングの一環として、補助金の採択に向けた支援を行っています。

住宅・建築物省CO_2先導事業の採択支援に特化したコンサルティングについてもお引き受けしており、ハード面だけでなく、ソフト面（ビル経営等）における豊富な経験・ノウハウに基づくコンサルティングを行っています。

※ このコンサルティングは、住宅・建築物省CO_2先導事業の採択をお約束するものではありません。

事例紹介B **ダイキン工業テクノロジー・イノベーションセンター**

既設工場敷地内のオフィスと研究開発施設が一体となった新築計画です。奥行きの深いオフィス計画において、建物形状や方位別の外皮仕様などの建築的対策と、最新の空調、照明、太陽光発電などの設備技術を組み合わせ、オフィスゾーンの将来的なZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）化を目指しています。また、世界から来訪者を招き入れ、BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）データを設計者、技術・研究者や来訪者にも開放することで、当該施設のマネジメントのみならず、広範囲な省CO_2実現を目指しています。

4 スマートシティ企画コンサルティング

1 スマートコミュニティとは

スマートコミュニティとは、「電気の有効利用に加え、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーの『面的利用』や、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システム」（経済産業省ホームページより）とされています。

これからの持続可能な街づくりに向けて、スマートコミュニティのシステムを取り入れたスマートタウン、スマートシティの実現が、地域開発にあたっての重要なポイントとなっています。

スマートタウン、スマートシティ実現のためには、基本構想段階から環境面・社会面における街の目標を明確に定めるとともに、コストアップに応じた経済的な付加価値を実現させる必要があります。

2 スマートコミュニティに関する三井住友信託銀行の取り組み

SMTBはスマートコミュニティ・プロジェクトに関して、環境貢献などのさまざまな取り組みを経済的な付加価値に結び付けるフレームワークの構築や、事業構想の策定をお手伝いさせていただくほか、リースや住宅ローンなど、金融機能の提供を通じて事業の実現をサポートしています。

事例紹介C 藤沢サスティナブル・スマートタウン

「Fujisawaサスティナブル・スマートタウン」は、パナソニック株式会社が同社藤沢工場跡地にて事業進行中のスマートタウンです。

パナソニック株式会社、藤沢市と、SMTBを含む11社のパートナー企業が連携して事業を進め、2014年春にまち開きを迎えています。

SMTBは、スマートタウン評価指標（環境不動産価値）の設計、スマートポイント・タウンカードの仕組み検討、専用の環境配慮型住宅ローンの商品企画、リース・ファイナンススキーム提供などの役割を通じて、この事業に参画しています。

本事業につきましても、タウンマネジメントを含めた地域単位での総合的な省CO_2の取り組みが評価され、国土交通省 住宅・建築物省CO_2先導事業に採択されています。

藤沢サスティナブル・スマートタウン評価指標（環境不動産価値）の構築イメージ

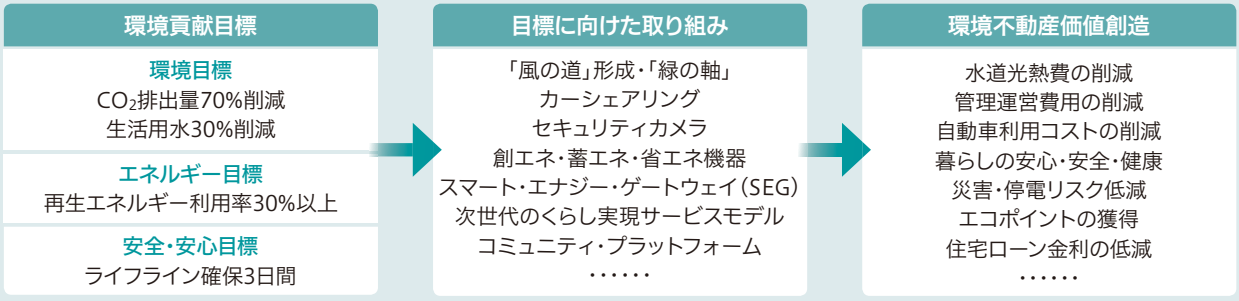

5 環境不動産ファンドの組成サポート

SMTBは2013年10月1日、国土交通省および一般社団法人 環境不動産普及促進機構（Re-Seed機構）と「改正不動産特定共同事業法及び耐震・環境不動産形成促進事業に関するパートナー協定書」を締結致しました。この協定に基づき、SMTBは国土交通省、Re-Seed機構と相互に連携して、耐震・環境不動産形成促進事業※および改正不動産特定共同事業法の活用を促進するとともに、「相互の情報提供」「事業の活用が見込まれる案件の紹介」「ファンド・マネージャーの紹介」等を行います。

不動産業務に精通し、かつ環境不動産について豊富な実績を有するSMTBは、国土交通省およびRe-Seed機構からの情報提供を踏まえた適切な周知活動を行います。また情報提供をいただいた案件について、エクイティ・アレンジ、ファイナンス、ファンド・マネジメント、アセット・マネジメント、売買・賃貸仲介、有効活用コンサルティング、建築コンサルティングなど、三井住友トラスト・グループの総合力を生かして、事業化に向けた検討を行っていきます。

※ 老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成（改修・建て替え・開発事業）を促進し、地域の再生・活性化に資する街づくりおよび地球温暖化対策を推進するもの。

三井住友信託銀行サポートメニュー

提供業務	事業部	内容・強み
ファイナンスアレンジ	不動産ファイナンス部	メザニンアレンジやファイナンス供与
エクイティアレンジ	不動産営業第一部	ファンドのコンセプトに沿った中長期での安定的なリターンを志向する投資家を招聘
信託受託	不動産カストディ部	流動化に際しての適格性検証／デューデリジェンス対応
不動産売買仲介	不動産営業各部	国内外の広範な独自ルートを駆使した売却活動による出口サポート
FM業務／AM業務	三井住友トラスト不動産投資顧問（株）	金融機関系FM（AM）としての実績・信用力に基づく、スキームの組成力／スムーズなデット・エクイティ調達、アレンジ
テナントリーシング	不動産ソリューション部	① 既存テナントの移転先確保　②建て替え・開発後における競争力ある新規テナントの誘致
建築コンサルティング	不動産コンサルティング部	金融機関としての中立性のもと、計画立案、事業性の検証、コスト・スケジュールなどの管理までトータルサポート
環境不動産関連	不動産コンサルティング部	① CASBEE®等を活用した環境配慮型の改修／開発プラン策定による官のコンセプトに合致した事業計画の提案 ② 国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループ（UNEP FI PWG）等を通じたグローバルな不動産投資家とのネットワークを活用したファンド組成サポート

リーディングカンパニーとして

SMTBは、環境不動産のリーディングカンパニーとして、環境不動産市場の整備に向けた各種提言を行っています。国内外の各種研究会や委員会、フォーラムなどにも積極的に参加しており、日本の環境不動産の普及拡大をけん引する役割を果たしています。

サステナブル不動産研究会

当グループは2007年から、環境配慮が市場価値に反映されるメカニズムの解明とその普及を検討するため、公益財団法人 トラスト未来フォーラムの助成研究として産官学のマルチステークホルダーを集めた「サステナブル不動産研究会(座長・東京大学生産技術研究所 野城 智也教授)」を運営し、文献の出版やサステナブル不動産ビジネスセミナーの開催など、幅広い普及啓発活動を行っています。

スマートシティ研究会

21世紀型の都市計画のモデルとして世界中で注目されているスマートシティが、長期的な価値を維持するためには何が必要かを整理し、その課題と方向性を研究するため、当グループは公益財団法人 トラスト未来フォーラムの助成研究として2013年から「スマートシティ研究会(座長・東京大学生産技術研究所 野城 智也教授)」を運営し、産官学のさまざまな分野で活躍する有識者を集めて議論を展開しています。

環境不動産普及に向けた市場基盤の整備をサポート

当グループは2008年から、国土交通省における環境不動産普及に向けた委員会等の活動に参加し、「環境不動産ポータルサイト」構築への協力や、「国際土地政策フォーラム」の開催サポート等を行ってきました。最近では「環境不動産普及促進検討委員会」委員(ワーキンググループAグループ長)として、環境不動産に関する情報の可視化・流通等のテーマに取り組んでいます。

また、国土交通省が主導する建築環境総合性能評価システム「CASBEE」を不動産市場で有効活用すべきと考え、CASBEE小委員会において積極的な提言を行い、同小委員会の幹事としてCASBEE不動産の開発に携わり、普及をサポートしています。

国連環境計画・金融イニシアティブにおける活動

当グループは、国連環境計画・金融イニシアティブ不動産ワーキンググループ(UNEP FI PWG)メンバーとして、持続可能性に配慮した不動産への投資を促すためのツールや事例集の作成・翻訳等に協力し、その普及に向けた提言を積極的に行っています。

Process 2

社会適合性を向上させるCSR活動

共通価値の創造

企業は、本業においてISO26000（組織の社会的責任に関する国際規格）の中核課題に真摯に取り組むことを通じて社会に適合し、その要請に応えていくことが強く求められます。当グループにおいても、その観点から、ガバナンス・コンプライアンス、リスク管理の高度化に努めてきました。また、「人権尊重」の企業風土を醸成することを重視し、人権が尊重される公正な社会の実現に貢献したいと考えています。事業活動の「環境負荷の低減」にも注力してきました。このような社会適合性の向上は当グループの体質を強化し、長期的には経済的価値の向上に寄与します。

コーポレート・ガバナンス、内部統制

当グループは、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとしてふさわしい経営管理体制を構築し、経営の透明性・健全性の確保とともに、環境変化に柔軟に対応できる意思決定の迅速化を図っています。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

グループにおける三井住友トラスト・ホールディングスの役割と機能

当グループでは、三井住友信託銀行（以下、SMTB）、三井住友トラスト・アセットマネジメントおよび三井住友トラスト基礎研究所が、それぞれの業務執行を単独で完結できる経営管理体制を有しており、三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）は業務執行管理型の持株会社として、以下の各機能を担っています。

- グループ経営戦略企画機能
- 業務運営管理機能
- 経営資源配分機能
- リスク管理統括機能
- コンプライアンス統括機能
- 内部監査統括機能

業務執行・監督体制

当グループでは、SMTBにSMTHとの兼任取締役を配置し、効果的なグループ経営戦略の遂行を図る体制としています。

SMTHの取締役会は、会長を議長とし、10名で構成しています。また、社外取締役2名を選任し、経営の透明性向上と監視機能の強化を図っています。なお、経営環境の変化が激しい状況下、経営の責任を明確化する観点から、取締役の任期は1年としています。

取締役会の下には、社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、経営会議の中に「CSR推進会議」を設置しているほか、「経営管理委員会」等各種委員会を設置しています。このような体制をとることにより、経営の透明性や健全性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図っています。

さらに、SMTBでは、経営の基本方針に関する事項およ

ガバナンス体制図

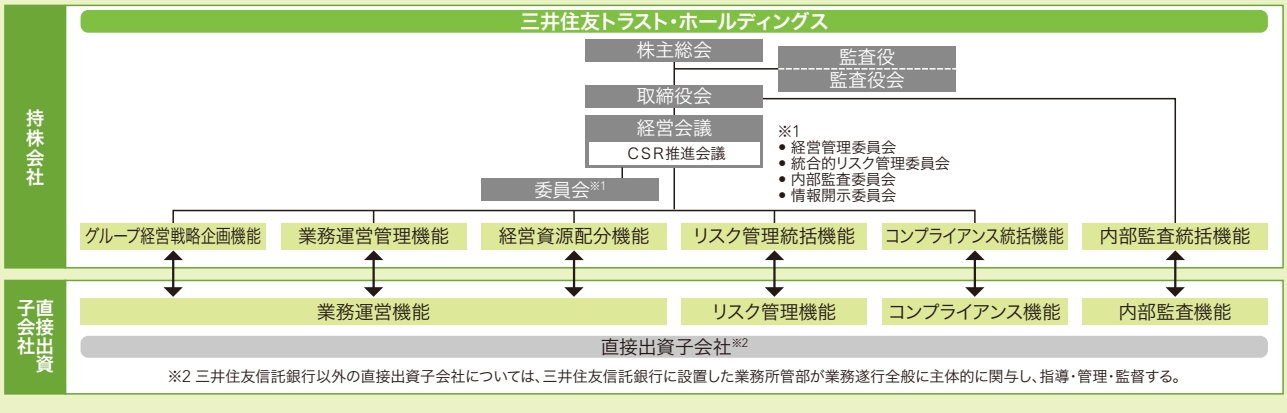

び各事業の重要事項等に関する役員間での情報共有・知見の向上を随時図っています。2014年には、日本版スチュワードシップ・コードの導入など、コーポレート・ガバナンスに大きな影響を与える資本市場改革が急ピッチで進んでいる現状を鑑み、執行役員以上を招集し、企業価値の向上に資する投資家との対話のあり方について勉強会を開催しました。

内部統制

内部統制とは、企業の中に健全な経営を行うためのさまざまな仕組みやルールをつくって、不祥事の発生を防ごうとするものです。基本的に、①業務の有効性および効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という四つの目的があり、企業は内部統制システムを整備・運用することにより、これらの目的を達成しています。

SMTHでは、上記の目的を達成するため、①コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備、②リスク管理体制の整備、③業務執行体制の整備、④経営の透明性を確保する体制の整備、⑤当グループ管理体制の整備、⑥情報の保存・管理体制の整備、⑦内部監査体制の整備、⑧監査役監査に関する体制の整備について、取締役会が「内部統制基本方針」を定めています。

監査

SMTHは、監査役設置会社としてコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担などに従い、取締役会その他重要な会議に出席するなど、取締役などから職務の執行の状況について報告を受けるとともに、重要な書類の閲覧、本部部長からの報告の聴取を行うほか、必要に応じて子会社から事業の報告を受ける等により、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役のうち、常勤の監査役は監査役会等の場で、経営会議等の重要会議の議案やSMTHおよび子会社の調査の内容その他日常の監査活動で収集した監査情報を非常勤の監査役に報告し、情報の共有化に努めています。非常勤の監査役は法律や企業経営などの多角的な視点での監査を実施し、取締役会や監査役会などで積極的に意見を述べています。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に関する情報、監査計画、監査の実施状況および監査結果等について報告を受け、意見交換を行うとともに、随時、情報交換を実施しています。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監査しています。また、内部監査部門とは、定期的な会合において内部監査結果の報告を受け意見交換を行うとともに監査役から内部監査部門へ助言や指摘を行っているほか、随時、情報交換を実施しています。

内部監査については、業務執行部門から独立した内部監査部門が、当グループの内部監査態勢整備方針および内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門などに対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行っています。

内部統制システム構築の基本方針

内部監査の実施体制

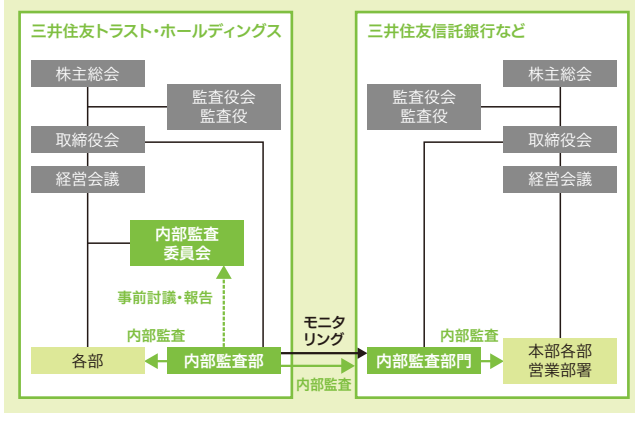

役員の独立性について

(1)取締役関係

SMTHは、SMTBに兼任取締役を配置し、効果的なグループ経営戦略の遂行を図る体制としています。また、社外取締役2名を選任し、経営の監視機能強化を図っています。また、選任した社外取締役2名は、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため、独立役員に指定しています。

社外取締役選任理由

星野　敏雄：株式会社ルネサンス社外監査役、元 花王株式会社代表取締役専務執行役員。上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識をSMTHの経営に生かしていただくため、社外取締役に選任

篠原　総一：同志社大学経済学部教授。国際経済学およびマクロ経済学を専門とする経済学者としての、国内外の経済に関する豊富な知見と高い見識をSMTHの経営に生かしていただくため、社外取締役に選任

(2)監査役関係

SMTHの監査役会は、常勤の監査役2名および非常勤の監査役4名（社外監査役）の合計6名で構成しています。監査役のうち4名を社外監査役としており、監査機能の独立性を確保しています。また、社外監査役4名は、その経歴等から、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと認められるため、独立役員に指定しています。

社外監査役選任理由

中西　宏幸：三井化学株式会社顧問、元同社代表取締役社長。上場会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

高野　康彦：弁護士。弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

吉本　徹也：元 高松高等裁判所長官。法曹界における豊富な経験と高い倫理観をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

齋藤　進一：ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長、ユニチカ株式会社社外取締役。大手総合商社の財務部門や大手監査法人のコンサルティング部門での勤務経験を踏まえた財務・会計、海外事業、ファイナンス、企業再生などに関する豊富な経験と知見をSMTHの監査に生かしていただくため、社外監査役に選任

このような体制のもと、SMTHは、社外取締役および社外監査役と経営者との意見交換会を定期的に開催するなど、経営の透明性を高めるための取り組みを行っています。

SMTHとの関係(1)

氏名	属性	SMTHとの関係※1						
		a	b	c	d	e	f	g
星野　敏雄	他の会社の出身者			○			○	
篠原　総一	学者			○			○	

※1 SMTHとの関係についての選択項目
a 関係会社出身である
b SMTHの大株主である
c 他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している
d 他の会社の業務執行取締役、執行役などである
e SMTHまたはSMTHの特定関係事業者の業務執行取締役、執行役などの配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
f 本人とSMTHとの間で責任限定契約を締結している
g その他

SMTHとの関係(2)

氏名	属性	SMTHとの関係※1						
		a	b	c	d	e	f	g
中西　宏幸	他の会社の出身者			○			○	
高野　康彦	弁護士			○			○	
吉本　徹也	その他			○			○	
齋藤　進一	他の会社の出身者			○	○		○	

※1 SMTHとの関係についての選択項目
a 関係会社出身である
b SMTHの大株主である
c 他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している
d 他の会社の業務執行取締役、執行役などである
e SMTHまたはSMTHの特定関係事業者の業務執行取締役、執行役などの配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
f 本人とSMTHとの間で責任限定契約を締結している
g その他

役員紹介(2014年12月24日現在)

取締役

取締役会長(代表取締役)
常陰　均

1977年 4月　住友信託銀行株式会社入社
2004年 6月　同社執行役員企画部長
2005年 6月　同社執行役員本店支配人
同社取締役兼常務執行役員
2008年 1月　同社取締役社長
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役会長(現職)
住友信託銀行株式会社取締役会長兼取締役社長
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社取締役社長(現職)

取締役副社長(代表取締役)
大塚　明生

1976年 4月　住友信託銀行株式会社入社
2002年 4月　同社執行役員東京法人信託営業第一部長
2004年 6月　同社執行役員本店支配人
同社常務執行役員
2008年 6月　同社取締役兼専務執行役員
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役
住友信託銀行株式会社取締役兼副社長執行役員
2012年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役副社長(現職)
2012年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長(現職)

取締役専務執行役員
大久保　哲夫

1980年 4月　住友信託銀行株式会社入社
2006年 6月　同社執行役員業務部長
2007年 6月　同社執行役員本店支配人
同社執行役員
2008年 1月　同社常務執行役員
2008年 6月　同社取締役兼常務執行役員
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役常務執行役員
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員
2013年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役専務執行役員(現職)
2013年 4月　三井住友信託銀行株式会社
取締役専務執行役員(現職)

取締役(代表取締役)
奥野　順

1973年 4月　三井信託銀行株式会社入社
1999年 6月　同社取締役総合企画部長
2000年 4月　中央三井信託銀行株式会社執行役員総合企画部長
2002年 2月　同社退任
三井トラスト・ホールディングス株式会社
常務取締役経営企画部長
2002年 7月　同社常務取締役
2004年 1月　中央三井信託銀行株式会社常務執行役員
2006年 5月　同社専務執行役員
2006年 6月　三井トラスト・ホールディングス株式会社専務取締役
2007年10月　中央三井トラスト・ホールディングス株式会社専務取締役
2010年 2月　同社取締役
中央三井信託銀行株式会社取締役社長
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(現職)
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社取締役副会長(現職)

取締役(社外)
星野　敏雄

1969年 4月　花王石鹸株式会社(現花王株式会社)入社
1992年 6月　花王株式会社取締役
1996年 6月　同社常務取締役
1998年 8月　同社常務取締役兼ニベア花王株式会社代表取締役社長
2000年 6月　花王株式会社代表取締役専務取締役兼
ニベア花王株式会社代表取締役社長
2002年 6月　花王株式会社代表取締役専務取締役執行役員兼
ニベア花王株式会社代表取締役社長
2003年 6月　花王株式会社代表取締役専務執行役員兼
ニベア花王株式会社代表取締役社長
2007年 7月　ニベア花王株式会社代表取締役社長退任
2008年 6月　花王株式会社代表取締役専務執行役員退任
2009年 6月　住友信託銀行株式会社監査役(社外)
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社監査役(社外)
2011年 6月　株式会社ルネサンス社外監査役(現職)
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社監査役(社外)
2013年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(社外)(注)(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役(社外)(注)(現職)

取締役社長(代表取締役)
北村　邦太郎

1977年 4月　三井信託銀行株式会社入社
2003年 7月　中央三井信託銀行株式会社
執行役員融資企画部長
2006年 5月　同社常務執行役員融資企画部長
2007年10月　同社常務執行役員
2009年 7月　同社専務執行役員
2010年 6月　同社専務執行役員退任
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長
中央三井信託銀行株式会社取締役副社長
2012年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役会長(現職)

取締役副社長(代表取締役)
岩崎　信夫

1978年 4月　三井信託銀行株式会社入社
2005年 1月　三井トラスト・ホールディングス株式会社
執行役員経営企画部長
2006年 5月　同社常務執行役員経営企画部長
中央三井信託銀行株式会社常務執行役員
2007年10月　中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
常務執行役員
2010年 6月　同社専務取締役
中央三井信託銀行株式会社専務執行役員
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役専務執行役員
2012年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役副社長(現職)
2012年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長(現職)

取締役常務執行役員
橋本　勝

1980年 4月　三井信託銀行株式会社入社
2007年10月　中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
執行役員経営企画部長
2010年 7月　同社常務執行役員経営企画部長
2011年 2月　同社常務執行役員経営企画部長兼財務企画部長兼
中央三井信託銀行株式会社常務執行役員財務企画部長
2011年 3月　中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
常務執行役員退任
2011年 4月　中央三井信託銀行株式会社常務執行役員総合資金部長
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社常務執行役員
2013年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
常務執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員(現職)
2013年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役常務執行役員(現職)

取締役(代表取締役)
向原　潔

1975年 4月　住友信託銀行株式会社入社
2003年 6月　同社執行役員審査第一部長
2004年 4月　同社執行役員ホールセール企画部長
2004年 6月　同社常務執行役員ホールセール企画部長
2005年 6月　同社常務執行役員
2006年 6月　同社取締役兼常務執行役員
2008年 6月　同社取締役兼専務執行役員
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役副社長
住友信託銀行株式会社取締役兼副社長執行役員
2012年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役副会長(現職)

取締役(社外)
篠原　総一

1973年 3月　ウォータールー大学経済学学部講師(カナダ)、
同大学助教授を経て
1978年 4月　同志社大学経済学部講師
1979年 4月　同大学経済学部助教授
1984年 4月　同大学経済学部教授(現職)
2006年 2月　中華人民大学特別客座教授(中華人民共和国)(現職)
2013年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
取締役(社外)(注)(現職)
三井住友信託銀行株式会社取締役(社外)(注)(現職)

(注)星野敏雄氏および篠原総一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

監査役

常任監査役
杉田　光彦

1975年 4月　住友信託銀行株式会社入社
2003年 6月　同社執行役員東京営業第一部長
2005年 6月　同社執行役員本店支配人
同社常務執行役員
2005年10月　同社常務執行役員審査部長
2007年 6月　同社常務執行役員
2008年 6月　同社取締役兼専務執行役員
2009年 5月　同社取締役兼専務執行役員資産金融部長
2009年 7月　同社取締役兼専務執行役員
2011年 3月　同社取締役兼専務執行役員退任
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
常任監査役（現職）
住友信託銀行株式会社監査役
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社常任監査役（現職）

常任監査役
上神田　隆史

1976年 4月　株式会社北海道拓殖銀行入社
2003年 7月　中央三井信託銀行株式会社執行役員総務部長
2003年10月　同社執行役員審査第二部長
2006年 5月　同社執行役員審査第一部長
2008年 3月　同社常務執行役員
2010年 2月　中央三井トラスト・ホールディングス株式会社常務執行役員
2012年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社専務執行役員
三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員
2013年 3月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
専務執行役員退任
三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員退任
2013年 4月　三井住友信託銀行株式会社常任監査役（現職）
2013年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
常任監査役（現職）

監査役（社外）
中西　宏幸

1966年 4月　三井石油化学工業株式会社入社
1987年 6月　同社本店経営企画室企画調整部長
1991年 6月　同社取締役岩国大竹工場長
1993年 6月　同社常務取締役本店経営計画室長
1996年 6月　同社専務取締役本店経営計画室長
1997年 6月　同社取締役副社長本店経営計画室長
1997年10月　三井化学株式会社代表取締役副社長経営企画本部長
1999年 6月　同社代表取締役社長
2003年 6月　同社代表取締役社長兼会長
2005年 6月　同社取締役会長
2009年 6月　同社相談役
中央三井信託銀行株式会社監査役（社外）
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社監査役（社外）
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役（社外）（注）（現職）
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社監査役（社外）（注）（現職）
2013年 6月　三井化学株式会社顧問（現職）

監査役（社外）
高野　康彦

1984年 3月　弁護士登録
1984年 4月　樋口法律事務所入所
2002年 8月　樋口・高野法律事務所経営（現職）
2003年 1月　最高裁判所司法研修所民事弁護教官
2006年 1月　同退任
2006年 6月　中央三井信託銀行株式会社監査役（社外）
三井トラスト・ホールディングス株式会社監査役（社外）
2007年 6月　中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
監査役（社外）
2011年 4月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役（社外）（注）（現職）
2012年 4月　三井住友信託銀行株式会社監査役（社外）（注）（現職）

監査役（社外）
吉本　徹也

1967年 4月　東京地方裁判所判事補
1994年 4月　東京高等裁判所判事
1997年10月　旭川地方・家庭裁判所長
1999年 2月　札幌地方裁判所長
2000年 4月　東京高等裁判所判事
2002年 6月　横浜地方裁判所長
2004年 9月　高松高等裁判所長官
2005年12月　同退官
2005年12月　国家公務員倫理審査会会長
2012年 3月　同退任
2013年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役（社外）（注）（現職）
三井住友信託銀行株式会社監査役（社外）（注）（現職）

監査役（社外）
齋藤　進一

1971年 4月　丸紅飯田株式会社（現丸紅株式会社）入社
2001年 6月　同社執行役員財務部長
2002年 4月　同社執行役員広報・IR部長
2002年 9月　同社執行役員退任
2003年 1月　アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・ファイナンス・
サービス株式会社入社
2004年 7月　株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員（現任）
2005年 7月　アーンスト・アンド・ヤング・トランザクション・
アドバイザリー・サービス株式会社代表取締役
2009年 7月　同社代表取締役CEO
2010年 7月　新日本有限責任監査法人マネージングディレクター
グローバル・マーケッツ本部アカウントアンド
ビジネスデベロップメント部長
2013年 4月　同監査法人退職
2013年 5月　ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
代表取締役社長（現職）
2013年 6月　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
監査役（社外）（注）（現職）
三井住友信託銀行株式会社監査役（社外）（注）（現職）
2014年 7月　ユニチカ株式会社社外取締役（現職）

（注）中西宏幸氏、高野康彦氏、吉本徹也氏および齋藤進一氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。

社外取締役の取締役会への出席状況

星野　敏雄※	取締役会　14回中14回
篠原　総一※	取締役会　14回中11回

※ 2014年4月4日から11月末までの出席状況

社外監査役の取締役会・監査役会への出席状況

中西　宏幸※	取締役会　14回中14回 監査役会　11回中11回
高野　康彦※	取締役会　14回中14回 監査役会　11回中11回
吉本　徹也※	取締役会　14回中14回 監査役会　11回中11回
齋藤　進一※	取締役会　14回中12回 監査役会　11回中10回

※ 2014年4月4日から11月末までの出席状況

情報開示統制

当グループでは、経営関連情報を適時、正確かつ公平に開示するため、情報開示委員会を設置し、経営関連情報およびそれに該当する可能性のある情報に関する開示の要否および開示の妥当性、情報開示に係る体制整備・運用の適切性について検討しています。

また、「内部統制報告制度」への対応として、事業年度ごとに財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施し、その評価結果と発見された不備の是正状況について、SMTH社長や取締役会などに報告しています。この報告に基づき、社長は財務報告に関する内部統制の有効性を評価した「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せ金融当局宛に提出しています。

報酬等に関する開示事項

2012年3月、金融庁より、銀行または銀行持株会社およびそれらの子会社等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして、報酬等に関する開示が義務付けられました。

「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下の通りです。

情報開示体制

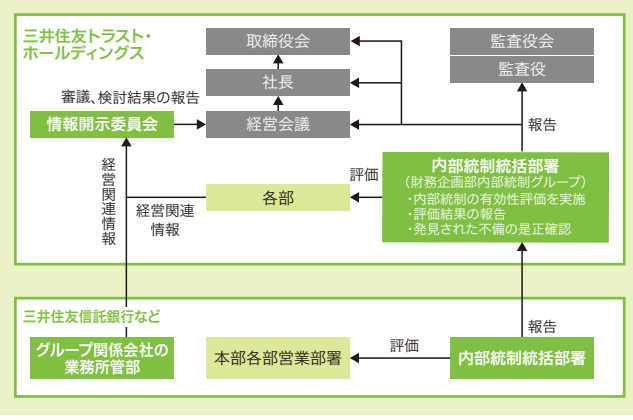

「対象役員」の範囲

対象役員は、SMTHの取締役および監査役であり、社外取締役、社外監査役は含まれていません。

「対象従業員等」の範囲

当グループでは、対象役員以外のSMTHの役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受け取る者」でSMTHおよびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としています。

対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

SMTHでは、株主総会において役員報酬の総額を決定し、株主総会において決議された取締役報酬の個人別の配分については取締役会に、監査役報酬の個人別の配分については監査役の協議に、それぞれ一任されています。

対象従業員等の報酬等の決定について

当グループにおける対象従業員等の報酬等は、SMTHおよび主要な連結子法人等の取締役会等にて制定される方針に基づき、支払われます。当該方針等は、業務推進部門から独立したSMTHおよび主要な連結子法人等の人事部等において制度設計がなされ、給与規則等として文書化がなされています。また、主要な連結子法人等の報酬体系については、定期的にSMTH人事部に報告され、人事部はその内容を確認します。

当グループの対象役職員の報酬等の総額

（自 2013年4月1日 至 2014年3月31日）

（単位：百万円）

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額	基本報酬	変動報酬の総額	賞与	ストック・オプション報酬	退職慰労金
取締役（除く社外取締役）	9	485	405	405	63	63	17	—
監査役（除く社外監査役）	3	64	64	64	—	—	—	—
対象従業員等	4	202	102	102	100	100	—	—

※ 報酬額等には、主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しています。

三井住友トラスト・グループにおけるCSR推進体制

当グループでは、CSR業務の最高意思決定機関として、社長を議長とする「CSR推進会議」を経営会議の中に設置し、PDCAサイクルを踏まえたCSR推進体制を構築しています。具体的には、まずCSRも含めて決定した会社全体の中期経営計画を踏まえESGリスクへの対応方針や情報開示方針を含むCSRとしての中期計画が策定され、それに沿って単年度のCSR方針が策定されます。この年度方針は、半期に一回CSR推進会議の場で推進状況がレビューされ、必要に応じ追加施策が講じられます。

また、エコ・トラステューションなどCSRビジネスの取り組みは、各事業において行われます。従って、CSRの年度方針は、各事業と入念な協議を行って決定され、それらは各事業の年度計画にも織り込まれることになります。

「CSR推進会議」には、CSR業務の担当役員が出席し、決議事項の執行に関する全ての責任を負います。日常のCSR業務の執行は、経営企画部CSR推進室長に権限が移譲されており、CSR推進室が環境・社会に関するグループ全体の活動を統括します。また、CSR推進室長は、CSR業務の担当役員の指示に従い、「CSR推進会議」の報告事項、決議事項を取りまとめ、発表する役割を担っています。

このような仕組みの構築により、当グループは、CSR業務の最高意思決定機関である「CSR推進会議」の決定事項を、確実に日常業務に反映させています。

CSR業務担当役員	高倉　透（常務執行役員）
経営企画部CSR推進室長 （チーフサステナビリティオフィサー）	金井　司（理事・CSR担当部長）

CSR業務推進者

当グループでは、グループ各社、SMTBの全ての店部においてCSR業務を推進するCSR責任者、CSR担当者を設置しています。CSR責任者や担当者の具体的な業務内容は、省エネ推進や節電対応、オフィスにおける紙や廃棄物の削減・リサイクルなど環境負荷低減活動の推進、CSR推進室への活動報告などのほか、SMTBの国内外の支店においては、「With You活動」を推進しています（112頁参照）。CSR関連商品の開発や提供など、事業を通じた社会・環境問題の解決への貢献はCSR推進室が中心となり本部の関連部署と連携しながら推進しています。

グループCSR会議

グループ関係会社は、各社が共通して行う取り組みと、それぞれの業務特性に応じて行う取り組みについてそれぞれ方針を策定しており、情報連絡会としてグループCSR会議を開催しています。

当グループのCSR体制

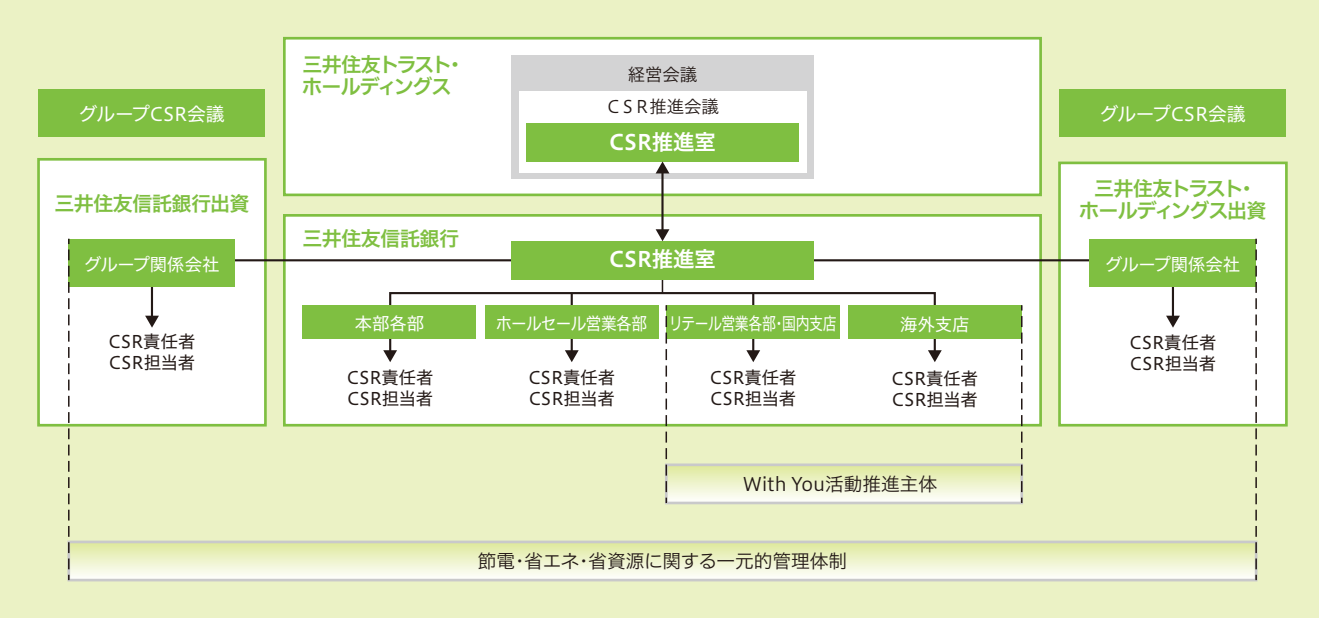

CSR推進室について

CSR推進室は、室長以下合計7名のメンバーで構成されています（内1名が他部所属の兼務者）。CSR推進室は主に以下の取り組みを行っています。

（1）企業価値向上のためのグループCSRの基本ポリシーの策定

- CSR中期計画、年度方針案の策定
- ESG情報開示方針案の策定とESG報告書（サステナビリティレポート）の作成
- ESG評価機関等との対話（各種アンケート類の取りまとめ）
- CSR推進会議の事務局

（2）グループ全体にあまねくCSRを浸透させるための活動

- グループCSR会議の主催
- グローバルESG会議の主催
- ESGリスク対応プロジェクト・チーム事務局
- 人権デューデリジェンス連絡会事務局
- 支店と連携したWith You活動のプロモーション、予算付与、ポイント制度管理、ブログ管理
- CSRに関連した各種勉強会の開催

（3）革新的な商品・サービスの開発サポートとCSV型ビジネス推進支援

- CSV型商品・サービスの企画立案、商品化に向けた関連事業、関連会社との協議
- CSV型商品・サービスの販促支援
- トラスト未来フォーラム「自然資本研究会」「サステナブル不動産研究会」「スマートシティ研究会」を組成（事務局）
- シルバーカレッジ企画案の策定と運営サポート
- 季刊With You、CSRホームページなどCSR広報の推進

（4）国内外のステークホルダーとの健全な関係構築

- 国内外のNPO・NGOとの対話
- 行政や大学等とのCSRに関連した情報交換
- UNEP FI、国連グローバル・コンパクト、ビジネスと生物多様性イニシアティブ（ドイツ）、自然資本宣言など国際的な活動に参加
- 21世紀金融行動原則の取り組みを積極支援
- メディアとの関係構築

（1）SMTHの中期方針

日常業務にESGとの統合を図り、当グループの持続的な成長を支える礎としてCSRの位置付けを確立する。

テーマ	中期方針
国際基準のESGマネジメント体制の構築	• 投融資を含む業務全般のESGリスクへの対応力を高め、全体リスク管理体制に統合する。 • 非財務情報が財務価値向上につながるストーリーを開示する統合報告を発行する。
持続可能な社会の構築に貢献するSCV型ビジネスの展開	• SMTHのグループ力を生かし、社会的課題の解決への貢献と企業価値向上が両立されたトータルソリューション型のESGビジネスモデルを展開する。 • 優先的に取り組む社会的課題を超高齢社会問題、気候変動問題、自然資本問題と位置付ける。
ビジネス環境拡大への貢献	• SMTHのステータスを生かし、ステークホルダーへの働き掛けを通じ、ESGが事業として成立するマーケットの育成にリーダーシップを発揮する。

（2）SMTHの2014年度CSR方針

テーマ	2014年度CSR方針
国際基準のESGマネジメント体制の構築	• 人権マネジメント体制の定着、ESGリスクの洗い出しと対応優先順位の決定。 • 長期CO_2削減計画の策定とグループ全体の環境データ収集体制の構築。 • 統合報告作成に向けた検討に着手（開示項目の洗い出しとKPI等の開示手法の検討）。
持続可能な社会の構築に貢献するSCV型ビジネスの展開	• 優先解決課題に関連したSMTB内、グループ各社の関係部署の連携とCSR推進室の外部ネットワークとの連携を図るインキュベーションモデルを確立する。 • 課題解決型商品・サービスの整備とC&MM型のビジネスモデルの構築。
ビジネス環境拡大への貢献	• 注目の集まる責任投資市場の拡大に特に注力。 • トラスト未来フォーラムの3研究会からの情報発信の強化。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

1 基本的な取り組み方針

昨今、金融業界における規制緩和が進展し、金融取引・サービスが多様化するなかで、金融機関においては自己責任原則の徹底と自助努力によりさまざまな課題に取り組むことが求められています。このような状況において、お客さまからの信頼を維持・向上させていくためには、厳格な自己規律に基づく健全かつ適切な経営が不可欠です。係る観点より、当グループはコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付けています。

コンプライアンスとは、法令等の遵守、すなわち、法令・市場ルール・社内規程類等のルールはもとより広く社会規範を遵守することをいいます。信用が最大の財産である当グループにとって、コンプライアンスの実現は当然の基本原則であり、経営者はもとより、社員一人一人が日々の業務運営の中で着実に実践しなければならないものと考えています。

当グループでは、コンプライアンスを徹底し、「The Trust Bank」にふさわしい適切な態勢を実現するため、「行動規範（バリュー）」を定めるとともに、具体的な遵守基準等を「コンプライアンス規程」に定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

2 取り組みの概要

グループのコンプライアンス体制

当グループでは、グループ全体のコンプライアンス体制を統括することを三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）の最も重要な機能の一つと位置付け、SMTHの「コンプライアンス規程」において、役員・社員が遵守すべき基準を定めています。

SMTHには、グループ全体の統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンス方針の策定や管理・運営状況のモニタリングを行っています。コンプライアンス統括部において把握した管理・運営状況等は経営会議等に報告します。

グループのコンプライアンス体制

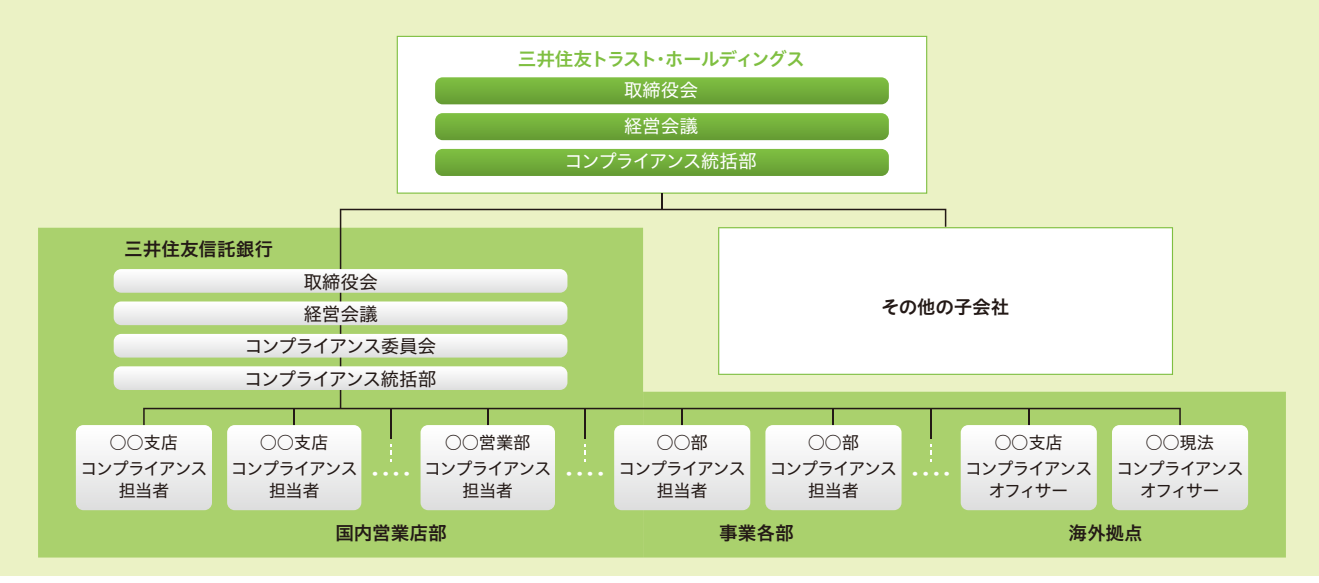

また、コンプライアンスに係る諸施策の具体的な実践計画については、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、定期的に進捗状況の把握、評価を行っています。

三井住友信託銀行においても、統括部署として「コンプライアンス統括部」を設置し、SMTHが定めたコンプライアンス方針に基づき、コンプライアンス方針や「コンプライアンス・プログラム」を策定するとともに、管理・運営状況のモニタリングを行っています。また、コンプライアンス統括部において把握した管理・運営状況等は、コンプライアンス統括部の統括役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」の検証を経て、経営会議等に報告されます。

その他の子会社は、SMTHが定めたコンプライアンス方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切なコンプライアンス体制を整備しています。

コンプライアンス・ホットライン制度

当グループでは、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員・社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。同制度では、通報者保護のため、情報管理やプライバシー保護を徹底し、また、適正な通報である限り、通報者の不利益な取り扱いを厳禁しています。

コンプライアンス意識の浸透への取り組み

コンプライアンス意識の浸透を図るため、SMTHをはじめグループ各社において、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、法令・諸規則ほか遵守すべき事項等を周知徹底しています。

また、インサイダー取引規制遵守に関するルールをはじめとしてコンプライアンス面の研修の強化を進めており、全社的なテーマについては各社のコンプライアンスに関する統括部署が中心となって研修を実施しているほか、各社におけるコンプライアンス担当者は、業務・商品の特性やお客さまの属性に応じ、各職場での研修・勉強会の実施や日常の指導を通じて、きめ細かに、コンプライアンス意識の向上・徹底を図っています。

役員・社員の遵守基準

1. 社会からの信頼の確立
2. 反社会的勢力への毅然とした対応
3. 組織的犯罪による金融機能の不正利用の防止
4. 経営の透明性の確保
5. 利害関係先等との健全かつ正常な関係の構築
6. 公正な活動の徹底
7. 情報管理の徹底
8. 職場秩序の向上

e-ラーニングによるコンプライアンス研修　2013年度（三井住友信託銀行）

講座名	内容	対象範囲	実施月
2013年度版コンプライアンスの基礎	コンプライアンス全般	全社員	5月
2013年度版コンプライアンス担当者のために	コンプライアンス全般	全店部長・コンプライアンス担当者	5月
2013年6月版インサイダー取引防止研修・守秘義務情報漏えい等防止研修	インサイダー取引防止	全社員	6月
2013年度上期顧客サポート等管理研修	顧客保護	全社員、顧客と接する嘱託・派遣社員	6月
2013年度上期マネー・ローンダリング等防止対策研修	マネー・ローンダリング等防止	マネー・ローンダリング等防止対策担当責任者設置店部の全社員	7月
ソーシャルメディア利用時における留意点について	コンプライアンス全般	全社員	7月
2013年8月版インサイダー取引防止研修・守秘義務情報漏えい等防止研修	インサイダー取引防止	全社員	8月
2013年度下期顧客サポート等管理研修	顧客保護	全社員、顧客と接する嘱託・派遣社員	10月
2013年11月版インサイダー取引防止研修・守秘義務情報漏えい等防止研修	インサイダー取引防止	全社員	11月
取引時確認実務研修	マネー・ローンダリング等防止	マネー・ローンダリング等防止対策担当責任者設置店部の全社員	11月
2013年版外務員資質向上研修	金融商品販売の基礎	外務員資格登録者または予定者	12月
2013年度版反社会的勢力への対応	反社会的勢力との取引防止	全役員・社員	12月
2014年1月版インサイダー取引防止研修・守秘義務情報漏えい等防止研修	インサイダー取引防止	全社員	1月
2013年度版課長層に求められるコンプライアンス、リスク管理	コンプライアンス全般	課長層	1月
2013年度下期FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）対応	FATCA	全社員	2月
2013年度生命保険継続教育	金融商品販売の基礎	生命保険募集人登録者	2月

公正な事業遂行の取り組み

当グループは、反社会的勢力との取引排除、金融機能の不正利用の防止等、金融機関に対する社会的要請に対し、グループ全体として的確に対応していきます。

インサイダー取引防止

当グループでは、業務遂行にあたり知り得たインサイダー情報を厳正に管理し、インサイダー取引等を防止しています。

具体的には「インサイダー情報管理規程」において、インサイダー情報らしい情報を取得したときは直ちに上席に報告することを義務付けています。インサイダー情報は店部長が厳格に管理し必要な部署に報告しており、不要な部署への伝達を一切禁止しています。なお、受託事業運用部門の場合は、受託監理部がインサイダー情報を管理します。

また、インサイダー情報が投資(運用)を行う部署に伝達されないよう特に厳格な情報遮断を行っているほか、受託事業では「証券会社等との接触等に関するガイドライン」を定め、運用担当者と証券会社営業担当者の接触を原則全面禁止にしています。

三井住友信託銀行(以下、SMTB)では全社ベースでの研修態勢を整備しており、2013年度は全社員を対象としたインサイダー取引防止研修を年4回(受託事業ではさらに年4回)実施するとともに、全役員・社員等から、インサイダー取引未然防止に係る社内規程類の遵守を約する内容を含む誓約書の提出を年2回(受託事業ではさらに年4回)受けています。

インサイダー取引再発防止策の進捗状況について

当グループが2012年3月および6月に公表したインサイダー取引の再発防止策については、現在全て対応済みですが、引き続き、実施状況・定着状況について第三者(外部機関)による検証結果を含め、定期的なモニタリングを継続しています。外部機関によるモニタリングでは、「各種再発防止策の有効性、実効性、十分性などに特段の問題は見受けられず、本件再発防止策の適切な運用が着実に定着している状況が確認された」(2014年度第2四半期モニタリング結果)との評価をいただいています。

マネー・ローンダリング等防止態勢

マネー・ローンダリング(資金洗浄)とは、麻薬密売などの犯罪収益を金融機関口座や金融商品間で転々とさせ、不正な資金の出所を隠すことを指します。また、テロリストや振り込め詐欺犯人等も金融機関口座等の不正利用を行う場合がありますが、金融機関はこのような金融サービスの不正利用を防止する必要があり、これをマネー・ローンダリング等防止対策と称しています。

SMTBは、マネー・ローンダリング等を防止するため、継続的な取引関係の開始時や大口現金取引等を行うとき、特定の国に居住・所在する者との取引を行うときなどには、氏名・住居など本人特定事項の確認や取引目的・職業など顧客管理事項の確認を行います。

また、犯罪収益やテロ資金などの疑わしいと思われる取引に遭遇した場合は、担当者は直ちに責任者に連絡し、当局に届け出ます。振り込め詐欺等の不正目的の口座使用が判明した場合は、速やかに口座凍結等の措置を行い、被害の拡大防止に努めます。

なお、関連する店部に対しては、定期的にマネー・ローンダリング等防止に関する研修受講を義務付けており、2013年度については、半期に1回ずつ、該当店部の全社員を対象に研修を実施しました。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力とは暴力団や暴力団員のみでなく、これらに関係する個人や企業等、市民生活の秩序や安全に脅威を与える者・集団を指します。当グループでは、行動規範（バリュー）等において、反社会的勢力に対する毅然とした対応を貫くことを定めて社内外に宣言しており、反社会的勢力との取引防止のため、各種取引における調査やシステムチェック等の体制を構築しています。

また、融資や受信等の各種取引に暴力団排除条項を導入しています。これは、反社会的勢力に取引を躊躇させ、また、取引開始後に反社会的勢力と判明したときに取引を解消させる契約上の根拠付けとなるものです。

取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合については、警察等外部専門機関と緊密に連携し取引解消等に向けた対応を行っていく体制を構築しています。

また、意識や体制を強固なものとするため、2013年12月に、全役員・社員を対象とした反社会的勢力との取引防止研修を実施しました。

外部委託先との公正な取引

当グループでは外部の業者に業務を委託する場合、当グループのお客さまや当グループが不測の損失を被るリスクを適切に管理するための規則を定め、サービスの質や存続の確実性等の問題点を認識し、委託した業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する業者に委託するための措置を講じています。また、反社会的勢力との取引を防止し、反社会的勢力の介入を排除するため、新規契約開始前および定期的に外部委託先が反社会的勢力でないことを確認しています。

談合・カルテル防止

独占禁止法は、消費者の利益を確保し国民経済の民主的で健全な発達を促進するために、「公正かつ自由な競争」の促進を目的としており、不当な取引制限（カルテル）の禁止など自由経済の基本ルールを定めています。当グループでは、独占禁止法を遵守するため、独占禁止法遵守に係るコンプライアンス・マニュアルを制定し、さらに各事業における共同行為や優越的地位の濫用、虚偽・誇大な広告表示の禁止等につきチェックルールを設けて、厳格に運営しています。

贈収賄防止

贈収賄は明らかなコンプライアンス違反であり、当グループが厳禁していることはいうまでもありません。また贈収賄と疑われる行動についても防止するため、当グループでは「取引先との接待」「交際費の使用」「無償の利益供与」「政治献金」に関するルールを制定・運用しています。また国民全体の奉仕者であり、職務執行の公正さが求められている公務員に対しては、もたれ合いや癒着と受け取られる行動は厳に慎まなければなりません。当グループでは全国銀行協会の「公務員等との接触に関するコンプライアンス・ハンドブック」に則り、公務員やみなし公務員への接待や贈答は自粛を原則としています。

利益相反※管理の取り組み

当グループは、グループ各社およびその関係者が提供する多様なサービスに伴い、お客さまの利益を不当に害することのないよう法令等に従い、「利益相反のおそれのある取引」「利益相反管理の方法」「利益相反管理体制」などをまとめた、利益相反管理方針の概要を公表するとともに、この方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行致します。

適切に利益相反管理を行うため、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および統括者を設置し、当グループ全体において利益相反管理を的確に実施するための態勢を整備しています。統括部署および統括者は、当グループの利益相反管理の有効性について定期的に検証を行い、継続的に改善を図っています。また、定期的に研修・教育を行い、周知・徹底を図っています。

※ 利益相反とは、当グループとお客さまとの間で利益が相反する状況、または当グループのお客さま相互間で利益が相反する状況をいう。

知的財産権の保護

著作権等の知的財産権の無断利用は著作権法等の法律で禁止されています。当グループは、グループ各社の知的財産権を保護するとともに、コンプライアンスマニュアル等で他人の著作物等の無断複製・利用の禁止を明記し、社員に遵守を徹底しています。

CSR調達方針

私たち三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」に基づき、環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することに努め、また、環境・社会に配慮するサプライヤーと協働することにより、社会から信頼される企業グループとして、社会の持続的発展に貢献します。

本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じたCSR調達の推進に努めます。

1. 公正な取引

私たちは、経済合理性、適正な品質、納期の厳守、社会規範の遵守、社会的課題への配慮、環境配慮などを総合的に勘案し、公正、透明な方法でサプライヤーを選定します。
正当な理由なく、特定の取引先に利益を供与したり、不当な不利益を課すようなことはしません。

2. 法令等遵守

私たちは、調達にあたって法律及び社会規範を尊重し、いかなる場合もこれらに違反しません。反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求は拒絶します。

3. 社会的課題への配慮

私たちは、基本的人権を尊重し、労働安全衛生に配慮し、不当な差別や強制労働や児童労働などの人権侵害を行わない、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

4. 環境への配慮

私たちは、環境負荷低減の取り組みを推進し、気候変動、生物多様性などの環境問題の抑制や緩和に資する、サプライヤーとの取引、製品・サービスの調達に努めます。

5. サプライヤーとの協働

私たちは、調達にあたって社会的課題や環境への配慮をサプライチェーンにわたって実践するため、サプライヤーに協力を求め、協働して取り組みを推進します。

（1）ISO14001におけるグリーン調達

ISO14001に基づく環境マネジメントにおいて、グリーン調達を環境目標として設定し、2014年度末の文房具のグリーン調達比率を93%とすることを目標としています。

本規則制定後は文房具以外にも適用商品を拡大していきます。

（2）持続可能な紙利用のためのコンソーシアム

コピー用紙については2013年1月から、ボリュームディスカウントによる経費削減と環境配慮を同時達成する集中購買を開始しました。古紙配合率100%の用紙を原則とする環境配慮を実施しています。

また、紙の調達量が多い金融機関のCSRとして、熱帯雨林の違法伐採等が問題視されていることから、2013年11月に持続可能な紙利用のためのコンソーシアムに参画し、自らの事業活動に適した責任ある調達方針、行動計画、目標などを策定することとしました。

（3）人権方針

2013年12月に制定した人権方針においては、「海外を含む投融資先や調達・委託先（サプライチェーン）の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規制等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていく」ことと規定しています。当該対策として、違反状態の解消の要請や取引停止・不買があります。

三井住友トラスト・グループの税務コンプライアンスに関する基本方針

私たち三井住友トラスト・グループは、お客さま、投資家、政府、地域社会など、さまざまなステークホルダー全体のバランスの中で、税について適正な管理を行い、社会規範にもとることのない企業活動を推進していきます。

コンプライアンス

税法や通達、そして国際標準に則ったルールを厳格に遵守し、誠実に税務戦略を推進していきます。

ガバナンス

トップマネジメントは税務リスクを正しく認識し、経営に直結する重要な課題であるという観点から、ビジネス戦略と合わせて税務戦略を推進していきます。
また、社員に対する指導を行うなど、税務コンプライアンスの維持・向上に取り組んでいきます。

税務当局との関係

情報開示等、透明性を高めることで税務当局との信頼関係を築き、税務リスク削減に努めていきます。

リスク管理

1 基本的な取り組み方針

欧州債務問題、中国等新興国経済停滞など、金融市場にも影響を及ぼす新たなリスクが顕在化してきています。また、新たな銀行の自己資本比率規制（バーゼルⅢ）への対応も見据えたリスク管理態勢の一段の整備も必要となっています。このような環境下、従来にも増して、リスク管理の高度化および予防的な対応の必要性が高まっているものと考えています。

その中で三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）は、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、業務特性と環境変化に対応したリスク管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付け、当グループの事業展開と持続的成長を支える強固な経営基盤としてのリスク管理の高度化を推進しています。

2 取り組みの概要

リスク管理の方法

SMTHは、グループ全体のリスク管理の統括部署を設置し、グループ全体のリスクの状況をモニタリングするとともに、各リスクカテゴリーのリスク管理を統括するリスク管理部署を定め、当グループ各社に対して必要に応じ適切な監督・指導を行っています。

また、グループ全体におけるリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として制定し、リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動が適切に実行できるよう権限や組織体制などを明確化し、リスク管理に係る方針・計画（リスク管理計画、リスク資本配賦計画）を策定しています。

当グループ各社においては、SMTHのリスク管理に係る方針を踏まえ、それぞれの業務やリスクの特性に応じた適切なリスク管理態勢を整備しています。

リスク管理体制

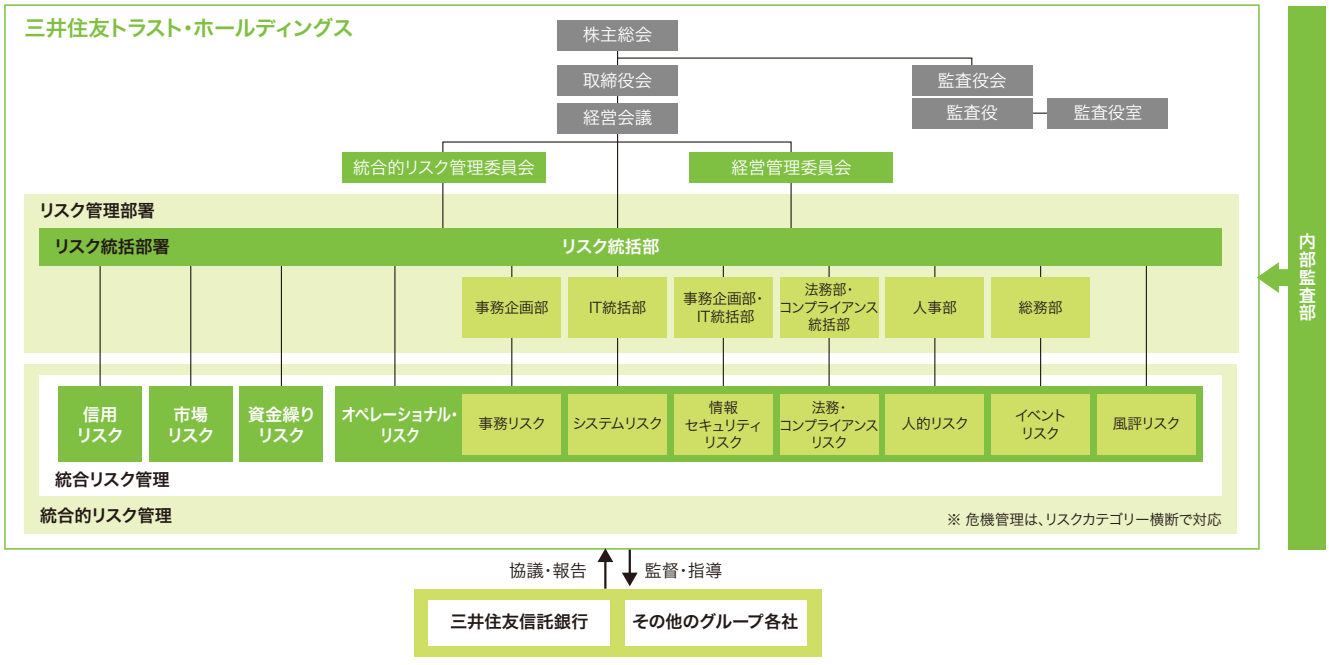

リスク管理体制

リスク管理に係る経営機構および主要部署の役割・責任は次の通りです（体制図は前頁をご参照ください）。

取締役会

当グループの経営方針、戦略目標を明確化し、戦略目標を踏まえたリスク管理方針の策定、適切なリスク管理態勢整備の統括およびリスク管理方針周知のための適切な方策を講じます。

取締役、統括役員

取締役はリスク管理の重要性を十分認識し、リスク管理部署の統括役員は適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて方針や具体的な方策を検討します。

リスク管理部署

リスクの特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減の一連の活動を通じ、リスクの状況を的確に把握し、リスクに対して適切な管理・運営を行います。

内部監査部署

業務執行に係る部署から独立した立場でリスク管理態勢の適切性・有効性を検証します。

統合的リスク管理と統合リスク管理

SMTHは、当グループに所在する各種リスクを統括し、グループ内のリスクの波及等、各社単独では捕捉できないグループ体制特有のリスクを総合的に捉え、グループの経営体力と比較・対照することによってリスク管理を行っています（統合的リスク管理）。

また、SMTHは統合的リスク管理における管理対象リスクのうち、VaR※等の統一的尺度で計量可能なリスクを合算して、当グループの経営体力（自己資本）と対比することにより管理しています（統合リスク管理）。統合リスク管理においては、資本の十分性と効率性確保の両立を目指し、経営体力の範囲で配賦されたリスク資本に基づくリスク限度枠を遵守するとともに、リスク資本対比の収益の極大化を追求しています。

※ Value at Risk：リスク計測指標。一定の期間内（保有期間）に、一定の確率（信頼区間）で、被りうる最大損失額。SMTHでは信頼区間片側99%による計測を行っています。

リスク管理の状況

SMTHでは、グループ全体で経営上抱えるリスクの要因別に、「信用リスク」「市場リスク」「資金繰りリスク」「オペレーショナル・リスク」に区分し、それぞれのリスクの特性に合った管理を行っています。また、各リスクの総括を年4回、経営会議、取締役会で報告するなど、リスクの顕在化を抑えるため、万全の態勢で取り組んでいます。

信用リスク	
定　義	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当グループが損失を被るリスクをいう。このうち、特に、海外向け信用供与について、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等により当グループが損失を被るリスクをカントリーリスクという。
基本方針	• グループ全体の信用リスク管理の基本方針を定め、与信関連業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、信用リスク管理態勢および資産査定管理態勢の整備を行うこととしています。また、与信先の実態を把握し、与信先に対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取り組みへの支援を行うことは信用リスク削減の観点からも重要であると認識し、対応を図っています。 • 傘下銀行においても同様に、上記方針に則って、リスク管理態勢を整備・確立し、適切な信用リスク管理を行うこととしています。

信用リスク（つづき）	
リスク管理体制	• SMTHにおける信用リスク管理部署はリスク統括部と定めています。リスク統括部はグループ全体の信用リスクの状況をモニタリング・分析するとともに、傘下銀行等に対して監督・指導を行っています。 • 傘下銀行においても同様に、信用リスク管理部署をリスク統括部と定めています。また、信用リスク関連の管理部署として、審査部署、問題債権管理部署および資産査定管理部署を定めています。
リスク管理手法	• 与信先の状況等について、当グループを一体的に管理するとともに、貸出金のみならず、信用リスクを有する資産およびオフバランス資産を統合的に管理しています。 • 信用格付等を用いて信用リスクの評価・計測を行うとともに、リスク限度枠の設定や与信集中リスクの管理等を通じて、信用リスクを適切にコントロールしています。また、与信ポートフォリオ状況（特定の業種または特定のグループに対する信用集中の状況等）を適切に把握・管理しています。
重点的に取り組んだ事項	基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法移行を目指し、グループ横断的な対応の推進・強化を図っています。また、ヒストリカルシナリオ・仮想シナリオによるストレステスト実施態勢の高度化を図っています。

市場リスク	
定　義	金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッドなどのさまざまな市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスク。このうち、特に、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを、市場流動性リスクという。
基本方針	• グループ全体の市場リスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、当グループの戦略目標、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行うこととしています。 • 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいて市場リスク管理を行っています。
リスク管理体制	• SMTHにおける市場リスク管理の統括部署をリスク統括部と定めています。 リスク統括部は、グループ全体の市場リスクの状況についてモニタリング・分析を行うとともに、傘下銀行に対して監督・指導を行っています。 • 傘下銀行においては、市場リスク管理にあたり、フロントオフィス（市場部署）、バックオフィス（事務管理部署）およびミドルオフィス（市場リスク管理部署）を分離し、牽制機能が発揮される体制を構築しています。
リスク管理手法	経営体力の範囲で配賦されたリスク資本に基づくリスク限度枠や損失拡大防止を目的として設定したアラームポイントの遵守状況等を管理しています。 市場リスクをVaR（一定の保有期間に一定の信頼区間で被りうる最大損失額）により計測するとともに、VaRによる市場リスク計測の補完を目的としてストレステストを実施しています。 バーゼルⅡにおけるアウトライヤー基準の銀行勘定金利リスクに関し、定期的にモニタリングを行い管理しています。
重点的に取り組んだ事項	予兆管理指標の継続的モニタリング、フォワードルッキングな仮想シナリオによるストレステストの活用等により、市場環境の急激な変化への備えを強化しています。

資金繰りリスク	
定　義	必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクをいう。
基本方針	• グループ全体の資金繰りリスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、当グループの戦略目標、業務の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行うこととしています。 • 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいて資金繰りリスク管理を行っています。
リスク管理体制	• SMTHにおける資金繰りリスク管理の統括部署をリスク統括部と定めています。 リスク統括部は、グループ全体の資金繰りリスクの状況についてモニタリング・分析を行うとともに、傘下銀行に対して監督・指導を行っています。 • 傘下銀行においては、資金繰りリスク管理にあたり、資金繰りリスク管理部署について、資金繰り管理部署、市場部署などからの独立性を確保し、牽制機能が発揮される体制を構築しています。
リスク管理手法	内外の情報を収集・分析し、現状においてどの資金繰りの逼迫度区分に該当するかを適切に把握するとともに、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行うほか、ストレステストを実施の上、コンティンジェンシープランを策定し危機管理に万全を期しています。
重点的に取り組んだ事項	バーゼルⅢ流動性規制対応では、指標（LCR；流動性カバレッジ比率）変動の要因分析を強化するとともに、算出システムの開発を進めています。

オペレーショナル・リスク	
定　義	業務の過程、役員・社員等の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により当グループが損失を被るリスクをいう。
基本方針	• グループ全体のオペレーショナル・リスク管理の基本方針を定め、業務の健全性および適切性の確保を図る観点から、オペレーショナル・リスクを業務遂行に伴い発生する不可避なリスクと認識し、業務やリスクの規模・特性に応じた適切なリスク管理を行うこととしています。 • 傘下銀行では、上記基本方針に則って、リスク管理方針を定め、それに基づいてオペレーショナル・リスク管理を行っています。
リスク管理体制	• SMTHにおけるオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署をリスク統括部と定めています。また、事務リスク管理部署およびシステムリスク管理部署等を設置しています。 リスク統括部は、グループのオペレーショナル・リスク全般をモニタリングし、傘下銀行等に対して監督・指導を行っています。 • 傘下銀行においても同様に、各リスク管理部署を定めています。
リスク管理手法	当グループでは、定期的に内部統制に係る自己評価（CSA）やオペレーショナル・リスク計測を実施し、定性・定量の両面からオペレーショナル・リスクを適切に評価・把握し、その顕在化防止のための予防的措置、顕在化した場合の対応・発生原因分析および再発防止策の策定により、リスクの削減を図ることとしています。また、策定したリスク削減策の効果について検証を行い、リスク削減策の見直し・改善につなげています。
重点的に取り組んだ事項	オペレーショナル・リスクの計測手法について、粗利益配分手法から先進的計測手法へ移行し、管理態勢の高度化を図りました。

災害時における危機管理・業務継続（BCP）

三井住友トラスト・ホールディングス、三井住友信託銀行の取り組み

三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）・三井住友信託銀行（以下、SMTB）では、自然災害やシステム障害、新種感染症の流行などの危機発生時において、緊急時対応を迅速に実行するため、コンティンジェンシープランを整備しています。

さらに、資金決済などの重要な業務については、BCP（業務継続計画）やバックアップオフィスなど、業務継続体制を整備し、その実効性を確保するため、定期的な訓練、BCP見直しの実施など、業務継続のための体制を整備しています。

発生した危機が重大で影響が広範囲に及ぶなど、SMTBや当グループの正常な業務活動に重大な支障を及ぼし、その対応に緊急に総合的かつ高度な経営判断を要する場合には、全社的対応組織として緊急対策本部を設置して、緊急時対応を迅速に実行していきます。

特に、全国に店舗を持つSMTBでは、大規模な地震が発生した場合に備え、お客さま、社員の安全や業務の継続などに配慮した対応を行うとともに、その実効性を確保するため、定期的に訓練を実施しています。

全社的な対応においては、緊急対策本部機能の実効性を高めるため、定期的な訓練のほか、情報収集・情報連携の体制強化とともに、東京地区での発災を想定して大阪地区の体制強化も推進しています。

また、支店においては、定期的な訓練を通じ対応力の強化を図るとともに、立地条件や主要設備の状況等、店舗固有事情を踏まえた災害対策への取り組みを推進し、また、支店間での支援体制も整備しています。

役員・社員の行動基準

1. 役員・社員は危機管理の重要性を十分に認識・理解し、緊急事態の発生に備えるとともに、緊急事態が発生した場合には、迅速かつ的確に対応できるよう、平素より知識の涵養等に努めなければならない。
2. 緊急事態が発生した場合には、役員・社員の判断・行動にあたっては、以下の原則に基づき対応しなければならない。

（1）生命の安全確保
緊急事態が発生した場合は、お客さま、役員・社員とその家族の安全を最優先で確保する。また、各種緊急時対応においては、常に人道面での配慮を優先させる。

（2）三井住友信託銀行の企業資産の保全
緊急事態が発生する場合に備え予防と減災措置をとり、緊急事態が発生した場合には三井住友信託銀行の企業資産を保全する。また、業務活動に支障となる悪影響に対して、可能な限りリスク軽減措置を講じる。

（3）業務継続と早期復旧
緊急事態が発生した場合、優先する業務の早期復旧と継続を図る。

（4）地域社会との連携
緊急事態が発生した場合、地域における救命活動等、地域との連携を図る。

サイバー攻撃に対する対応

SMTHは、サイバー攻撃に対応するため、SMTBのシステムを24時間監視するとともに、外部専門機関からの情報収集と対処、役員・社員への啓蒙も含め、万全の態勢構築に向けて日々取り組んでいます。

特に、インターネットバンキングのセキュリティ強化は重要な経営課題と捉えており、引き続き他社の動向や新規技術の情報収集に努め、必要に応じて新たな対策を行っていきます。

ESGリスク対応プロジェクト・チーム（PT）の設置

設置の経緯

近年、企業のグローバル化に伴い、持続可能な社会の発展に向けて、企業をE（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）の三つの側面から評価する動きが拡大しています。企業は取引先のサプライチェーンを含めた活動に対して高度なマネジメントを求められており、ESG課題の未対応・対応の不備が企業の社会的信用や市場での評価に与える影響も大きくなっています。

信託銀行グループとして国内外のさまざまな企業やプロジェクトに関わる当グループは、ESGに関連するリスクへの対応を経営課題の一つとして認識しており、2013年12月、リスク管理の高度化を図るべく、関係各部横断によるESGリスク対応PTを設置しました。

設置目的

ESGリスク対応PTの主な設置目的は以下の通りです。

- 投融資先、サプライチェーンを含めた当グループの活動から生じるESGリスクの洗い出し、対応／未対応分野の把握
- 適切なリスク管理体制・管理手法の検討
- ESGに関する情報共有

PT構成部

三井住友トラスト・ホールディングス

経営企画部、人事部、総務部、
リスク統括部、コンプライアンス統括部

三井住友信託銀行

経営企画部、人事部、総務部、
リスク統括部、コンプライアンス統括部、
CS企画推進部、海外業務部、
受託資産企画部、ホールセール企画部

運営体制

ESGリスク対応PTは、SMTHと、SMTBの合同組織として設置しています。経営企画部CSR推進室長をPT長として、両者の関係各部から、職位にとらわれず実質的な議論を行うことができるメンバーを選定しています。ここでの議論の内容は、適宜、経営企画部統括役員（CSR業務担当役員）まで報告しています。

情報収集体制

ESGリスクに関する議論は海外で進んでいることから、SMTBでは2012年4月から、最新のESG情報共有の場として、関係各部によるグローバルESG会議を開催しています。また、企業が適切な対応を取るにはステークホルダーとの対話が不可欠であることから、PTを主導する経営企画部CSR推進室がESGに関する最新情報を集約し、必要に応じNGO・NPO等とのディスカッションも行っています。

ESG情報収集体制

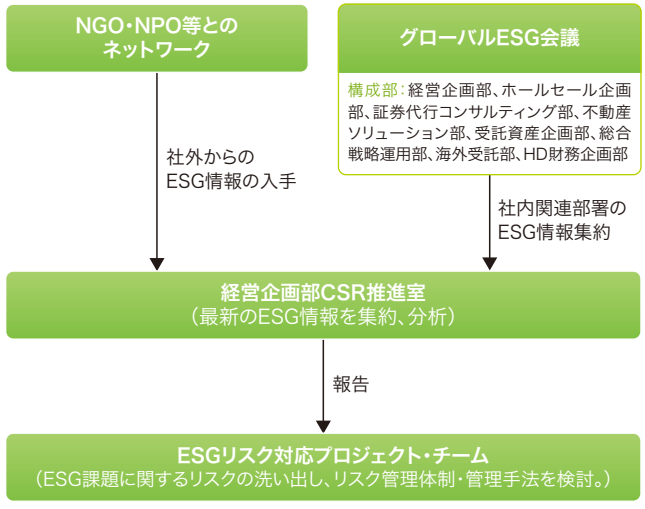

2014年度の取り組み

今年度のESGリスク対応PTでは、以下の取り組みを強化しています。

1. 投融資に関するESGリスク対応の強化
2. 海外拠点における各国固有の課題を踏まえたESGリスク（特に人権・環境リスク）の洗い出しと対応の強化
3. 全社レベルでのESGリスクの洗い出しと管理体制のレベルアップの検討（全体リスク管理との統合）

人権と三井住友トラスト・グループ

金融機関にとって、人材は最大の財産です。当グループでは、一人一人の個性が尊重され、年齢や性別、国籍などを理由に差別的な扱いをされないように人権啓発に取り組むとともに、国際規範に基づき、当グループの企業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重し、グローバルに事業を展開する金融機関としての責任を果たしていきます。

1 人権マネジメント

人権方針の制定

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」において個人の尊重を掲げ、あらゆる企業活動において、個人の人権、多様な価値観を尊重し不当な差別行為の排除をうたっています。また、この方針を徹底するために2013年12月、人権に関する行動・判断の基準となる「人権方針」を制定しています。当グループは本方針に基づき、日々の事業活動や商品・サービスを提供する上で関わる全てのステークホルダーの人権を尊重します。

人 権 方 針

私たち三井住友トラスト・グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」に基づき、お客さまをはじめ、すべてのステークホルダーの基本的人権が尊重される企業風土・職場環境の醸成に取り組み、企業活動のあらゆる局面において、常に高い倫理観と社会的良識を持って行動し、社会から信頼される企業グループとして、その持続的発展を目指します。

1. 国際規範の尊重
私たちは、世界人権宣言や国連グローバル・コンパクトによる企業行動規範など、人権に関する国際規範を尊重します。

2. 差別の禁止
私たちは、あらゆる企業活動において、人種や国籍、性別、出身、社会的身分、信条、宗教、身体的特徴などを理由とした差別や人権侵害を行いません。

3. 人権を尊重する企業風土の醸成
私たちは、あらゆる人権問題を自らの問題としてとらえ、相手の立場に立って物事を考えることを励行し、人権を尊重する企業風土を醸成します。

4. 働き易い職場環境の確立
私たちは、全ての役員・社員一人ひとりが互いをビジネスパートナーとして認め合い、自由に意見を言い合える対等な関係を構築することで、働き易い職場環境を確立していきます。
私たちは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を人間の尊厳を傷つける行為として認識し、これを行いません。

5. 公正採用の実施
私たちは、社員等の採用に当たって、本人の能力と適性のみを基準とした、厳正かつ公平な選考を行います。

6. 人権啓発研修の実施
私たちは、人権に関する実際または潜在的なあらゆる課題の解決に向け、全ての役員・社員一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を深めるため、毎年の職場内人権啓発研修を中心として、あらゆる機会を通じ、同和問題をはじめとする幅広い人権啓発に取り組んでいきます。

当グループは、本方針を海外の拠点に対しても適用するとともに、海外を含む投融資先や調達・委託先（サプライチェーン）の企業活動が人権に与える負の影響について情報収集し、法規範等に反する場合等には、都度必要に応じた対策を講じていきます。

基本的な考え方

当グループの人権マネジメントは2011年6月、国際連合人権理事会において採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて構築されています。

ビジネスと人権に関する指導原則に準拠した人権マネジメント体制

コミットメント	「人権方針」の制定。
人権デューデリジェンス※1の実施	2013年12月、新たに「人権デューデリジェンス連絡会」を設置。2013年1月に、海外を含む全店部・全関連会社に、人権対応状況をチェックするための「人権デューデリジェンス自己チェック表※2」を配信。現在課題抽出を行っている。
救済へのアクセス	人事部相談窓口が担当。

※1 人権デューデリジェンスとは、当グループの活動および当グループと関係を有する他者の活動から生じる、人権への実際または潜在的な負の影響を特定するとともに、防止・軽減等の措置を講じて、その効果を継続的に検証・開示する一連の取り組みを指します。

※2 人権デューデリジェンスが実施されているか、「人権方針」が遵守されているか、また、人権侵害が発生していないかなど、人権マネジメント体制関係各部の取り組み状況を確認するチェック表を指します。

人権マネジメント体制概要

三井住友トラスト・ホールディングスと三井住友信託銀行の合同組織として、経営企画部CSR推進室長を議長とした「人権デューデリジェンス連絡会」を新たに設置しました。関係各部の役割は以下の通りです。

人権デューデリジェンス連絡会

- 経営企画部CSR推進室長を議長とし、海外を含む当グループ全社の人権対応状況を調査し、必要な課題の抽出、改善策を協議します。
- 人権デューデリジェンス自己チェック表を用いて、人権対応状況の調査を1年に一度実施します。

人権デューデリジェンス連絡会構成部

三井住友トラスト・ホールディングス

経営企画部、人事部、総務部、
リスク統括部、コンプライアンス統括部

三井住友信託銀行

経営企画部、人事部、総務部、リスク統括部、
コンプライアンス統括部、CS企画推進部、海外業務部、
受託資産企画部、ホールセール企画部

経営企画部

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、当グループの人権への取り組み体制の整備・強化に向けた目標・計画を策定します。

人事部・人権啓発推進委員会

人権デューデリジェンス連絡会での協議に基づき、人権啓発研修等の計画を策定し、実施します。具体的には、人事部統括役員を委員長とする「人権啓発推進委員会」を中心に、人権問題に関する各種研修や啓発活動を実施しています。

人権啓発推進委員会「組織体制」

推進委員長	人事部統括役員
副委員長	人事部長
推進委員	各店部の店部長および人事担当者
事務局	人事部

海外含む全店部・全関連会社

人権デューデリジェンス自己チェック表に基づき、各々が「人権方針」遵守状況等を確認します。

人事相談窓口

人権に関する各種相談に応じるとともに、人権への負の影響が顕在化した場合には、関係各部と連携し、速やかに必要な対策を講じます。(89頁参照)

2013年度の相談案件総数は39件、全て対応解決済みです。

PDCAサイクルを踏まえた人権マネジメント体制

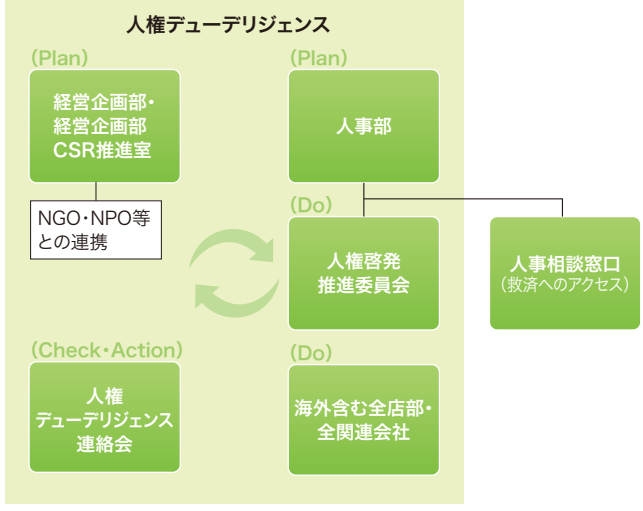

2 人権尊重についての教育

人権啓発推進委員会では、毎月一回、人権尊重の好事例等を紹介する「人権啓発ツール」を全社員にメールで発信しているほか、当グループ全社・全店部において、一人当たり年平均1時間程度の職場内人権啓発研修を開催しています。2013年度は、283部署23,294名の対象者に対して、22,164名が合計566時間の研修を受講しました（受講率95.15%）。

また、階層別研修などの集合研修や事業別会議などにおいても、人権に関するテーマを取り上げるなど、社員の人権意識の向上を図っています。2013年度は各階層別研修を26回開催し、延べ2,015名が合計17時間の研修を受講しました。

2013年度　人権関連研修

	受講人数	受講時間
職場内人権啓発研修	22,164	566
各階層別研修	2,015	17

3 多様な人権を守るために

同和問題、在日外国人問題への取り組み

当グループは、同和問題への対応を、人権啓発推進にあたっての特に重要なテーマとして捉えています。2013年度の職場内人権啓発研修のテーマは、当グループが人権啓発をさらに積極的に取り組むようになった原点である同和問題をテーマとしました。2014年度も、東京人権啓発企業連絡会等の社外の知見を踏まえながら、同和問題への理解を深め、新人研修をはじめとした各種研修や啓発活動を通じ、偏見や差別意識の徹底した排除に取り組んでいます。

また、在日外国人問題に関しては、2012年7月9日から新たに施行された在留管理制度を採り上げ、各階層別研修において窓口での本人確認の場面などを想定し、本人確認書類の取り扱いやプライバシーの尊重など、外国人の人権への配慮を周知しています。

セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止活動

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントといった行為は、個人の人格および人権を傷付ける行為であり、当グループでは厳禁としています。特にセクシュアルハラスメントについては、厳格に禁じています。また、パワーハラスメントについては、上司から部下に対して行われるものだけではなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対してのものまで、職場の優位性に基づくハラスメント全てをなくしていくことに努めています。万一、ハラスメントが発生した場合には、相談・苦情については各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」が相談・苦情の申し入れ窓口となり、被害者から相談があった場合には、担当者が行為の具体的態様、当事者同士の関係、被害者の対応などについて、関係者へのヒアリングなどを行って総合的に調査し、ハラスメントの加害者には懲戒など厳正な処分を行います。

なお、ハラスメントについては、職場内人権啓発研修をはじめ、新人研修や各種階層別研修においても採り上げて啓発活動を継続的に実施し、全社員への周知・啓発を図っています。

ハラスメントに関する相談・苦情受付、事後処理体制

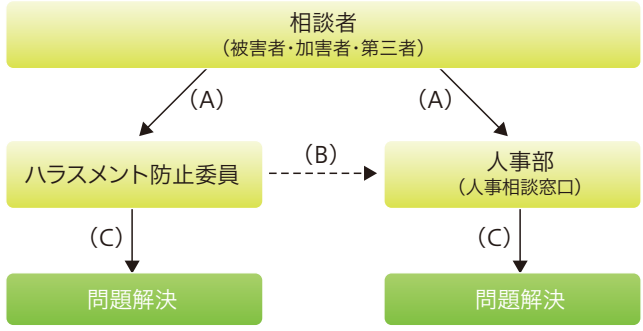

（A）相談・苦情申し出は各部・営業店のハラスメント防止委員または人事部「人事相談窓口」等で行う。

（B）ハラスメント防止委員は必要に応じて人事部「人事相談窓口」へ相談し、アドバイスや対応を依頼する。

（C）ハラスメント防止委員・人事部「人事相談窓口」は相談者の相談内容などを理解し、必要に応じて加害者とされる者や関係者へのヒアリングなどにより事態を的確に把握し、アドバイスなどにより事態の解消を図る。

クラスター弾等に関わる投融資

当グループは人道上の懸念が大きい武器と認識されているクラスター弾の製造を資金使途とする融資は、国内外を問わず行いません。資産運用においてもクラスター弾および対人地雷の製造に関わる企業への投資については、アクティブ運用では原則禁止、パッシブ運用ではエンゲージメント活動を行います（51頁参照）。

社員と三井住友トラスト・グループ

金融機関にとって人材は最大の財産です。当グループでは、人材育成プログラムの充実、適切なワーク・ライフ・バランスを可能にする職場環境づくりなどを通じて、当グループの成長だけでなく、社会の持続的発展に貢献できる人材を育成しています。

1 ダイバーシティの推進

女性の登用と支援

当グループは、「個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく企業」として、管理職登用に関しても能力本位で決定しています。三井住友信託銀行（以下、SMTB）では、2014年9月末現在、部長級の女性は6人、課長級の女性は179人、係長級の女性は1,051人となっています。

課長以上への女性の登用を積極的に進めていくにあたり、課長未満の女性社員向けに主体的なキャリア形成とネットワーク構築を目的とした研修を実施しています。また、社内外の人材交流や業務遂行上の課題の共有と解決を図る仕組みとして、女性による課長クラスとリーダークラス間の情報交換会を設置しており、今後も継続的に実施していく予定です。

また、仕事と家庭の両立支援の観点から、出産・育児・介護などのライフイベントに応じた柔軟な働き方を選択しやすい各種制度の整備と職場風土の醸成に努めています。

女性管理職人数

	2013年3月末	2014年3月末	2014年9月末
部長級	3	6	6
課長級	158	180	179
係長級	1,007	1,030	1,051

障がい者雇用

当グループでは、働くことを希望する障がいのある方々の雇用に取り組んでおり、より働きやすい職場づくりを進めています。2014年3月末時点の障がい者雇用率は1.86%と前年同期に比べ0.14%低下しましたが、これは、障がい者の採用数を増やしたものの、派遣社員を直接雇用としたことなどにより、全体の社員数が増加したことが影響しています。

高齢者の継続雇用

SMTBでは、一定の基準に達する定年退職者について、希望に応じ65歳までの雇用機会を提供する継続雇用制度（エルダーパートナー制度）を整備しています。最近では定年に達した社員の約90%が本制度を利用するようになっています。

2 働きやすい職場環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランス実現のための取り組み

当グループでは、社員が安心して働き、仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。SMTBでは、出産・育児については、子どもが2歳になるまで取得可能な育児休業に加え、父親の育児休業、年間10日まで（対象となる子が二人以上の場合）の子どもの看護休暇制度、妊娠中および小学校3年生を修了するまでの子と同居し養育する場合に適用される短時間勤務制度、時間外勤務・深夜勤務の免除など、安心して子育てができる環境を整えています。2014年3月末時点で268人、2015年3月末時点で290人（見込）の社員が、本制度を利用して育児休業を取得、取得予定となっています。

また、介護については、年間10日まで（対象家族が二人以上の場合）の介護休暇制度、最長1年間の介護休業制度

や最長2年間（対象家族一人当たり）の短時間勤務制度を設けています。

このほか、家族の絆・コミュニケーションを深めることや、「社会で働く」ということについて家族で考えるきっかけとすることなどを目的として、社員の家族を対象とした職場参観を実施しています。

SMTBの出産・育児に関する制度（2014年3月末現在）

項目	妊娠	産前	産後	1歳未満まで	2歳に達する日まで	小学校入学前まで	小学校3年まで
時差出勤	○	○	○	○	○	○	○
通院時間の確保・通勤緩和等	○	○	○	○			
産前・産後休暇（産前・産後8週間／有給）		○	○				
出産・育児休業（最初の1週間は有給）	○	○	○	○	○		
育児時間（1日1回1時間または1日2回各30分／有給）				○			
時間外勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
深夜勤務の免除	○	○	○	○	○	○	○
短時間勤務制度（1日2時間を超えない範囲で勤務を短縮）	○	○	○	○	○	○	○
看護休暇				○	○	○	

労働環境の改善に向けて

当グループでは、労働環境の改善に向けたさまざまな取り組みを行っています。具体的には、業務効率化と時間管理の徹底による時間外労働の削減を進めています。また、長期休暇の取得促進、早帰り月間・定時退社週間などを実施し、総労働時間の縮減に努めています。

労働慣行等に関する苦情に対する対応態勢

SMTBは、適切な労務管理を推進する観点から、人事運営上の不公平・不公正、ハラスメントなど、人事・労務管理上の問題発生時等において、職制とは別に、社員が相談できる窓口として、人事部内に「人事相談窓口」を設置しています。労務トラブルに対するセーフティネットとして、相談事項については、関係者と速やかに連携を図り、適切な対応を行うよう努めています。

嘱託社員については、職場における人事管理とは別に、関係会社（三井住友トラスト・ビジネスサービス）を通じて巡回面談等を行う「人事サポート業務」を開始しています。個々人のコンディションの把握に努めるとともに、職場では伝えにくい意見・声を吸い上げることで、労務トラブルの未然防止・予防につなげています。

SMTBの労働慣行等に関する相談件数

2013年度	39件

社員満足度調査の結果

SMTBは、会社施策の浸透度、人事制度・運営や、職場環境・エンゲージメントなどについて、社員の認識状況を客観的に把握するため、全社員を対象として「意識調査」を実施しています。

	2011年度	2012年度	2013年度
活性度	60.6	63.0	62.3
満足度	65.4	62.3	61.3

活性度…将来への期待感、前向きな思考傾向、組織への貢献意識、仕事へのモチベーションの高さなどを示す指標。

満足度…業務内容や職場環境、人間関係からどれだけ満足度を得ているかを示す指標。

3 社員との対話

SMTB従業員組合の加入者数は8,709人で社員の64%を占めています(2014年3月末現在)。

会社および組合は、会社の健全な発展と組合員の地位向上を図るために労働協約を締結し、双方誠意をもって遵守しています。

また、労働協約の下、社長以下の経営幹部と組合代表者が出席する経営協議会や各支部ごとに労使が出席する店部内協議会を定期的に開催し、組合員の労働条件や労働環境の維持等について協議しています。

組合では各職場単位でオルグを開催するとともに、社員の満足度や職場環境等に関するアンケート調査を実施し、経営協議会や店部内協議会を通じて、社員の声を経営に反映させる取り組みを行っています。

なお、他のグループ会社においても、会社と組合や社員代表との対話を通じて、会社の円滑な業務運営と職場環境の維持改善に取り組んでいます。

4 社員の健康管理

当グループでは、社員の健康管理と健康増進を図るため、各事業所に産業医・衛生管理者(衛生推進者)を設置し、きめ細かい健康管理指導を行っています。また、年1回の定期健康診断を実施し、社員およびその家族に対しても、健康保険組合を通じて人間ドックなどの受診補助を実施しています。

さらに、企業内診療所などにおいてメンタルカウンセリングタイムを設けているほか、健康保険組合では、電話による無料健康相談なども実施しています。また、管理監督者に対しては、研修などを通じて社員の健康管理の重要性についての認識を高める活動を行っています。

5 社員のキャリア形成を支援する仕組み(SMTB)

人事の基本方針

個々人の多様性と創造性が組織の付加価値として存分に生かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供するとともに、高度な専門性と総合力を駆使してトータルなソリューションを提供できる人材集団を形成し、その活躍を推進します。

人事制度・運営理念

1 幅広い分野における創造性発揮、付加価値の創出に向けて、個々人の多様性を尊重し、主体的な取り組みを促していく。
2 信託銀行としての専門性と総合力を高めるために、社員の切磋琢磨と自律的成長を促していく。
3 個々人の持てる力を最大限に生かすために、能力に応じた適材適所の配置を進めていく。
4 個々人が自己実現と会社貢献に意欲とやりがいを持てるように、能力・役割・成果に応じた公平・公正な評価・処遇を行っていく。

募集・採用

優秀な人材の採用が、強靭な企業体質を構築する出発点であることはいうまでもありません。SMTBの採用ホームページでは、人事制度の特徴をはじめ、「信託」の仕組みや意義、各事業の業務内容を分かりやすく説明しているほか、社員のインタビューを掲載するなど、当グループで働く人たちの等身大の姿に多く触れられるように工夫を凝らしています。

新卒採用者数

	合計(男女計)	うち男性	うち女性
2012年度	312人	130人	182人
2013年度	334人	140人	194人
2014年度	377人	152人	225人

2015年4月入社の新卒採用活動では、Webを活用してエントリーした人数が80,000人を超えるなど、年々就職希望者数は増加しており、厳選を重ねて採用者を決定します。

自らのキャリアを主体的に選択するコース体系

SMTBでは、社員のキャリア形成を推進する「コース制」を導入しています。コースは、転居・転勤の有無や、対象とする業務などによってGコース・Rコース・Aコースの三つがあります。

また、各コース社員を業務能力レベルに応じて四つの職群にランクする全コース共通の枠組みを設け、年齢や性別に左右されない人事運営を推進しています。

キャリア形成状況については、全社員が定期的に上司と面談し、評定とフィードバックを受けています。

コース名称		転居転勤	対象業務	主に期待する役割
Gコース (General & Global)	全国転勤型	あり	全業務	• 部・営業店レベルの組織のリーダー または • 各業務の高度なプロフェッショナル
Rコース (Retail & Region)	対象業務・地域限定型	対象地域内※ あり	リテール業務	• リテール業務の部・営業店レベルの組織のリーダー または • リテール業務の高度なプロフェッショナル
Aコース (Area)	地域限定型	なし	全業務	• 部・営業店のマネージャー または • 各業務のプロフェッショナル

※ 全国型、地域型（首都圏・近畿圏・中京圏）

配属における主体性の尊重

配属は、入社前に内定者一人ずつと面談し本人の適性を見極めて行います。他方、各自の主体性・意欲も重視しており、内定者が自ら希望する資格取得（年金アクチュアリー、不動産鑑定士）、当初配属業務（資産運用・管理業務、マーケット業務等）にチャレンジする機会を提供しています。

公募制度

社員自身による主体的・自律的なキャリア形成を推進するために、業務公募制度を設けています。これは、さまざまな部署が設定する公募枠にエントリーした希望者が人事部の選考を通過すれば、実際にその業務・事業の部署に異動できる制度です。

本人参加型の人材評価制度

SMTBにおける人材評価制度は、「本人参加型」です。

SMTBの社員は、期初、上司と入念にすり合わせて具体性を持った業務遂行課題を決定します。当期終了後、上司は公平・公正に評定することで、社員の行動変革、能力開発を促すとともに、生み出した成果と発揮した能力を適正に評価することで、適切な配置、公正な処遇につなげていきます。

会社業績を反映した賞与制度

SMTBでは、社員一人一人の最大限の能力発揮を促していく観点から、「グループ全体・事業・店部貢献へのインセンティブ」「業績反映プロセスの明確化を通じた公正で透明性の高い制度運営」を狙いとして、グループ全体の業績から個人の業績・成果までを適切に賞与金額に反映させる体系を導入しています。

当グループは適切な人材評価と業績を反映した賞与の支払いを通じ、優れた人材が最大の力を発揮する環境を整えています。

評価対象となる社員

コース社員9,854人（2014年3月末）

業績賞与を決定する際の会社業績指標

連結実質業務純益の達成率、
連結当期純利益の達成率

個人業績を測定する際の評価方法

人事評価制度に定める業績評定結果をベースに、
所属社員間の相対配分により決定

人材育成・能力開発

当グループの人材育成・能力開発は、OJT※を基本としていますが、併せて業務スキルやマネジメント能力などの向上を目的とした集合研修や、自己研さんを促すための自己啓発についても数多くの選択肢を整備しています。

その一つとして、当グループは2012年5月、SMTBユニバーシティを設立しました。SMTBユニバーシティは、「信託らしい」「三井住友信託銀行ならでは」の独自の付加価値を発揮し、お客さまにトータルソリューションを迅速に提供する人材を育成することを目的とする、全社横断的なプログラムです。「学びの風土構築と自助自立する人材育成」を運営理念として、社員の能力伸長を支援する体制を整えています。

SMTBユニバーシティは、社長が学長に、人事部統括役員と社外有識者が副学長に就任しており、運営に関するアドバイス等を一橋大学院からいただいています。

※ On-the-Job-Trainingの略: 職場内での上司・先輩が、部下に日常の仕事を通じて、必要な知識・技能・仕事への取り組みなどを教育すること。

OJT	配属先で、計画的かつ継続的な現場教育を実施
OFFJT(各種研修)	『学びの場』であるSMTBユニバーシティで、体系的に知識やスキルを習得 ◆ 各種研修 • 新入社員研修・階層別研修・業務別研修・語学研修(英語・中国語) 経験や習熟度に応じて段階を分け、きめ細かに対応 ◆ Web Campus • e-ラーニングをはじめとしたWebを活用した学習システム
自己啓発支援	各種資格・検定試験の受験料援助
公募制度	自らが希望する業務にチャレンジする機会を提供
各種トレーニー制度	資格取得、語学トレーニー制度などの能力開発研修を実施 《海外派遣研修、語学トレーニー制度(英語・中国語)、業務トレーニー制度(ニューヨーク、ロンドン、上海、シンガポールなど)》

SMTBユニバーシティ概念図

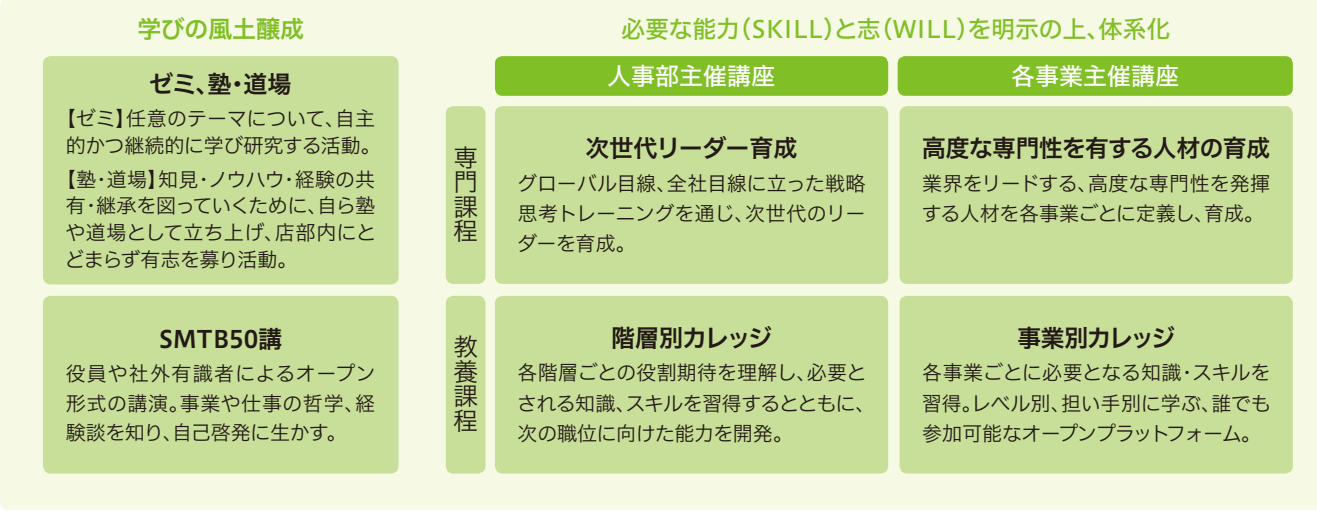

- 目指すべき人材に必要な能力(SKILL)と志(WILL)を明示。
- 人事部が中心に運営する「階層別カレッジ」と、各事業が中心に運営する「事業別カレッジ」を立ち上げ、さらにこれらを、全員に受講してもらう「教養課程」と、高度なスキル、専門知識を身に付けるための「専門課程」に整理、体系化することにより、カリキュラムを充実。
- 役員や社外有識者に事業や仕事の哲学、経験談などを語ってもらい、社員の自己啓発に役立ててもらうべく、「SMTB50講」というオープン形式の講演も立ち上げ。

人材育成のための研修関連データ(2013年度)

各事業実施分	人事部実施分	SMTBアカデミー※	合計
393.5日(3,148時間)	56日(448時間)	9日(72時間)	3,668時間

※ 自ら学ぶ風土醸成の観点から、積極的にチャレンジングな環境で学ぶ意思のある社員を支援することを目的に、各種研修を提供する制度。

CSRを推進する人材の育成

当グループは、戦略的CSR活動を持続的に続けていくために、CSRを推進する人材の育成に取り組んでいます。

CSRに関する研修は、新入社員研修のカリキュラムに組み込まれており、当グループのCSRの基本的な考え方や、取り組みの意義などについて講義を行っています。

また、CSR推進室メンバーが支店を往訪し、支店長やCSR責任者、CSR担当者を交えた勉強会を随時開催しています。勉強会は若手を含め社員同士の自由闊達な意見交換を通じ、顧客基盤の拡大にもつながる創造的なWith You活動※のアイデアを引き出すことが目的です。

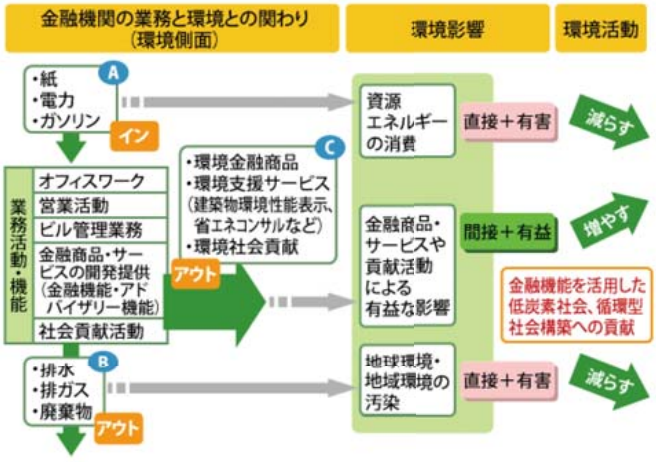

さらに、SMTBの本店ビル、府中ビル、千里ビルを対象としてISO14001の認証を取得しており、この認証取得に伴い、全社員がe-ラーニングによる環境教育を履修することを義務付けており、気候変動や生物多様性問題など環境問題の基礎や、自社の取り組みなどに関する最先端の知識の習得に努めています。

※ 114頁をご参照ください。

CSRインターンシップ

SMTBでは、大学生や中高生に職場体験をしていただくインターンシップにCSRのカリキュラムを組み込んでいます。

信託銀行の業務内容を説明した後に、数人のグループに分かれて信託や金融の機能を活用して気候変動や生物多様性保全に貢献する金融商品を考えてもらいます。

CSRインターンシップでは環境問題などから距離があると思われている信託銀行が、本業を通じて具体的な課題の解決に貢献できる可能性を秘めているということを体験してもらっています。

CSRインターンシップでのカリキュラムの様子

海外現地採用社員の声

私たちロンドン支店は、当支店のみならず、他の海外支店に関わる業務にも携わっています。私たちは香港、ニューヨーク、シンガポール、上海のユーザーやITスタッフと定期的に連絡を取り、現地の要望を聞いて可能な限り対応するよう努めます。この業務にはグローバルな視野も求められるため、仕事の優先順位やスケジュールを決める際は、公平であるようバランスを意識しています。

私がここで経験した主なプロジェクトは2013年の香港支店開設ですが、幸運にも他支店から経験豊富なメンバーが参加したことで、非常に順調に進めることができました。

ITには、知識だけでなく、人、チームワーク、そしてコミュニケーションが大切です。ロンドン支店では、およそ20名のメンバーがそれぞれの役割を担いながら、協力して働いています。複数のプロジェクトを同時に遂行するためには、メンバーがさまざまなスキルと多様性を持つことが極めて大切なのです。私はCSRとは、人が自分の役割、ポジション、能力を生かしながら、CSRの目的に貢献する機会を意識し、正しく行動することだと考えています。

ロンドン支店IT班 シニアマネージャー
Cliff Dowton さん
（クリフ・ドートン）

6 社員の状況

社員の状況（三井住友信託銀行）

	2013年3月末	2014年3月末
社員数	12,790人（男性6,459人）（女性6,331人）	13,587人（男性6,430人）（女性7,157人）
香港	—	35人
日本	12,311人	13,011人
中国	117人	129人
韓国	3人	3人
タイ	5人	5人
シンガポール	103人	114人
インドネシア	5人	6人
イギリス	102人	129人
アメリカ	144人	155人
平均年齢	41.1歳（男性42.4歳）（女性39.8歳）	41.8歳（男性42.8歳）（女性41.0歳）
平均勤続年数	12.9年（男性14.9年）（女性10.8年）	12.5年（男性15.4年）（女性9.9年）
平均年間給与	7,409千円	7,246千円
派遣社員数	1,452人	651人
アルバイト数	173人	171人
障がい者雇用数	223人（障がい者雇用率　2.00%）	259人（障がい者雇用率　1.86%）
継続雇用制度利用者数	565人	542人
欠勤者数（年間）	316人（男性152人）（女性164人）	390人（男性149人）（女性241人）
離職者数（年間）	305人（男性80人）（女性225人）	332人（男性88人）（女性244人）
労働災害件数（年間）	84件（うち業務上災害：46件、通勤途上災害：38件）	106件（うち業務上災害：63件、通勤途上災害：43件）

環境負荷低減に向けた取り組み

当グループは、環境マネジメントシステムの枠組みを活用し、業務活動から生じる環境負荷の低減と業務活動の効率化につながる取り組みを推進しています。

環境マネジメントのさらなる推進とグループ展開

1 事業活動と環境負荷

ISO14001による環境マネジメント

当グループは環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しています。環境負荷の大きい本店ビル、府中ビル、芝ビル、千里ビルの4拠点で認証を取得しています。これらのISO14001の認証サイトでは、原則として部門を活動の単位として、マネジメントシステムを運用しています。本業の業務プロセスを環境マネジメントシステムと連動させることにより、環境への取り組みを経営戦略と連動させ、環境負荷低減、経費削減、業務効率化を同時に達成する取り組みを推進しています。多くのグループ会社が入居する芝ビルでは2014年2月に認証を取得しており、グループ会社への活動の展開を本格化させました。

当グループでは、紙の使用、電力の使用、廃棄物の排出、グリーン調達を銀行業務における重要な環境側面として、それらについて目標を設定し、活動単位ごとに活動計画を定めた上で環境負荷削減の活動を推進しています。紙の使用に関しては、Step3対応や業務の集約化に伴い本店ビル、芝ビルにおいて紙の使用量が増加し、それぞれ15%、10%の削減目標に対して2.3%、2.1%の削減にとどまり目標を達成することができませんでした。一方で千里ビルで

三井住友トラスト・ホールディングス環境方針

1. **商品・サービスの提供**
   私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組みます。
2. **環境負荷の低減**
   私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。
3. **汚染の予防**
   私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組みます。
4. **法令等遵守**
   私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。
5. **モニタリング**
   私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。
6. **教育・研修**
   私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。
7. **情報公開**
   私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

※ 気候変動対応行動指針（15頁参照）、生物多様性保全行動指針（27頁参照）は、本環境方針を踏まえた具体的な行動指針として定めています。

はStep3関連の業務がピークアウトしたことから20%削減の目標設定に対して26.9%の削減と目標を達成することができました。電力使用量については、本店ビルで人員増や業務量増加のため5%の削減目標に対して1.9%の削減にとどまり、府中ビルでは事務室部分で電力使用量を削減しましたが、IT系機器増設に伴うコンピューター用電源の使用量が増加し全体では目標の4%削減に対して1.3%の削減にとどまり、目標達成に至りませんでした。千里ビルでは電算棟の電力使用量は増加したものの事務棟へのLED照明の導入効果などによって全体では2%の削減目標に対して2.8%削減と目標を達成しました。廃棄物発生量は紙の使用量との相関があり、府中ビル、千里ビルでは20%の削減目標に対して、それぞれ45.1%、34.7%と大幅に目標を達成しました。シュレッダーごみや溶解処理する書類が大幅に減少したことに加え、生ごみやペットボトルの大幅削減が貢献しています。本店ビル、芝ビルでは紙ごみの増加や拠点統廃合による一時的な廃棄物増加により目標は未達成です。文房具のグリーン購入については、購買システムにおいてグリーン商品のマーク表示のある商品を優先的に購入することが定着し、グリーン購入比率91%の目標に対して93%の実績となりました。

2014年度の環境マネジメントシステムの活動方針の策定にあたって、削減対象項目と目標値の見直しを実施しました。直接管理できる直接影響の項目については、著しい環境影響等に大きな変化がないことから、従来と同様に紙の使用、電力の使用、廃棄物の発生、グリーン購入の4項目を選定しました。一方で、環境目的と目標値については、新銀行統合初年度となる2012年度を基準年度とすることを原則とし、全拠点一律の目標を設定することとしました。紙の使用、廃棄物の削減は実質年率5%削減、電力使用量の削減は全国銀行協会の目標である年率1%相当の削減を上回る実質年率1.5%削減を目標としました。グリーン購入は2013年度の実績値93%を単年度の目標としつつも、中期的には過去の最大値である94.6%（2012年度実績値）を上回ることを目標としています。

		2013年度の目標と実績				今後の目標		
項目	対象ビル	基準年度	目標	2013年度実績		基準年度	2014年度環境目標	2016年度末環境目的
紙の使用	本店	2012年	△15%	×	△2.3%	2012年	△10%	△20%
	府中	2008年	△20%	×	△16.9%			
	千里	2008年		○	△26.9%			
	芝	2013年	△10%	×	△2.1%	2013年	△5%	△15%
電力の使用	本店	2012年	△5%	×	△1.9%	2012年	△3%	△6%
	府中	2010年	△4%	×	△1.3%			
	千里	2010年	△2%	○	△2.8%			
	芝	2012年	△1%	○	△2.6%			
廃棄物	本店	2012年	△15%	×	0.5%	2012年	△10%	△20%
	府中	2008年	△20%	○	△45.1%			
	千里	2008年		○	△34.7%			
	芝	2012年	△10%	×	5.2%	2013年	△5%	△15%
グリーン購入	本店・芝	2012年	91%	○	93%	2012年	93%	94.6%※

※ 2012年度の実績値

内部環境監査と外部審査員による指摘事項

ISO14001のPDCAサイクルの一環として毎年各部門相互間で内部環境監査員による内部環境監査を実施しています。外部の専門家を交えて内部環境監査を実施することによって事務局への牽制機能と客観性の確保に努めています。直近では2014年11月に52部門を対象として内部環境監査を実施しました。

内部環境監査では活動状況や目標達成状況を確認するとともに、部門間で有効な取り組みに関する情報交換をする場としても活用しており、環境負荷削減にとどまらず、業務効率化や経費削減の取り組みとの連携などの効果が表れています。

外部審査員による指摘事項

評価できる点	①内部監査結果の一覧表を作成して、指摘内容を評価ランクごとに見える化し分析しやすく、また監査結果がイントラネットを通じて各部署に分かるよう工夫されました。 ②CSR関連の商品につき、毎年、顧客ニーズを踏まえた新たな開発・普及・拡販を継続的に推進していることは、まさに環境と経営の両立であり大いに評価されます。(昨年同様ですが、金融と環境を一体化した商品を提供していくことは重要であり、かつ会社としての度量も必要なことから今年も取り上げたもの) ③2015年に予定されている規格改定を意識し、EMSの簡素化に取り組み始めたことは評価できます。

事業活動に伴うエネルギー使用量およびCO_2排出量削減の取り組み

当グループでは、事業活動に投入する電力、ガスなどのインプットと、事業活動から排出されるCO_2のアウトプットの双方の環境負荷削減に努めています。三井住友信託銀行(以下、SMTB)は省エネ法の適用を受けており、全国の全ての拠点におけるエネルギー使用量、CO_2排出量を共通のシステムを活用して集計しています。

2013年度における国内全拠点での電力使用量は80百万kWhと前年度の86百万kWhから6.9%削減しました。

エネルギー使用量とCO_2排出量の推移(国内拠点)

エネルギー使用		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
総エネルギー使用量(熱量)	GJ	1,081,210	1,107,217	999,891	1,000,431	949,345
総エネルギー使用量(原油換算)	kl	27,895	28,567	25,797	25,811	24,493
エネルギー使用原単位	kl/㎡	0.062	0.063	0.055	0.053	0.055
電力	千kWh	95,656	96,831	87,081	85,901	79,933
都市ガス	千㎥	2,019	2,116	1,875	2,475	2,502

CO_2排出		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
温室効果ガス排出量	t-CO_2	45,900	45,545	40,233	47,867	50,380
調整後温室効果ガス排出量	t-CO_2	42,607	40,562	38,788	46,531	41,994
排出量原単位	t-CO_2/㎡	0.102	0.101	0.086	0.099	0.114
排出量原単位(調整後)	t-CO_2/㎡	0.095	0.090	0.083	0.096	0.095

算定範囲:省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)の対象となるSMTBの国内の施設。一部の施設にはグループ会社も入居
算定方法:排出係数は「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出に関する省令」の排出係数を使用
排出量原単位の算定での電力の排出係数は電気事業者別の排出係数および調整後排出係数を使用

東京都環境確保条例の対象拠点のCO_2排出量の推移

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	累計
基準排出量	t-CO_2	27,690	27,690	29,904	29,904	
削減義務率	%	8	8	8	8	
排出上限量	t-CO_2	25,476	25,476	27,513	27,513	105,978
削減義務量	t-CO_2	2,214	2,214	2,391	2,391	9,210
CO_2排出量	t-CO_2	20,810	18,186	18,860	19,304	77,160
排出削減量	t-CO_2	6,880	9,504	11,044	10,600	38,028
超過削減量	t-CO_2	4,666	7,291	8,653	8,209	28,819

東京都環境確保条例による「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」におけるSMTBの府中ビル、芝ビル、調布ビル、目黒ビルの削減状況(4拠点の合計)。2013年度時点で排出量取引は行っていません。
※ 基準排出量、各年度のCO_2排出量は第三者機関による検証を受けています。

2013年度は拠点の集約により設備の密度は増加したものの、LED化の推進などオフィス部分における省エネの推進で電力購入量を削減しました。総エネルギー使用量は前年度比5.1%減少し、原油換算でのCO_2排出原単位は前年度並みを維持しました。一方で電力会社の排出原単位が増大したため、CO_2排出量は増加しました。
SMTBの拠点ビルのうち4拠点が東京都環境確保条例の排出削減義務の対象となっています。これらのビルについては従前からの熱源の高効率化などの対策により、義務量を上回る削減を達成しています。

都市ガスの使用量は2.5百万m^3と前年度比ほぼ横ばいとなっています。

最もエネルギー消費量の多い府中ビルでは、CO_2削減のために高効率熱源システムへの更新、電算室基準空調機の外気冷却時における加湿蒸気の抑制などの抜本的な省エネ・省CO_2対策を導入し、電気式空冷式ヒートポンプチラーをメインとした運用を行っていましたが、震災以降は夏季の電力ピークカットへの対応を優先するためにガス炊きの冷水発生機での運転をメインとするよう運用を変更しています。そのため、電力使用量は2011年度以降減少しているものの、都市ガスの使用量は大幅に増加しています。2013年度は個別の対策の積み上げで原油換算での総エネルギー使用量を前年度比5.1%削減しました。

2013年度の年間CO_2排出量は前年度比5.2%増の50千トンとなりました。これは電力事業者の排出係数の増加が大きく影響しています。拠点の床面積当たりの排出量原単位は2011年度以降0.1t-CO_2/m^2を下回っていましたが、拠点の統廃合による床面積の減少や電力事業者の排出原単位の増加により0.11t-CO_2/m^2と前年度比15%増加しました。

SMTBには東京都環境確保条例によってCO_2の排出量削減義務の対象となっている拠点が本店ビル、府中ビル、芝ビル、目黒ビルの4拠点あります。これらのビルに関しては従前からの熱源の高効率化などの対策により削減義務量を上回る削減量を達成しています。

その他の環境負荷削減の取り組み

紙の使用量についてはプリンター、コピー機に紙使用量削減を目的としたデフォルト設定をするなど細かな対策を積み重ねることにより、使用量を前年度から5.4%削減することができました。コピー用紙は再生紙の購入比率を改善することにより新たな森林の伐採量を削減し資源保護に貢献することに努めていきます。紙の排出量については保管書類の廃棄が一段落したこともあり21.8%の削減ができました。リサイクル率もほぼ横ばいで95%を維持しています。今後も大量に紙を廃棄している部門で削減策を実施し、印刷物の在庫管理や適正な量の発注を徹底して紙の廃棄量を削減するとともに、紙ゴミの回収業者や再生技術を有する企業との協働によるリサイクル率向上の施策の検討を重ねていきます。

紙以外の廃棄物の発生量に関しては、拠点の統廃合や賃借物件の契約解除の際に大量の廃棄物が生じたため、年間廃棄量が前年度比約2.3倍と大幅に増加しました。リサイクル率は前年度比14%向上していますが、紙ごみ以外の廃棄物についても今後排出量削減と排出した場合のリサイクルの推進に努めます。

紙、水の使用、廃棄物排出、リサイクルに関するパフォーマンス

	単位	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	備考
紙投入量	t	963	898	992	808	764	拠点ビルのみ
うち再生紙	t	385	338	377	592	524	
水使用量	千m^3	201	200	151	210	193	一部の支店を除く
廃棄物等総排出量	t	2,077	1,882	1,766	1,749	1,972	拠点ビルのみ
紙排出量	t	1,601	1,360	1,360	1,361	1,064	拠点ビルのみ
うち再利用量	t	1,559	1,334	1,309	1,296	1,015	
リサイクル率	%	97	98	96	95	95	
その他廃棄物排出量	t	432	471	406	387	909	拠点ビルのみ
うち再利用量	t	177	233	207	96	357	
リサイクル率	%	41	49	51	25	39	

集計範囲：拠点ビル（水使用量は一部支店を除く）

2 環境マネジメントの運用改善

中長期目標の設定

当グループ全体での取り組みを強化することを目的としてCO_2排出量削減と循環型社会形成に関して環境マネジメントの中長期目標を設定しています。全国銀行協会の設定した数値目標を参考にしていますが、今後公表される国のエネルギー基本計画などをベースにSMTB独自の目標を設定する予定です。

三井住友信託銀行環境中長期目標

CO_2削減（電力使用削減）	2020年度における電力使用原単位（電力使用量／延べ床面積）を2009年度比で10.5%減とする。（三井住友信託銀行）
循環型社会形成（廃棄物）	2015年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率を75%以上とする。（本店、芝、府中、千里の各拠点）

グループ会社での環境負荷削減の取り組み

2013年10月に全フロアの約半分にグループ会社が入居する芝ビルにおいて環境マネジメントシステムの運用を開始しました。当初からISO14001の認証取得サイトの本店ビル、府中ビル、千里ビルに入居していたビル管理、IT、バックオフィス関連のグループ会社はすでにSMTBと同じ枠組みのもと環境負荷削減の取り組みを推進しており、それらに加えて芝ビルに入居するグループ会社でも環境負荷削減の取り組みを拡大していきます。

また、日興アセットマネジメント株式会社、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社では独自の環境マネジメントシステムを運用しています。日興アセットマネジメントは1999年8月に国内で初のSRIファンドである「日興エコファンド」を開発するなどSRIのパイオニアです。2001年には日本の資産運用会社として初めて環境マネジメントシステムに関する国際規格（ISO14001）の認証を取得し、国内金融機関の中でも先進的な環境の取り組みを推進しています。コピー用紙の削減、省電力、ゴミの分別廃棄の向上と焼却ゴミの削減、グリーン調達については目標値を設定し、社員への周知徹底を図ることにより2013年度はほとんどの項目で目標を達成しました。

日興アセットマネジメントの三つの環境方針

グリーンインベスターの拡大

社会的責任投資（SRI）ファンドによる資金の流れは、環境保全に大きな意義を持つことから、これらの投資家（グリーンインベスター）の拡大に取り組みます。

省エネルギー・省資源等のオフィス活動の推進

オフィスの省エネルギー・省資源、廃棄物のリサイクルの促進やグリーン購入の拡大に取り組みます。また、環境に関する法規制その他の要求事項を遵守し、環境汚染の予防を図ります。

情報開示（ディスクロージャー）の充実

環境に関する情報開示（ディスクロージャー）の社会的システムとしての定着と充実は環境保全の観点から極めて重要との認識のもとに、環境方針をはじめとする日興アセットマネジメントの環境への取り組みについて、積極的に公開し、情報開示の充実に努めます。

日興アセットマネジメントの環境パフォーマンス

		2012年度	2013年度	2013年度目標	達成状況	
電力使用量	千kWh	1,068	1,025	前年レベルを維持	△4.0%	○
総エネルギー使用量	GJ	13,928	13,279	前年レベルを維持	△4.7%	○
CO_2排出量	t-CO_2	532	508	前年レベルを維持	△4.5%	○
1人当たりのコピー用紙購買量	枚	660	628	前年度比5%削減	△4.9%	△
文房具グリーン購入比率	%	57.2%	58.6%	60%	–	△

対象範囲：本社ビル（ミッドタウン）
CO_2排出量：東京都環境確保条例の特定温室効果ガス排出量の計算式による

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスでは、電力使用量削減、コピー用紙削減、ガソリン使用量削減を目的としています。電力使用量は拠点ビルの移転によるフロア面積の削減、ガソリン給油量は車両台数の削減とともに近隣の営業に電動自転車を導入したことにより、ともに前年度の実績を下回っています。ペーパーレス会議の導入、社内の申請書の電子化による業務フローの変更によってコピー用紙使用量を14.1%削減することができました。ペーパーレス会議の導入によって、コピー用紙使用量の削減による資源節約と環境負荷削減だけでなく、紙代のコスト削減、コピー作業時間の削減による業務効率化の推進という三つの効果を同時に達成することができています。特に、年間で100回以上の会議がペーパーレス化されたため、導入前にコピー作業に充てていた毎月30時間以上を他の業務に振り替えることができた計算となります。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの環境パフォーマンス

		2011年度	2012年度	2013年度
コピー用紙	枚	20,947,200	20,988,000	18,016,100
ガソリン	l	–	186,384	167,991
電力	kWh	2,574,005	1,950,228	1,683,804

3 サプライチェーンでの取り組みの強化

SMTBでは、社内で使用する文房具、備品などの購入にあたっては、グリーン購入対象商品をはじめ、省エネ型商品等環境に配慮した商品を優先して購入することとしています。購入品の中でも特に使用量が多いコピー用紙については2013年1月から経費削減と環境負荷削減の同時達成を目指し、本部各部と全営業店部で発注方法を統一して集中的に購買することとしました。再生紙比率100%のコピー用紙を導入することにより、紙資源の積極的な有効利用を推進し、資源節約とともに森林資源の保全に貢献することを目指しています。

また、資源の量的節約以上に熱帯雨林の違法伐採を防止し、自然資本の持続可能性を確保するためにはSMTB単独での取り組みにとどまらず、サプライヤーとの協力関係が重要となってくると考え、2013年11月にWWFジャパンや紙のユーザーである他の企業とともに「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」を設立しました。森林の管理、紙の製造・販売に至るまでのサプライチェーンにわたるESGに配慮した紙製品の普及に貢献することを共通の目的として、コンソーシアム設立以来、製紙メーカー、用紙販売会社、印刷会社などと対話を重ねています。

ISO14001でのグリーン購入の推進、持続可能な紙利用のためのコンソーシアムへの参画とCSR調達の取り組みを推進してきました。さらに三井住友トラスト・グループとして環境・社会に配慮した物品・サービスを優先的に購入することを定めたCSR調達方針を制定し、グループ会社も含めたCSR調達に取り組みます。CSR調達を確実に推進するためにはユーザーである当グループの活動のみならず、生産、販売に関わるサプライヤーの協力が必要となります。CSR調達の対象とする品目についてはサプライヤーとの協働で紙製品、印刷物、文房具類をはじめ、業務用の機器類に拡大していく予定です。(CSR調達方針については80頁参照)

「持続可能な紙利用のためのコンソーシアム」の基本的考え方

自らの事業活動に適した責任ある調達方針、行動計画、目標等を策定し、運用を行うことを基本とし、コンソーシアムとしては、2020年までに持続可能な紙利用を実践します。

- 信頼できる認証制度や再生紙を優先的に利用すること
- 保護価値の高い地域を破壊していないこと
- 伐採にあたって原木生産地の法令を守り、適切な手続きで生産されたものであること
- 重大な環境・社会的問題に関わる事業者の製品ではないこと

お客さまから信頼をいただくための取り組み

金融機関には、お客さまに商品の仕組みやリスクを適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、顧客情報の管理やお客さまの満足度を高めることも一層重要となっています。当グループは、こうした課題達成のためにさまざまな取り組みを進めています。

1 顧客保護等管理

基本的な取り組み方針

従来よりも複雑な仕組みや特徴を持つ金融商品が増加するなか、金融機関には、その商品の仕組みやリスクなどをお客さまに適切かつ十分にご説明し、ご理解いただくことが強く求められています。また、お客さまからの苦情や要望などに対する適切な対応や、顧客情報の適切な管理の重要性も一層高まっています。

こうしたなか、当グループは顧客保護等を経営上の最重要課題の一つと位置付け、当グループに対するお客さまの期待と信頼に応えるため、グループ各社の顧客保護および利便の向上に向けた基本方針を「顧客保護等管理規程」において定めています。また、これらを遵守し、誠実かつ公正な企業活動が遂行できるよう、チェック体制・推進体制を整備しています。これらの整備を通じて、課題や問題点などに対して自己規律に基づき適切に対処できるよう各種取り組みを進めています。

グループ各社においては、三井住友トラスト・ホールディングスが定めた基本方針に基づき、それぞれの業務特性に応じた適切な顧客保護等管理体制を整備しています。

取り組みの概要

お客さまへの適切な情報提供

三井住友信託銀行（以下、SMTB）では、お客さまに対する金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの知識、経験、財産の状況および取引を行う目的を踏まえ、お客さまの理解と納得が得られるよう適切かつ十分な説明を行っています。

具体的には、金融商品の勧誘や販売に関する方針を店頭やホームページで公表しているほか、適合性原則※の徹底や適切な情報提供などを定めた顧客説明マニュアルの

勧誘方針（三井住友信託銀行）

1. 基本方針についてご説明します
当社は、三井住友トラスト・グループの行動規範（バリュー）「お客様本位の徹底」および「法令等の厳格な遵守」を実践し、お客様が適切にご判断頂けるよう、この勧誘方針に基づき、金融商品・サービスをお勧めしてまいります。

2. お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします
当社は、お客様の「知識」、「経験」、「財産の状況」、「お取引の目的」などに応じて、お客様に適した金融商品・サービスをお勧めします。

3. 金融商品・サービスの内容をわかりやすく説明します
当社は、提供いたします金融商品・サービスにつき、その内容やメリットだけでなく、リスク、手数料なども十分ご理解いただけるよう、適切でわかりやすくご説明します。

4. 適切な説明や勧誘を行います
当社は、事実と異なる情報をお伝えしたり、不確実なことを断定的に説明するなど、お客様の誤解を招くような説明や勧誘はいたしません。

5. ご都合に合わせた勧誘に努めます
当社は、電話や訪問による勧誘を、お客様のご都合に合わせた時間帯、場所、方法で行うように努めます。

6. 社内体制の整備に努めます
当社は、お客様に適した金融商品・サービスを提供できるよう、社内体制の整備に努めます。また、正しい知識とわかりやすい説明方法の習得に努めます。

7. ご相談窓口を設置しております

作成による社内規則の整備、さらに研修の充実などを通じて、お客さまの立場に立った適正な金融商品の勧誘・販売を徹底しています。

特に、リスク商品取引については、ご高齢のお客さまへの説明が適切に行われているかモニタリングを行い、必要に応じ勧誘ルールの見直しを行います。

※ お客さまの知識、経験、財産の状況、金融商品取引契約を締結する目的に照らして、不適当な勧誘を行ってはならないという規制。

顧客情報管理

当グループは、お客さまの個人情報の保護に万全を期するための取り組み方針として個人情報保護宣言を定めているほか、お客さまの情報を適切に管理し、グループ内でお客さまの情報を共同利用する場合には、個人情報保護に関する法律、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関連法令等に従い、適切に対応するようにしています。

顧客サポート等管理

お客さまからの相談・苦情等に対し誠実かつ迅速に対応し、可能な限りお客さまの理解と納得を得て解決することを目指すとともに、「お客さまの声ポータル」の活用により、発生原因の把握・分析を行い、お客さまの利便性向上のため、業務改善に向けた取り組みを行っています。

外部委託管理

業務の外部委託を行う場合には、業務遂行の的確性とともに、お客さま情報の適切な管理等お客さま対応の適切性が確保されるよう、外部委託先の運営状況の確認、評価を通じたモニタリングを行っています（79頁参照）。

三井住友トラスト・グループの個人情報保護宣言

わたくしたち、三井住友トラスト・グループは、お客様や株主様の個人情報の保護に万全を期するため
下記の取組方針を定め、これを遵守することを宣言いたします。

記

1. 関係法令等の遵守
当グループ各社は、個人情報の保護に関する法律、主務官庁のガイドラインやその他の規範を遵守いたします。

2. 適正取得
当グループ各社は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲で適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 利用目的
当グループ各社は、個人情報の利用目的を通知または公表し、法令に定める場合を除いて利用目的の範囲内において利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

4. 委託
当グループ各社は、個人情報の取扱いを委託する場合は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先を適切に監督いたします。

5. 第三者への提供
当グループ各社は、法令で定める場合を除き、お客様からお預かりしている個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。
ただし、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合、別途定める特定の者との間で共同利用する場合は、お客様の同意をいただくことなく、お客様よりお預かりしている個人情報を第三者に提供することがあります。

6. お客様からのお問い合わせ等への対応
当グループ各社は、個人情報の開示・訂正等の手続きを定め、個人情報の取扱いについてのご質問・ご意見や内容照会・訂正等のお申し出につきまして迅速かつ的確に対応いたします。

7. 安全管理措置
当グループ各社は、個人情報の管理にあたっては、漏えい等を防止するため組織面、人事面、システム面でそれぞれ適切な安全管理措置を講じ、個人情報保護に必要な責任体制を整備いたします。

8. 継続的な改善
当グループ各社は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムを継続的に見直し、改善に努めます。また、すべての役員・社員が個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取扱うよう教育いたします。

新商品・新規業務導入における体制

新商品の取り扱いを開始する場合、新規の業務に取り組む場合などには、内在するリスクの所在および種類を特定・評価して、管理に必要なインフラを整備し、管理が適切に行われるよう事前に十分な検討を行うことが必要であり、このために商品審査規則と商品審査事務取扱要領が定められています。商品審査にあたっては各種リスクについての確認が行われます。この中ではお客さまが負担するリスクに対する確認とリスクの説明・勧誘体制の確認が行われます。また商品の販売にあたってお客さまの適合性に関する適切な確認を行うなど、お客さまからの信頼を意識したリスク管理を実施しています。

新商品・新規業務導入等のフロー

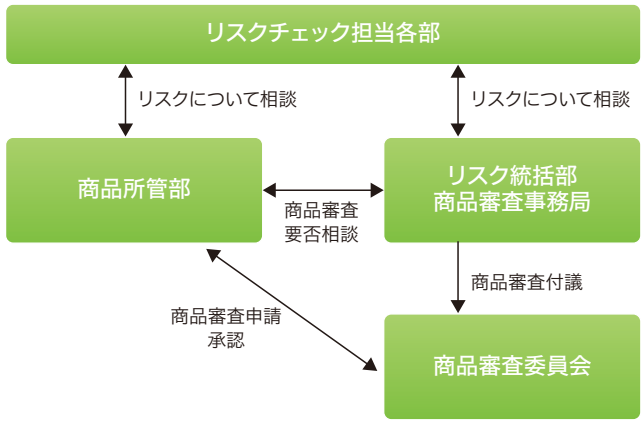

2 お客さま満足向上への取り組み

基本的な取り組み方針

情報化社会の進展などにより、お客さまがご自身の判断で、自由に取引金融機関を選ぶことができるようになり、金融機関が提供するサービスには、より高い水準が求められています。このような時代の要請に応えるべく、当グループでは商品・サービスの改善を継続的に進め、お客さまにお選びいただける金融機関でありたいと考えています。

当グループは、高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまに総合的な解決策を迅速にご提供していきます。また、「お客さま本位」を徹底し、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神を持って、お客さまの安心と満足のために行動していきます。

取り組みの概要

お客さまの声を反映する仕組み

SMTBでは、全国の営業店やテレホンセンター、ホームページに寄せられる「お客さまの声」のほか、各支店に備え置く「お客さまの声アンケート」により、多くのご意見・ご要望を頂戴し、より良い商品・サービスの提供へつなげています。

1 お客さまの声の収集

「お客さまの声アンケート」や郵送式アンケート調査を通じて、ご意見としていただく声のほか、日常のお問い合わせ・ご相談・ご要望の中に含まれる「お客さまの声」も、SMTBの宝物となっており、業務改善に生かしています。

お客さまの声をいただく5つの手法

営業店(店頭・電話)

お客さまからいただいた声を専用システムに記録し、改善につなげているほか、本部とも連携して全社で共有できるシステムを構築しています。

三井住友信託ダイレクト

お電話によるお手続きのほかに、ご照会・ご相談・ご意見などを承り、自ら改善を行うほか関係部にお客さまの声を伝え、共有しています。

各種アンケート調査

SMTBの商品・サービス等へのご意見等をお伺いするなどの、各種アンケート調査を実施しています。

お客様サービス室

お電話やお手紙、ホームページをとおして、お客さまのご意見・ご要望をいただいています。

お客さまの声アンケート

「お客さまの声アンケート」を、全国の営業店に備え置き、郵送のほか、店頭に設置しているお客さまの声ポストに投函いただくことで、お客さまからご意見・ご要望をお寄せいただいています。また、訪問先のお客さまからもご意見・ご要望をお寄せいただいています。

2 お客さまの声の分析

年間数十万件を超えるお客さまの声をご満足につなげていくために、お客さまの声を分析するシステム「CSお客さまの声ポータル」を活用しています。さまざまなお客さまの声を“見える化”し、“気づき”を得やすくすることで、お客さまのニーズにお応えしていけるよう、努めています。

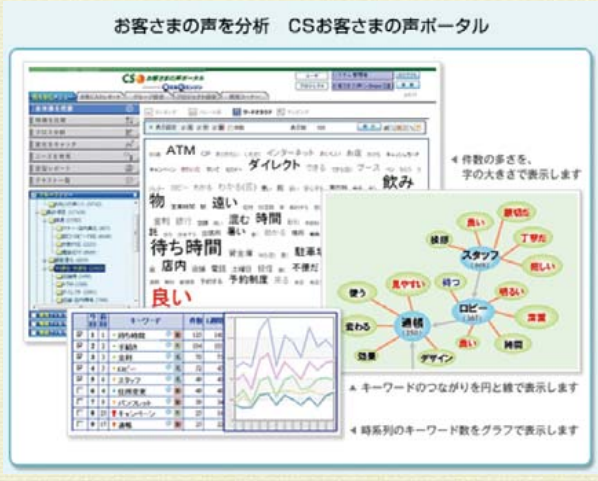

3 改善策の検討・実施

お客さまからいただいたご意見・ご要望は、営業店および本部が連携して原因の調査・分析と問題点の把握を行います。また、その結果をもとに改善策を検討し、より良い商品・サービスのご提供に努めています。

個人のお客さまの声に基づく改善事例

お客さまの声一つ一つに耳を傾け、満足いただけるようカタチにしていきたいと考えています。お客さまの笑顔や「ありがとう」の一言が、私たちのやりがいや喜びにつながっています。

これからも今に満足することなく、もっとお役に立つ銀行を目指して努力していきます。

各営業店での改善事例

出入り口の段差をなくしてほしい。（池袋東口支店）

改善

スロープ化工事を行い段差をなくしました。また手すりも設置致しました。

隣の人が気になるので、ATMの間仕切りをもう少し大きくしてほしい。（大森支店）

改善

ATMの間仕切りを以前より大きいものに変えました。安心してご利用ください。

新しい店舗でも、地震に備え、ヘルメットを分かりやすい所に置いてほしい。（仙台支店・仙台あおば支店）

改善

ロビー2カ所にヘルメットを配置しました。必要に応じロビーアテンダントがお配り致します。

この店舗にいる時に地震が発生したらどうしたらいいの？（八尾支店）

改善

非常時に備え『八尾市防災マップ（地震編）』をロビーに掲示して避難場所が分かるようにしました。

店内の照明が暗い。（豊中支店）

改善

照明の配置をより明るくなるようにしました。併せて蛍光灯を省エネ仕様のものに変えました。

→個人のお客さまの声に基づく改善事例（続き）

ウェブサービスの改善事例

投資信託基準価額推移比較画面の新設

投資信託は数が多く、どの商品を選んだらよいか迷う。

改善

ホームページの「投資信託基準価額一覧」から、比較したいファンド（最大五つまで）の右端にチェックを入れ、「ファンド比較ボタン」をクリックすると、グラフが表示され、現在までの基準価額の推移（6カ月／1年／3年）を比較することができます。

商品・サービスの改善事例

ローン関連約定書の変更

カードローンの契約書を読んでも返済方法等の詳しい内容がよく分からない。

改善

お客さまのご意見を参考に、返済方法等について実態に合わせた詳しい表記を契約書に明記するよう見直しました。

改善事例を全国店舗内のポスターでご紹介!!

全国の店舗にて、お客さまの声をもとに改善したそれぞれの取り組みを、ポスターで掲示しています。お立ち寄りの際にぜひご覧ください。

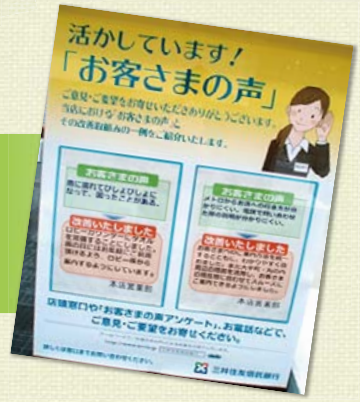

法人のお客さまの声に基づく改善事例

商品の改善事例

信託業務

改善

前払式支払手段（プリペイドカード・IC型電子マネーなど）を発行するお客さま向けに、「発行保証金信託」※の取り扱いを開始致しました。

※ 前払式支払手段の未使用残高に係る保全義務の改正により追加された信託を利用した保全方法

サービスの改善事例

確定拠出年金業務

改善

委託会社さま宛て、加入者さまへの投資教育のお手伝いをさせていただくとともに、研修、ウェブサービス、e-ラーニングツールなどの投資教育サービスを提供しています。

バリアフリー化の取り組み

SMTBでは、どなたにも安心してご利用いただける営業店環境を目指して、さまざまな取り組みを実施しています。

例えば、目が不自由なお客さまにも円滑にお取引いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」や「誘導用点字ブロック」の設置・導入を進めるとともに、預金や借り入れなどに関する代筆・代読に対応した社内手続きを定めています。

また、聴力の弱いお客さまに、より安心してご利用いただけるよう、全営業店に「耳マーク表示板」「補助犬同伴可ステッカー」を掲示するほか、「筆談ボード」「助聴器」「コミュニケーションボード」を窓口に設置しています。

取り組みの概要

社員のCS意識向上のための取り組み

SMTBでは、社員一人一人が日頃からお客さま本位のサービスを実践できるよう、教育・研修に注力しています。

主な教育・研修内容

CS講演会の開催

テーマパークや航空会社など、異業種の方を講師としてお迎えし、社員向けの勉強会を実施するなど、サービス・接遇の質の向上に取り組んでいます。

新入社員研修

あいさつの仕方や名刺の渡し方といった一般のビジネスマナーにとどまらず、お客さまの立場に立った応対とはどういうことか、といったことを題材にディスカッションを行い、お客さまにご満足いただける応対を自然に身に付けられるよう、意識付けを図っています。

店頭窓口係研修

日々お客さまと接する機会の多い店頭窓口係の研修において「お客さまにご満足いただくためにはどうすべきか」というようなテーマについて講義やディスカッションを行い、お客さまの立場に立った、より質の高いサービスについて学んでいます。

接客応対ロールプレイングの実施

社員をお客さまと見立てた接客応対のロールプレイングを実施し、社員同士で評価し合うほか、その様子をビデオ撮影し、自らがチェックを行うことなどにより、一人一人の応対スキルの向上を図っています。

高齢者疑似体験セミナー

社員がメガネや重りなどを装着し、ご高齢のお客さまの日常生活動作を体験することで、サービスの改善を目指す、「高齢者疑似体験セミナー」の受講を進めています。

銀行リテール力調査で総合第3位となりました

2014年9月の『日経ヴェリタス』に掲載された「第10回銀行リテール力調査※」において、SMTBが総合第3位となりました。特に高い評価を受けた項目は商品充実度における「資産運用」や「住宅ローン」で、いずれの項目も首位となっています。

SMTBは、お客さまに代わって資金を運用する「ラップ口座」で強みを持っていますが、さらに投資信託「コアラップ」や保険商品「ラップライフ」など、ラップ口座のノウハウを活用した商品も拡充させています。また、商品を販売する社員が、幅広い投資の知識を持ち、商品についてお客さまに分かりやすく説明できるよう、社員のスキルアップを促進しています。

住宅ローンについても、営業や事務の効率運営を徹底し、競争力の高い金利で提供しているほか、中古住宅の購入とリフォーム費用を一体で融資するなど、お客さまの安心や利便性の向上にも力を入れています。

今後はさらに、インターネットバンキングやコールセンター機能の強化も図り、サービスの向上に取り組んでいきます。

※「銀行リテール力調査」とは、日本経済新聞社と日経リサーチが共同で全国の117銀行を対象に、店頭サービスや金融商品の充実度を比べるものです。

Process 3

信頼を高め事業基盤を堅固にするCSR活動

共通価値の創造

企業が推進する社会貢献のテーマはさまざまですが、当グループは、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の三つの活動を中心に取り組みを強化しています。こうした取り組みが追求する社会的価値は、当グループの事業とは直接関連性のないものも含まれていますが、地道な活動を続けることでお客さまや地域社会からの信頼を高め、結果的に当グループの事業基盤を堅固にするものと考えています。

全国での活動

三井住友信託銀行（以下、SMTB）は、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根ざした社会貢献活動である“With You活動”を推進しています。

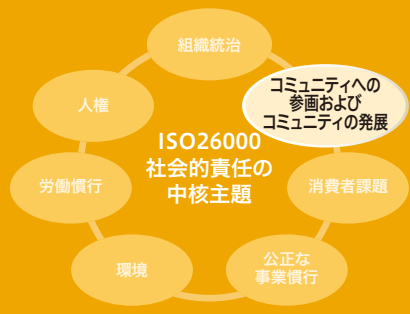

全国の支店における共通の取り組み

シルバーカレッジを開催しています（シリーズ開催）

“シルバー世代の備え”セミナーを開催

「シルバー世代の備え」についてのセミナーとして全国12カ店で開催致しました。また、現在、首都圏山手線沿線16カ店のお取引先を対象に開催しています。今後は、開催店部をさらに拡大していく予定です。

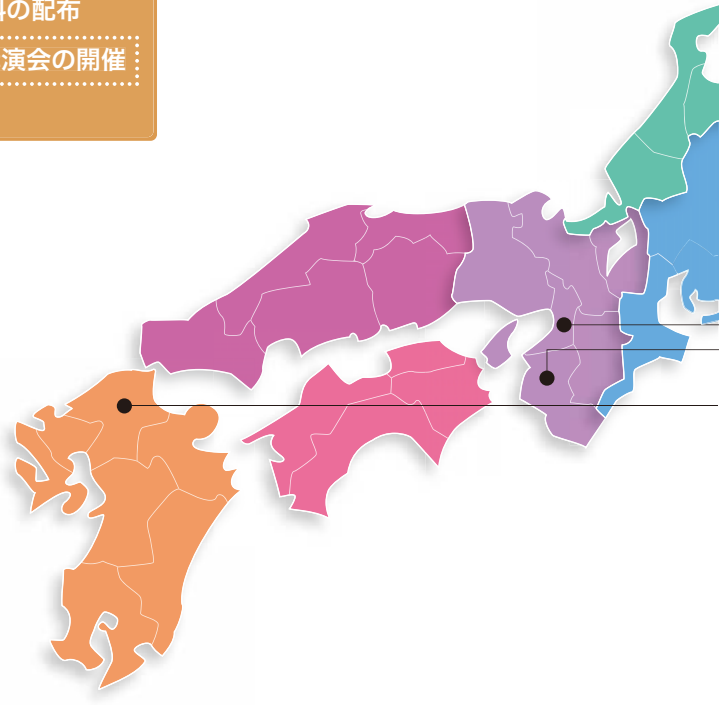

各地域の支店における代表的な活動

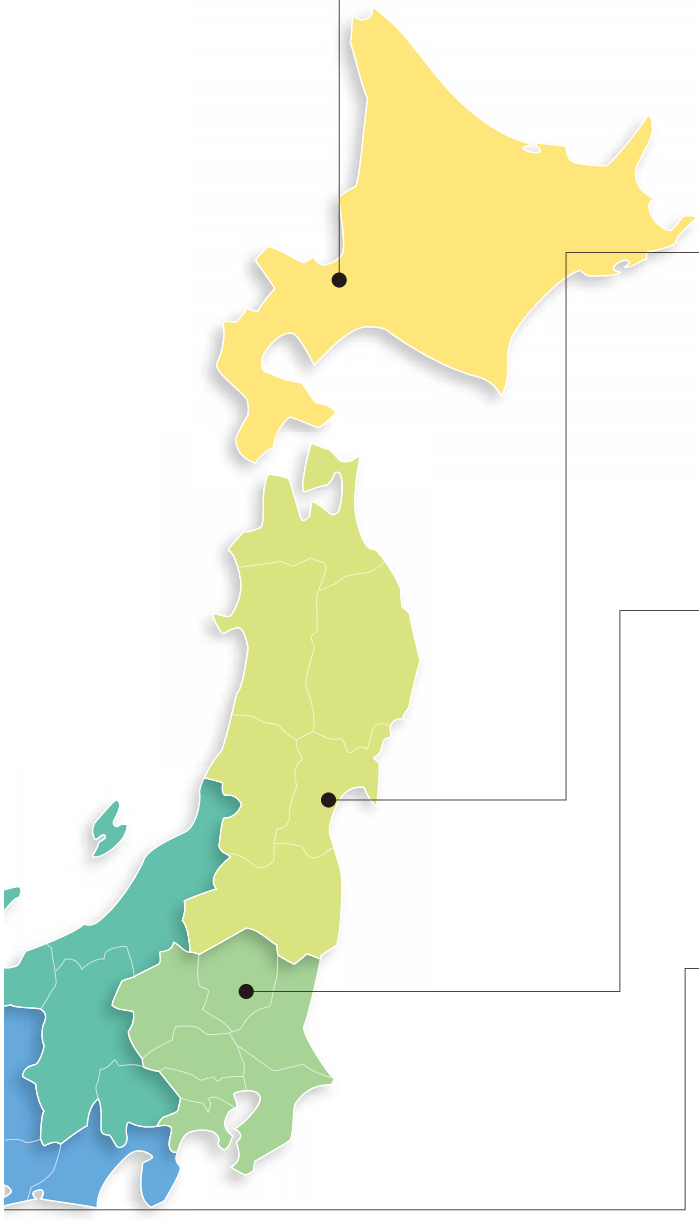

●札幌・札幌中央支店

北限ブナ林の保全再生ツアー

黒松内町に自生するブナ林は、日本にブナの自生する北限の地として、国の天然記念物に指定されています。札幌・札幌中央支店は、この黒松内町のブナを守るため、2011年から毎年「北限ブナ林の保全再生ツアー」を実施しています。

●仙台・仙台あおば支店

メダカの飼育

仙台・仙台あおば支店は、宮城教育大学と八木山動物公園が取り組む「メダカの里親制度」への協力として、2013年9月からメダカの飼育とメダカに関するロビー展を実施しています。2014年8月に卵が孵化し、無事にメダカの赤ちゃんが生まれました。

●宇都宮支店

シナダレスズメガヤの抜き取り作業

「鬼怒川れき河原」は貴重な動植物の宝庫ですが、近年外来種によって土地本来の植物の存在が脅かされています。宇都宮支店は、環境保全活動の一環として、外来種であるシナダレスズメガヤの抜き取り作業に継続して参加しています。

●八尾支店

バラタナゴの飼育

「ニッポンバラタナゴ」は、絶滅が危惧されている日本固有の淡水魚で、大阪府八尾市など、ごく限られたところにしか生息していません。八尾支店はNPO法人ニッポンバラタナゴ高安研究所にご協力いただき、飼育活動に取り組んでいます。

●和歌山支店

「しんたくの森」下草刈り活動

SMTBは、和歌山県が推進する「企業の森」事業を活用し、2007年から定期的に森林保全活動を行っています。和歌山支店を含め、全国の支店から社員の家族も含めた参加者が集まり、下草刈り活動を実施しました。

●福岡・福岡天神支店

ラブアース・クリーンアップに参加

ラブアース・クリーンアップとは、市民・企業・行政が協力して行う地域環境美化活動で、福岡市を発祥として全国に広がっています。福岡・福岡天神支店は合同でこの活動に参加し、海岸清掃を実施しました。

With You活動推進の取り組み

With You活動とは

三井住友信託銀行（以下、SMTB）は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、地域に根ざした社会貢献活動である“With You活動”を展開しています。With You活動では、①環境・生きもの応援活動、②サクセスフル・エイジング支援活動、③地域・社会貢献活動の三つを特に重視し推進しています。

SMTBでは、このWith You活動の内容を類型化し、難易度や効果を計り、活動の目安を設定するガイドラインとして、2012年度からポイント制度を導入し、組織的な活動の推進を図っています。ポイント制度では、毎年基準ポイントを設定し、「営業成果獲得」「環境負荷低減」「ブランドイメージの向上」「情報発信」の観点における評価とともに、営業成果・活動周知に関する工夫や、With You支店ブログへの投稿を考え合わせ、各支店を評価しています。支店の基準ポイント達成率は制度導入時から順調に増えており、現在With You活動は営業活動の手法の一つとして支店に浸透しています。

また、With You活動において総合的に顕著な成果を上げた支店を「With You優秀賞」「With You特別賞」として表彰し、その活動内容を全国支店で共有することで、With You活動の積極的な展開を図っています。

With You活動の狙い

基準ポイント達成店部数

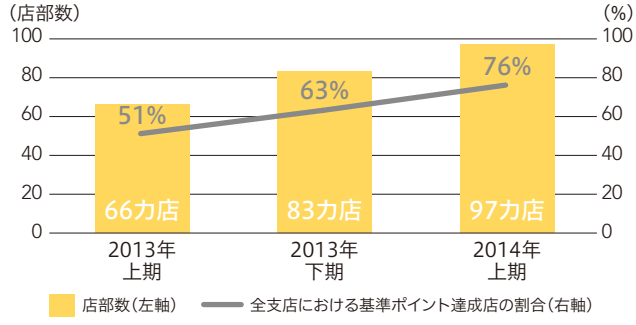

With You支店ブログ　ウェブサイトURL：http://branchblog.smtb.jp/

SMTBは、地域独自の情報をリアルタイムで発信し、地域貢献に対する思いを支店担当者が生の声で伝えることで、地域の皆さまとの関係を深めることを目的に、「With You支店ブログ」を立ち上げました。本ブログは、全国の支店におけるWith You活動の取り組みを随時紹介するほか、セミナーやパネル展の開催を案内するなど、お客さまとのコミュニケーション手段として活用されています。各支店によるブログの更新件数は年々増加しており、現在With Youブログは、地域への重要な情報発信ツールとなっています。

支店ブログ更新数の推移

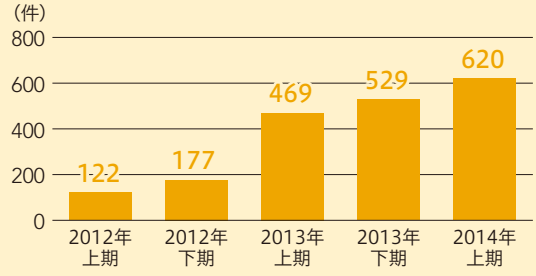

2014年度上期 With You優秀賞

目黒支店

目黒支店は、2013年10月の開店以来、シルバーカレッジや老人ホームセミナー、ロビー展の開催など、非常に積極的にWith You活動に取り組んでいます。

シルバーカレッジは、安全・安心な老後を送るための備えについて、各界の第一人者の方々にお話をいただく講座で、約半年間に4回開催し、115名の方に参加いただきました。

また、目黒支店と東京急行電鉄株式会社との共同により、介護付き有料老人ホームで老人ホームセミナーを開催しました。セミナーでは、相続対策・贈与や介護保険をテーマとする講演の後、施設見学と、ホームで提供されている食事の試食会も開催し、大変ご好評をいただきました。そのほか、目黒支店は、各地域の名産品や観光名所などを紹介するGMT（ジモト）紹介ロビー展の開催や、「目黒のSUNまつり」への参加など、さまざまな取り組みを行っています。

シルバーカレッジの様子

GMT紹介ロビー展

老人ホームセミナー

これらのバラエティに富んだ活動を継続して実施し、テーマの深堀り・展開ができている点などが高く評価され、2014年度上期のWith You優秀賞に選定されました。

2014年度上期 With You優秀賞

新百合ヶ丘支店

2013年11月に開店した新百合ヶ丘支店では、4回シリーズでシルバーカレッジを開催し、資産運用のほか、正しい栄養の取り方、老後の住まい、認知症などについて、各界の第一人者の方にお話しいただきました。新百合ヶ丘支店のシルバーカレッジは非常に人気が高く、178名もの方にご参加いただきました。カレッジ終了後、参加した方からは、「質・量ともに、ここまでしてくれる銀行はなかなかない」と大変ご好評をいただきました。

シルバーカレッジ講座テーマ

	講座名
第1回	老後の生活の安心を考える
第2回	老後の住まいを考える
第3回	認知症問題を考える
第4回	次世代への継承を考える

シルバーカレッジの様子。毎回大盛況でした

ヤマユリ植栽活動に参加した新百合ヶ丘支店メンバー

そのほか、新百合ヶ丘支店は「麻生ヤマユリ植栽普及会」の緑地活動に参加しています。これは、かつてこの地に自生していたヤマユリの復活再生を目的とする活動で、支店メンバーが草刈りやヤマユリの蕾への袋掛け作業を行いました。

新百合ヶ丘支店は、シルバーカレッジにおいて高い集客力を発揮した点や、講座が非常にレベルの高い内容であった点のほか、ヤマユリ植栽における地域に根差した活動とロビー展が評価され、2014年度上期のWith You優秀賞に選定されました。

ナショナル・トラスト支援活動

ナショナル・トラストとは、企業や市民がトラスト団体に土地や建物・現金を託し、美しい自然や歴史的な環境を、買い取りや保存契約などによって後世に引き継いでいく活動です。SMTBは、国内のトラスト地を題材とした環境教育をグリーンTVジャパンとの協働で実施するなど、さまざまな形でナショナル・トラスト活動を応援しています。

アマミノクロウサギのすむ森

奄美大島と徳之島にのみ生息する希少なアマミノクロウサギを守るため、日本ナショナル・トラスト協会が実施したトラスト・キャンペーンに参加し、鹿児島支店から8,066㎡相当の森の買い取り資金を寄付しました。

北限のブナ林

黒松内町に広がるブナ林はブナが自生する北限の地であり、地球温暖化による環境変化を知ることができる貴重な地域です。札幌・札幌中央支店の社員はこのトラスト地にブナの幼木を植樹し、定期的なブナ林の保全活動を行っています。

御谷（おやつ）の森

御谷の森は、鶴岡八幡宮の奥に広がる森です。1964年、鎌倉風致保存会が設立され、この森を守るため日本最初のナショナル・トラスト活動が展開されました。SMTBは風致保存会設立50周年の節目を記念し、鎌倉で環境教育の授業を予定しています。

ツシマヤマネコのすむ森

長崎県の対馬にのみ生息するツシマヤマネコは、現在わずか100頭にまで減少し、絶滅の危機に瀕しています。SMTBは、黒松内町・奄美大島とともに、社会貢献寄付信託を通じ、トラスト地の取得資金の寄付プログラムを提供しています。

天神崎

天神崎は和歌山県田辺市にある岬で、市街地に近接しているにもかかわらず、豊かな自然が残されています。SMTBは、近隣小学校の生徒たちが実施した聞き書き活動の様子を、映像教材として作成し、環境教育の授業に利用しました。

美作・水源の森トラスト

この水源の森は、吉井川源流域にある62haの森で、現在も自然のまま守られています。SMTBは、水源の森を題材とした映像教材を作成し、小学校の子どもたちを対象に環境教育の授業を行い、水の大切さについて考えました。

小網代（こあじろ）の森

三浦半島の先端近くに位置する森で、神奈川県のナショナル・トラスト活動によって守られてきました。SMTBはグリーンTVジャパンとの協働で、専門家へのインタビューと映像教材の作成を行い、小学校の環境教育の授業に利用しました。

ESD「持続可能な開発のための教育」

SMTBは、環境専門のインターネット放送局グリーンTVジャパンとの協働によるESDプロジェクトとして、次世代を担う子どもたちを対象に、ナショナル・トラストの普及啓発活動に取り組んでいます。

SMTBはこのプロジェクトの一環で、2012年に和歌山県の天神崎、2013年に神奈川県の小網代の森において、トラスト地を題材とした映像教材の作成と、小学校での出前授業を実施してきました。

2014年9月に実施したESDプロジェクトでは、岡山市立角山小学校の全校生徒を対象に、「岡山市の水源」をテーマとする映像教材を使用し、水の大切さについて考える授業を行いました。美作にある水源の森で撮影された映像を見た子どもたちは、身近な川が上流の森とつながっていることや、森を守ることが水に暮らす生きものを育み、私たちの生活を豊かにすること、森の保水機能が下流の洪水などを防ぐ役目を持つことなどを学びました。

この模様を、11月に岡山市で開催された、ESDユネスコ世界会議の関連イベントに設けたブースにおいて紹介したところ、大変多くの子どもたちが訪れ、好評を博しました。

SMTBは今後、日本で最初のナショナル・トラスト活動が展開された鎌倉においても、ESDプロジェクトの実施を予定しています。

岡山市ESDユネスコ世界会議の関連イベントに設けたブース

ナショナル・トラストを題材としたESDプロジェクトの流れ

2012

和歌山県 天神崎で地元の小学生が聞き書き活動を実施

2013

神奈川県 小網代の森の保全活動について専門家にインタビュー

2014

岡山県 美作・水源の森を日本ナショナル・トラスト協会のスタッフが案内

収録した映像を使って教材を作成

SMTBの社員がファシリテーターとなり、映像教材を使った授業を実施

地域への発信による

ナショナル・トラストの普及啓発

- 家で：子どもたちが授業で学んだことを家族に伝える
- サイト上で：授業で使った映像を即日アップ
- 支店ロビーで：授業風景を含む動画を放映

東日本大震災復興応援の取り組み

ガレキを生かす森の長城プロジェクト

59名が参加し、植樹活動に取り組みました。

植樹した苗木

このプロジェクトは、2012年12月に仙台・仙台あおば支店が企画した新店舗移転記念セミナー「森の力で甦れ―自然と調和した復興と再生」の開催にあたり、特別講師としてお招きした横浜国立大学の宮脇昭名誉教授からの参画の依頼によって始まりました。

本プロジェクトは、宮脇教授の考える「ガレキを生かした森の防波堤」構想に基づいて行われるもので、三陸沿岸300kmにわたり、有害物質を除去した震災ガレキと土を混ぜ合わせた盛土を築き、そこに広葉樹の苗木を植樹して、土地本来の植生に基づいた「森の防波堤」を作ることを計画しています。完成した防波堤には、津波のエネルギー減殺と、盛土の斜面崩壊を防ぐ効果が期待されているほか、震災ガレキ処理への新しいアプローチとしても注目されています。

仙台・仙台あおば支店は、2013年に続いてこの活動に参加し、当グループ社員や社員家族とともに植樹活動に取り組みました。土地の再生と未来の防災に貢献するため、両支店は今後もこの活動に継続して取り組んでいきます。

ふくしまオーガニックコットンプロジェクト

コットンベイブ（オーガニックコットンで作られた種付きの人形）

種を自宅で栽培

プロジェクトの流れ

収穫したコットン

「ふくしまオーガニックコットンプロジェクト」は、津波の塩害被害や原発の風評被害によって使用できなくなっている休耕地を活用し、塩害に強くセシウム吸収率が低いといわれている綿花を有機栽培で育てる活動で、2012年度から延べ5,000人以上の方々が栽培地を訪れ、活動に協力しています。このプロジェクトは、綿を含む繊維自給率が0%の日本において、福島から新しい農業と繊維産業を作り出そうという試みでもあります。

2014年6月に行われたオーガニックコットンプロジェクトには、当グループから有志として社員43名が参加し、福島県いわき市を訪れました。当日は、前日までの大雨の影響により、綿花の種まき作業はできませんでしたが、いわき市内をバスで巡り、被災地の現状や復興の様子を見学しました。また、見学後は各自コットンの種の入ったコットンベイブを持ち帰って自宅で栽培し、収穫したコットンは12月にまとめて福島に送りました。福島に集められたコットンはTシャツやコットンベイブなどの製品となって復興支援に役立てられます。

ISAKを通じたインドの子どもたちへの教育支援

シャンティ バーバンの子どもたちを支援しています

軽井沢に立地するISAKの校舎

Thulasi
Priya Rameshさん

インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢（ISAK）は、次世代を担うリーダーの育成を目指す、日本で初めての全寮制インターナショナルスクールとして、2014年8月に開校しました。1クラス10人～18人の少人数制で、授業は全て英語で行われ、卒業資格として、世界各国の大学への入学資格に認められている、国際バカロレアが取得できる認定候補校となっています。

ISAKは、主にアジア太平洋地域を中心とする海外からの留学生を受け入れるなかで、さまざまなバックグラウンドを持つ生徒が平等に教育を受けられるよう、支援を行っています。SMTBは、ISAKの理念を強く支持しており、2013年からサマースクールに海外から参加する生徒の里親となり、渡航費や学費、滞在費などをサポートしています。2014年に里親となったThulasi Priya Rameshさんは、インドで経済的に不利な立場に置かれている子どものための教育機関「シャンティ バーバン」で教育を受けています。SMTBは今後も、同校の優秀な生徒がISAKで習うことができるよう継続的な支援を行っていきたいと考えています。

サマースクールに参加した子どもたち

2014年サマースクールの様子

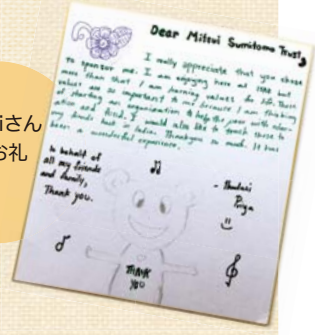

Thulasiさんからのお礼の手紙

教育機関「シャンティ バーバン」のミッション

シャンティ バーバンで学ぶ子どもたち

シャンティ バーバンは、インドの世襲階級カースト制度において、社会的、経済的に最も不利な立場に置かれた子どもたちの育成を目的としています。ここでは自然に恵まれた全寮制という環境のもとで、子どもたちの希望職種への就業やキャリア形成に向け、最高の教育プログラムを提供し、世界に通用する価値観を養います。シャンティ バーバンの教育プログラムは、カースト制度最下層の子どもたちに希望を与え、成功の道へと導くものです。

創立者アブラハム・ジョージ博士（Dr. Abraham George）は、カースト制度によって不利な立場に置かれた人々の状況を改善し、次世代への連鎖を断ち切るためには、子どもたちの教育が最も大切であると考えていました。

カースト制度最下層の子どもたちが最高の生活環境のもとで教育を受け、やがてリーダーとして成長すれば、子どもたちの家族を含め多くの人々がそれによって救われ、次世代にも良い影響を及ぼしていきます。シャンティ バーバンのような教育プログラムを多くの学校が実施することで、2000年にわたって続いてきたカースト制度による差別を撤廃することができるのです。

グループ会社におけるCSR活動

日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメントは、地球環境や持続可能な社会の発展に積極的に関わるべきであるという理念のもと、さまざまなCSR活動に取り組んでいます。

社員による社会貢献プログラム「日興AM従業員チャリティプログラム」の運営などに積極的に取り組むほか、資産運用会社として「国連環境計画・金融イニシアティブ」（UNEP FI）に加盟、「責任投資原則」（PRI）や「持続可能な社会に向けた金融行動原則」に署名し、本業を通じたCSR活動に取り組んでいます。特に、「持続可能な社会に向けた金融行動原則」では、発足当初から起草委員会の一員として参画しています。

FIT for Charity Run

Financial Industry in Tokyo（FIT）for Charity Runは、東京で事業を展開する金融サービス企業が、日本の非営利団体を支援するために結成した業界規模のチャリティ・イベントです。

日興アセットマネジメントは、2006年の第2回大会から毎年イベントの企業スポンサーおよび実行委員として参加しています。

子ども用車椅子の整備例会

日興AM従業員チャリティプログラムの寄付先団体「NPO法人　海外に子ども用車椅子を送る会」が実施する、子ども用車椅子の整備例会に参加しています。日本で使われなくなった中古の子ども用車椅子は、整備によって生まれ変わり、途上国の子どもたちに無償で贈られます。2014年10月に行われた整備例会には、社員ボランティア8名が参加し、約30台の車椅子の整備や梱包を行いました。

子ども用車椅子の整備例会に参加しました

使われなくなった車椅子をきれいに磨き、部品交換など整備をします

WFPウォーク・ザ・ワールド

日興アセットマネジメントは、国連WFP協会主催のチャリティウォーク「WFPウォーク・ザ・ワールド」に参加しています。このイベントでは、参加費の一部がWFP国連世界食糧計画の学校給食プログラムに役立てられます。2014年は3,879人がイベントに参加し、参加費から集められた3,626万200円が、途上国の子どもたちの飢餓をなくすために役立てられました。

2014年5月、横浜で開催された「WFPウォーク・ザ・ワールド」

オックスファム・トレイルウォーカーlight

オックスファム・トレイルウォーカーは、4人1組のチームで参加するチャリティ・イベントです。日興アセットマネジメントは、2014年5月、このイベントに参加し、神奈川県南足柄市から山梨県山中湖村まで、43ｋｍのトレイル・ウォークに挑戦しました。イベントで集まった寄付金は、途上国の紛争や災害時の緊急支援、教育・農業支援などの国際協力活動に役立てられます。

4人1組のチームでゴールの山中湖を目指します

三井住友トラスト不動産

2014年10月、三井住友トラスト不動産と名古屋市は、「東山動植物園再生プランに関する連携と協力の協定」を締結しました。同社は昨年度に名古屋市と覚書を交わし、さまざまな寄付を行ってきましたが、より継続的な支援と再生プランの推進、来場者サービスの向上を図るため、協定を結ぶこととしました。締結式では、三井住友トラスト不動産が名古屋市に、車椅子15台を寄贈しました。この協定により、同社は、今後も協定に基づく実績を毎年検証した上で、備品の寄付など効果的な支援を継続的に行っていく予定です。

また、同社は協定締結と同年の10月、東山動植物園を支援する活動として、孫の日の記念イベントを園内で開催しました。イベントでは、お孫さま連れのご家族を対象とする無料記念撮影会を行い、150組以上の多数のご家族に撮影の申し込みをいただきました。

締結式で署名した河村市長と三井住友トラスト不動産 阿賀社長

トラストさんと東山動植物園のマスコットキャラクター「ズーボ」くんも締結式に出席

住信SBIネット銀行

住信SBIネット銀行は、2013年6月、「地域チャレンジコンテスト2013」を開催しました。このコンテストは、全国の小・中・高校の生徒を対象に、自分たちの住む地域や人々が幸せになれるアイデアを募集するもので、応募総数194件の中から、宮城県農業高等学校のアイデアを大賞に選定しました。同社は、この企画実現のため、生徒たちや教員との会議や、イベント開催のための物品面における支援など、さまざまな面でサポートしました。

また、同年11月には「エコノミクス甲子園　インターネット大会」を実施し、インターネットを使って、全国の高校生に金融知識のクイズに取り組んでもらいました。同社は今後も、「ネット銀行として未来の幸せをみんなでシェアすること。この社会の未来を育てること」を目的に、インターネットというプラットフォームを使って取り組みを発信していきます。

住信SBIネット銀行のプロジェクトロゴ。「Challenge Action for Tomorrow」、ニックネームは「CAT」

宮城県農業高等学校の生徒の皆さん

インターネット大会に参加した生徒さんの中から、関西学院高等部の生徒さん2名が全国大会に進みました

その他のWith You活動

わたし遺産

SMTBは、2013年6月から、次世代にのこしたいと思う大切な「人・モノ・コト」を「わたし遺産」として、400文字程度のエピソードの募集を開始しました。大賞・準大賞を受賞した作品は、冊子としてまとめられ、全国支店のロビーに配布されます。第1回の募集では、家族、恩師、友人との思い出などに関する4,956通もの「わたし遺産」の中から、大賞に3作品、準大賞に20作品が選ばれました。

元気百歳百科 データ集の制作

SMTBは、高齢社会問題に国際的な視点から取り組んでいるILC－JAPAN（国際長寿センター）の協力のもと、高齢化に関する情報を集めた小冊子「元気百歳百科 データ集」を発行し、全国の支店やセミナーなどで配布しています。2014年9月に発行した改訂版では、「人口」「暮らし」「健康・医療・介護」のテーマごとに、グラフや図表を用いて日本の高齢者の現状を分かりやすく紹介しています。

With You活動のご紹介ツール

『SuMi TRUST With You 社会貢献活動レポート』

SMTBは、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根ざした社会貢献活動を展開しています。SMTBは、このような「With You活動」の各支店の取り組みなどを、『SuMi TRUST With You 社会貢献活動レポート』で紹介しています。

ウェブサイトURL: http://smth.jp/csr/report/

グリーンTV

グリーンTVジャパンは、豊富な海外のコンテンツに加え、日本独自に制作した総数1,000本以上もの映像コンテンツを無料で提供しています。

SMTBは、2007年の設立当初からメディアスポンサーとしてグリーンTVを支援しており、環境コンテンツの制作、ESD推進などでさまざまな連携を図っています。

ウェブサイトURL: http://www.japangreen.tv/

三井住友トラスト・グループのCSR

さまざまな企業行動指針などへの参加と活動

当グループは、国際的な企業行動指針や原則に署名し、その活動を実践するとともに、国連組織や海外の企業・NGOなどと協力し合いながら、国際的な行動基準づくりへも積極的に参画しています。

国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）への署名

UNEP FIは、金融機関に環境や持続的発展（サステナビリティ）に配慮した行動を促すための国際的ネットワークです。2003年10月に日本の信託銀行として初めて署名して以来、当グループは、本イニシアティブを積極的に支持しています。

自然資本宣言

三井住友トラスト・ホールディングス（以下、SMTH）は、2012年6月にリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」において国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「自然資本宣言（The Natural Capital Declaration）」に署名しました。SMTHは国内で唯一の署名金融機関です。

UNEP FI 不動産ワーキンググループ（UNEP FI PWG）への参加

UNEP FI PWGは、持続可能な開発を促進する不動産金融―「責任ある不動産投資；RPI（Responsible Property Investment）」を促進するためにUNEP FIの署名機関が組成したワーキンググループの一つです。当グループは2007年6月に参加し、RPI普及促進のためのメディアチームの一員となるなど中心メンバーとして活動しています。

責任投資原則（PRI）への署名

当グループ各社は、2006年5月に、国連グローバル・コンパクトとUNEP FIが共同事務局となり策定した「責任投資原則」に署名しています。この原則は機関投資家や運用機関に対し、投資の意思決定に際してESG（Environmental＝環境、Social＝社会、Governance＝企業統治）を考慮するよう求めるものです。

「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」リーダーシップ宣言に署名

当グループは、2008年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約国会議において、ドイツ政府の主導による「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」に賛同し、世界の33社とともにリーダーシップ宣言に署名しました。以来、世界のリーダー企業の一員として、生物多様性問題に積極的に取り組んでいます。

BSRへの加盟

BSR（Business for Social Responsibility）は、全世界250社以上の会員企業と連携し、持続可能（サステナブル）なビジネス戦略の開発に取り組む米国のCSR推進団体です。当グループは、2010年1月に同団体に加盟し、中国株SRIにおけるリサーチ情報の提供や管理職向けの研修への講師の派遣など、事業に密着したCSRを推進する上でさまざまなサポートを受けています。

国連グローバル・コンパクト（国連GC）への署名

国連GCは、アナン前国連事務総長により提唱された人権、労働、環境、腐敗防止に関する行動原則で、署名企業はその実践に向けた取り組みが求められます。当グループは、2005年7月に日本の銀行として初めて署名し、その支持・促進を通じて社会の良き一員として行動することを宣言しました。なお、当グループは国連GCの署名企業が参加するグローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク（GC-JN）のメンバーにもなっています。

持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）の策定と実践

当グループは、日本の金融機関が横断的に参加し、持続可能な社会に向けた具体的な行動をとることを目指す21世紀金融行動原則の策定に主体的に関わってきました。現在は、運営委員長として、署名機関を取りまとめ、原則の浸透を図るための取り組みを進めています。

GRIガイドライン対照表（サステナビリティ・日本フォーラム日本語版参照）

グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）：

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ（CERES：Coalition for Environmentally Responsible Economies）と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度、2006年度の改訂を経て、2013年度に第4版が発行されました。

●＝規定された開示項目　　※ グローバル・コンパクト

項目		指標	記載ページ	GC※
一般標準開示項目				
戦略および分析				
4.1	●	組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関する組織の最高意思決定者の声明	P4,5	
4.2		主要な影響、リスクと機会	P6,12,13,66,67,81-86,110,111	
組織のプロフィール				
4.3	●	組織の名称	P133	
4.4	●	主要なブランド、製品およびサービス	P14-65	
4.5	●	組織の本社の所在地	P133	
4.6	●	組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称	P132	
4.7	●	組織の所有形態や法人格の形態	P132	
4.8	●	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）	P10,11,132-133	
4.9	●	組織の規模 • 総従業員数 • 総事業所数 • 純売上高 • 株主資本および負債の内訳を示した総資本 • 提供する製品、サービスの量	P96,131-132	
4.10	●	a 雇用契約別および男女別の総従業員数 b 雇用の種類別、男女別の総正社員数 c 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力 d 地域別、男女別の総労働力 e 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否か f 雇用者数の著しい変動	P92,96	
4.11	●	団体交渉協定の対象となる全従業員の比率	P92	
4.12	●	組織のサプライチェーン	P9	
4.13	●	報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実、 • 所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） • 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合） • サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む）	P102	
外部のイニシアティブへのコミットメント				
4.14	●	組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方	P82-85,97-102	原則7
4.15	●	外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したもの	P7,27,38,50,51,57,65,75,80,102,123	

項目		指標	記載ページ	GC※
4.16	●	（企業団体など）団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるもの • ガバナンス組織において役職を有しているもの • プロジェクトまたは委員会に参加しているもの • 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの • 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの 主として、組織レベルで保持している会員資格を指す	P123	
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー				
4.17	●	a 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体 b 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか	P8-9	
4.18	●	a 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセス b 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したか		
4.19	●	報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面		
4.20	●	各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリー • 当該側面が組織内でマテリアルであるか否か • 当該側面が、組織内のすべての事業体（G4-17による）にとってマテリアルでない場合、 – G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、 – G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 • 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項		
4.21	●	各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリー • 当該側面が組織外でマテリアルであるか否か • 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地 • 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項		
4.22	●	過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由		
4.23	●	スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更		
ステークホルダー・エンゲージメント				
4.24	●	組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧	P9,103-109	
4.25	●	組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準		
4.26	●	ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否か		
4.27	●	ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループ		
報告書のプロフィール				
4.28	●	提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）	P2,133	
4.29	●	最新の発行済報告書の日付（該当する場合）		
4.30	●	報告サイクル（年次、隔年など）		
4.31	●	報告書またはその内容に関する質問の窓口		
GRI内容索引				
4.32	●	a 組織が選択した「準拠」のオプション b 選択したオプションのGRI内容索引 c 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報	P124-130	
保証				
4.33	●	a 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行 b サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準 c 組織と保証の提供者の関係 d 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か	—	

項目		指標	記載ページ	GC※
ガバナンス				
ガバナンスの構造と構成				
4.34	●	組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会	P68-75,86	
4.35		最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセス		
4.36		組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否か		
4.37		ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセス。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセス		
4.38		最高ガバナンス組織およびその委員会の構成 • 執行権の有無 • 独立性 • ガバナンス組織における任期 • 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 • ジェンダー • 発言権の低いグループのメンバー • 経済、環境、社会影響に関する能力 • ステークホルダーの代表		
4.39		最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否か（兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由）		
4.40		最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセス。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準 • 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか • 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか • 経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか • ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか		
4.41		最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセス。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか • 役員会メンバーの相互就任 • サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い • 支配株主の存在 • 関連当事者の情報		
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割				
4.42		経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割	P68-75,86	
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価				
4.43		経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集合的知見を発展・強化するために講じた対策	P68-75,86	
4.44		a 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセス。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度。また当該評価が自己評価であるか否か b 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置。少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化		
リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割				
4.45		a 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割 b ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否か	P81-86	
4.46		組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割		
4.47		最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度		
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割				
4.48		組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職	P8-9,68-75	

項目		指標	記載ページ	GC※
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割				
4.49		最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセス	P68-75	
4.50		最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段		
報酬とインセンティブ				
4.51		a 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬 • 固定報酬と変動報酬 （パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式、権利確定株式） • 契約金、採用時インセンティブの支払い • 契約終了手当て • クローバック • 退職給付 b 報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているか	P75	
4.52		報酬の決定プロセス。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か		
4.53		報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているか。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果		
4.54		組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率		
4.55		組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率		
倫理と誠実				
4.56	●	組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）	表2,P1,76-77	
4.57		倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）		
4.58		非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）		

特定標準開示項目				
マネジメント手法の開示項目				
4-DMA		a 側面がマテリアルである理由。当該側面をマテリアルと判断する要因となる影響 b マテリアルな側面やその影響に関する組織のマネジメント方法 c マネジメント手法の評価 • マネジメント手法の有効性を評価する仕組み • マネジメント手法の評価結果 • マネジメント手法に関連して調整を行った場合、その内容	P8-9	
カテゴリー：経済				
側面：経済パフォーマンス				
EC1		創出、分配した直接的経済価値	P131	
EC2		気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	—	
EC3		確定給付型年金制度の組織負担の範囲	—	
EC4		政府から受けた財務援助	—	
側面：地域での存在感				
EC5		重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	—	
EC6		重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	—	
側面：間接的な経済影響				
EC7		インフラ投資および支援サービスの展開と影響	P14-31	
EC8		著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	—	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面：調達慣行			
EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	—	
カテゴリー：環境			
側面：原材料			
EN1	使用原材料の重量または量	—	
EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	—	
側面：エネルギー			
EN3	組織内のエネルギー消費量	P97-102	
EN4	組織外のエネルギー消費量	P97-102	
EN5	エネルギー原単位	P97-102	
EN6	エネルギー消費の削減量	P97-102	
EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	P99	
側面：水			
EN8	水源別の総取水量	—	
EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	—	
EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	—	
側面：生物多様性			
EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	該当なし	
EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	該当なし	
EN13	保護または復元されている生息地	P116	
EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する	—	
側面：大気への排出			
EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	P97-102	
EN16	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	P97-102	
EN17	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	P97-102	
EN18	温室効果ガス（GHG）排出原単位	P97-102	
EN19	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	P97-102	
EN20	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	—	
EN21	NOX、SOX、およびその他の重大な大気排出	—	
側面：排水および廃棄物			
EN22	水質および排出先ごとの総排水量	—	
EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	P97-102	
EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	—	
EN25	バーゼル条約2付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅷに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	P97-102	
EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	—	
側面：製品およびサービス			
EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	P14-31,58-64	原則8,9
EN28	使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別）	—	
側面：コンプライアンス			
EN29	環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数	—	
側面：輸送・移動			
EN30	製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響	P97-102	原則8
側面：環境全般			
EN31	環境保護目的の総支出と総投資（種類別）	—	
側面：サプライヤーの環境評価			
EN32	環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率	—	
EN33	サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置	—	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面：環境に関する苦情処理制度			
EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	—	
カテゴリー：社会			
サブカテゴリー：労働慣行とディーセント・ワーク			
側面：雇用			
LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	P92,96	
LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	—	
LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	P90,91	
側面：労使関係			
LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	—	
側面：労働安全衛生			
LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	—	
LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数（地域別、男女別）	P96	
LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	—	
LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	—	
側面：研修および教育			
LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	P89,94	
LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	P92-94	
LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	P92-94	
側面：多様性と機会均等			
LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	P68-75, 90-96	
側面：男女同一報酬			
LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比（従業員区分別、主要事業拠点別）	—	
側面：サプライヤーの労働慣行評価			
LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響（現実のもの、潜在的なもの）と実施した措置	—	
側面：労働慣行に関する苦情処理制度			
LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P91	
サブカテゴリー：人権			
側面：投資			
HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	—	
HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間（研修を受けた従業員の比率を含む）	P87-89	原則1,2
側面：非差別			
HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	—	
側面：結社の自由と団体交渉			
HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	—	
側面：児童労働			
HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	該当なし	
側面：強制労働			
HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	該当なし	
側面：保安慣行			
HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	P89	
側面：先住民の権利			
HR8	先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	該当なし	

項目	指標	記載ページ	GC※
側面：人権評価			
HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	P87-89	
側面：サプライヤーの人権評価			
HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	—	
側面：人権に関する苦情処理制度			
HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	P88	
サブカテゴリー：社会			
側面：地域コミュニティ			
SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	—	
SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	—	
側面：腐敗防止			
SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	—	
SO4	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	P76-80	原則10
SO5	確定した腐敗事例、および実施した措置	P78,79	
側面：公共政策			
SO6	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	—	
側面：反競争的行為			
SO7	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	—	
側面：コンプライアンス			
SO8	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	—	
側面：サプライヤーの社会への影響評価			
SO9	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	—	
SO10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	P102	
側面：社会への影響に関する苦情処理制度			
SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	—	
サブカテゴリー：製品責任			
側面：顧客の安全衛生			
PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	該当なし	
PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	該当なし	
側面：製品およびサービスのラベリング			
PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	該当なし	
PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	該当なし	
PR5	顧客満足度調査の結果	P109	
側面：マーケティング・コミュニケーション			
PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上	該当なし	
PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	—	
側面：顧客プライバシー			
PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	—	
側面：コンプライアンス			
PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	—	

財務ハイライト

2013年度の連結業績につきましては、経営統合に伴う連結会計処理のプラス影響が解消しましたが、三井住友信託銀行単体の手数料関連利益やグループ会社の利益寄与額が増加したことから、実質業務純益は前年度比12億円増益の2,858億円となりました。

当期純利益は、与信関係費用の改善等が加わり、同39億円増益の1,376億円となりました。

期末配当金につきましては、連結配当性向30%程度を目処とする配当方針に基づき、1株当たり5円（2013年12月にお支払いしました中間配当金5円を含め、この1年間にお支払いする配当金の合計額は10円）とさせていただきました。

■2013年度決算の概要

<連結>三井住友トラスト・ホールディングス（連結）

（単位：億円）

	2012年度（A）	2013年度（B）	増減（B）－（A）	増減率
実質業務純益	2,846	2,858	12	0.4%
経常利益	2,550	2,580	29	1.2%
当期純利益	1,337	1,376	39	2.9%
与信関係費用	61	91	30	49.7%
自己資本ROE※1	7.48%	7.13%	△ 0.35%	－
EPS※2	31円27銭	34円48銭	3円21銭	10.3%
BPS※3	470円71銭	511円02銭	40円31銭	8.6%

※1 自己資本当期純利益率
※2 1株当たり当期純利益
※3 1株当たり純資産

<単体>三井住友信託銀行（単体）

（単位：億円）

	2012年度（A）	2013年度（B）	増減（B）－（A）	増減率
実質業務純益	2,102	2,118	16	0.8%
資金関連利益	2,072	2,157	85	4.1%
手数料関連利益	1,676	1,957	281	16.8%
特定取引利益	241	243	2	0.9%
その他業務利益	506	256	△ 249	△ 49.3%
経費	△ 2,394	△ 2,497	△ 102	△ 4.3%
臨時損益等	△ 196	△ 234	△ 38	△ 19.5%
経常利益	1,906	1,884	△ 22	△ 1.2%
特別損益	△ 316	△ 24	291	92.2%
当期純利益	1,051	1,160	108	10.3%
与信関係費用	53	76	22	42.4%

（注1）金額が損失または減益の項目には△を付しています。
（注2）記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

<配当>

	2012年度（A）	2013年度（B）	増減（B）－（A）
1株当たり配当金（普通株式）	9円00銭	10円00銭	1円00銭

拠点網

国内店舗・海外ネットワーク

当グループは首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた拠点網を構築しています。また、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワークも有しています。

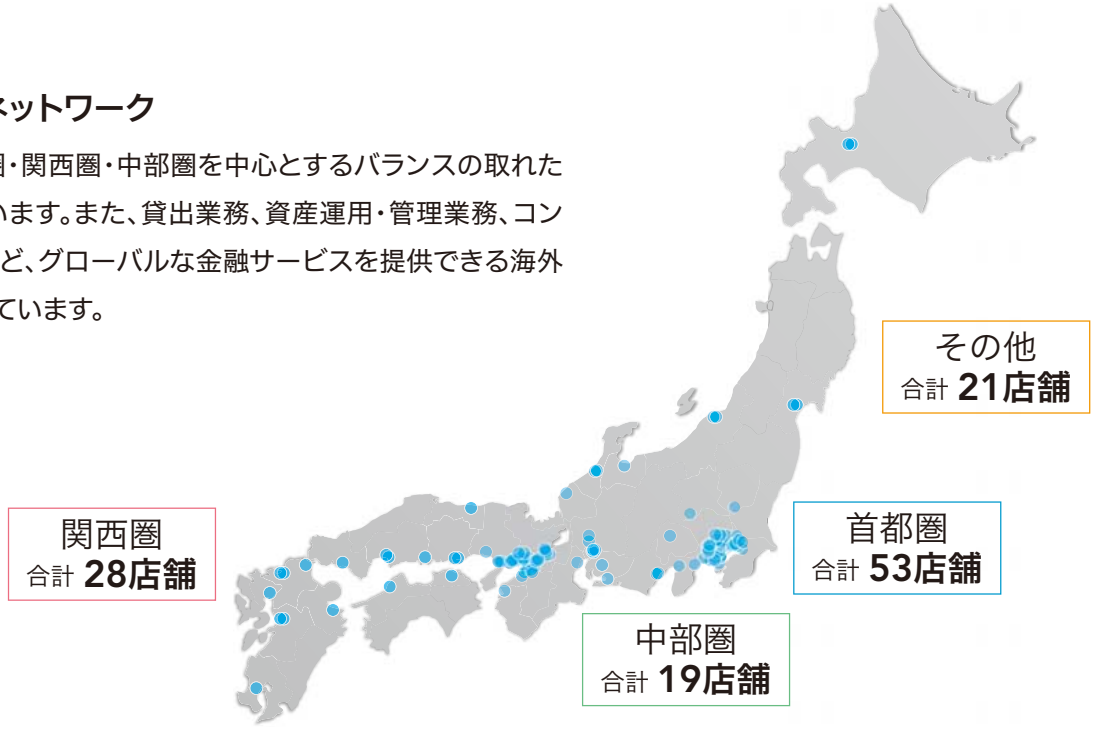

■国内拠点数
（2014年12月末現在）

	支店	コンサルプラザ・コンサルティングオフィス等
首都圏	53（ 43.8%）	22
関西圏	28（ 23.1%）	5
中部圏	19（ 15.7%）	1
その他	21（ 17.4%）	0
合　計	121（100.0%）	28

国内においては、首都圏・関西圏・中部圏を中心とするバランスの取れた店舗ネットワーク

■海外拠点
（2014年12月末現在）

[米国]
- ニューヨーク支店
- Sumitomo Mitsui Trust Bank（U.S.A.）Limited（銀行業務・信託業務）

[欧州]
- ロンドン支店
- Sumitomo Mitsui Trust International Limited（証券業務）
- Sumitomo Mitsui Trust Bank（Luxembourg）S.A.（信託業務・銀行業務・証券業務）
- Sumitomo Mitsui Trust（Ireland）Limited（信託業務）
- Sumitomo Mitsui Trust（UK）Limited（信託業務）

[アジア]
- シンガポール支店
- 上海支店
- 香港支店
- 北京駐在員事務所
- 北京（証券業務）駐在員事務所
- 紫金信託有限責任公司（信託業務・金融業務）
- Sumitomo Mitsui Trust（Hong Kong）Limited（証券業務）
- ジャカルタ駐在員事務所
- ソウル駐在員事務所
- バンコク駐在員事務所

グローバルな金融サービスを提供できる海外ネットワーク

三井住友トラスト・グループの基本情報

当社の概要（2014年9月末現在）

商号	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1
設立日	2002年2月1日（2011年4月1日 商号変更）
主な事業内容	信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの業務執行管理型の持株会社として、 以下（1）～（6）を主な機能としています。 （1）グループ経営戦略企画機能 （2）業務運営管理機能 （3）経営資源配分機能 （4）リスク管理統括機能 （5）コンプライアンス統括機能 （6）内部監査統括機能
資本金	2,616億872万5,000円
発行済株式総数	普通株式　3,903,486千株 優先株式　　109,000千株
上場証券取引所	東京（第1部）、名古屋（第1部）
証券コード	8309

三井住友トラスト・グループの基本情報

格付情報（2014年12月末現在）

		長期	短期	財務
三井住友トラスト・ホールディングス	日本格付研究所（JCR）	AA-	—	—
	格付投資情報センター（R&I）	A	—	—
三井住友信託銀行	スタンダード&プアーズ（S&P）	A+	A-1	—
	ムーディーズ（Moody's）	A1	P-1	C
	フィッチ・レーティングス（Fitch）	A-	F1	a-※
	日本格付研究所（JCR）	AA-	—	—
	格付投資情報センター（R&I）	A+	a-1	—

※ 存続性格付を記載

2015年1月発行
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部CSR推進室
〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1
電話 03-6256-6251　ファクス 03-3286-8741
ホームページ http://smth.jp/csr/index.html

SuMi TRUST
SUMITOMO MITSUI TRUST HOLDINGS

三井住友トラスト・ホールディングス「2014 CSRレポート」アンケート

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社　経営企画部CSR推進室 行

FAX 03-3286-8741

（当社ホームページからでもアンケートにお答えいただけます。下記のURLからご回答ください）

http://smth.jp/csr/report/index.html

Q1 本レポート全体について、どのようにお感じになりましたか？

● 内容　□ 充実している　□ 普通　□ もの足りない

● 分かりやすさ　□ 分かりやすい　□ 普通　□ 分かりにくい

Q2 本レポートにある三井住友トラスト・グループのCSRへの取り組みについてどう思われましたか？

□ 十分評価できる　□ 評価できる　□ 普通　□ あまり評価できない　□ 評価できない

Q3 本レポートで印象に残ったもの、関心を持たれたものはどの項目でしょうか？（いくつでもお選びください）

● □ トップコミットメント　□ 共通価値を創造するCSR活動

□ 国連GC、サステナビリティ方針、ISO26000 関連内容掲載ページ　□ 三井住友トラスト・グループのCSR経営におけるマテリアリティ

□ 当グループのビジネスモデル　□ 当グループ事業のステイタス

● Process 1

銀行事業：□ 金融機能を生かした気候変動問題への対応　□ 金融機能を生かした自然資本問題への対応

銀行事業：□ 金融機能を生かした超高齢社会問題への対応　□ 信託機能等を活用したさまざまなソリューション

資産運用・管理事業：□ 資産運用業務におけるESG課題への取り組み

不動産事業：□ 不動産業務におけるESG課題への取り組み

● Process 2

□ コーポレート・ガバナンス、内部統制　□ コンプライアンス（法令等遵守）体制

□ 公正な事業遂行の取り組み　□ リスク管理

□ 人権と三井住友トラスト・グループ　□ 社員と三井住友トラスト・グループ

□ 環境負荷低減に向けた取り組み　□ お客さまから信頼をいただくための取り組み

● Process 3　□ 全国での活動　□ With You活動推進の取り組み

● □ 三井住友トラスト・グループのCSR さまざまな企業行動指針などへの参加と活動　□ GRIガイドライン対照表

□ 財務ハイライト　□ 三井住友トラスト・グループの基本情報

Q4 本レポートについて、良い点、改善すべき点など、ご意見・ご感想をお聞かせください。

Q5 本レポートをどのような立場でお読みになりましたか？

□ 個人のお客さま　□ 法人のお客さま　□ 株主・投資家　□ 企業のCSR担当者

□ 研究・教育関係者　□ NPO・NGO職員　□ 報道関係者　□ 政府・行政関係者

□ 学生　□ 三井住友トラスト・グループの社員　□ その他（　　）

ご協力ありがとうございました。お差し支えない範囲で、ご記入をお願い致します。

お名前：　　ご職業・ご勤務先：

ご住所：〒

お電話番号：

このアンケートは、CSRレポートの一層の充実を目指して実施しており、それ以外の目的でご記入いただいた個人情報を使用することはありません。
当社は個人情報の適正な管理に努めています。